

令和 7 年第 1 回定例会

保健福祉医療委員会資料

〔諸般の報告事項〕

1 工賃向上の取組等について	2
2 行政処分を行ったグループホームの状況について	3
3 身体障害者手帳の等級認定誤りの調査結果について	4
4 茨城県こども計画の策定について	5
5 里親委託推進の取組状況について	8

令和 7 年 3 月 13 日
福 祉 部

工賃向上の取組等について

福祉部障害福祉課

1 現況

一般就労が困難な障害者の方々が利用している就労継続支援B型事業所^{※1}の工賃は、令和5年度実績で平均月額19,882円（全国第44位）となっている。

【平均工賃月額の推移】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 ^{※2}
本県	15,201円（38位）	15,726円（39位）	19,882円（44位）
全国	16,507円	17,301円	23,053円

※1 就労継続支援B型事業所

通常の雇用契約に基づく就労が困難な者に対して、就労及び生産活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う

※2 工賃の算出方法の変更

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い、令和5年度実績より変更

工賃総額 ÷ 1日当たりの平均利用者数 ÷ 12月（変更前：工賃総額 ÷ 工賃支払対象者総数）

2 主な課題

(1) 事業所の増加に対し、受注量の増加が不十分

- 新規事業所の参入が多い

(2) 内職中心の事業所が多く、高工賃の事業所が少ない

- 内職中心の事業所が多く、発注単価が低い
- 施設外就労に取り組む事業所の拡がりが不足

3 今後の取組み

「主な課題」に対応するため、事業所に対して「改善に向けた働きかけ」を、発注者に対して「発注促進」や「単価向上の要望」を行っていく。

(1) 事業所における意識の向上

- 研修会の開催
- 事業所への個別指導・ヒアリング など

(2) 発注促進等

- 茨城県共同受発注センターによる案件開拓・マッチング支援
- 優先調達の推進（県、市町村等における発注の促進）
- 経済団体への要望 など

(3) 自主製品の販売推進

- 販路確保の支援（POP UP SHOP Rubato、ナイスハートバザール等）
- 必要備品の整備に係る支援 など

(4) 施設外就労の推進

- 清掃・除草や農福連携など施設外就労の推進



研修会（11/19 開催）



POP UP SHOP Rubato
(12/5 議事堂開催)

行政処分を行ったグループホームの状況について

福祉部障害福祉課

県は、食材料費の過徴収（経済的虐待）により令和6年11月1日に（株）恵（東京都港区）に対し行政処分（指定の一部の効力の停止6か月（新規利用者の受け入れ停止））を実施したところだが、同社が運営していた県内の障害者グループホームについて、下記のとおり事業承継された。

1 事業承継について

- 令和7年1月20日、（株）恵が事業承継先となる（株）ビオネスト（兵庫県神戸市）と事業承継に関する契約を締結。
- 同年3月1日以降、（株）恵が運営していたグループホームについては、承継先である（株）ビオネストが創設した（株）INNOVELHEALTHCARE（イノベルヘルスケア：愛知県名古屋市）が運営。

2 県内グループホーム（事業所）の状況について

グループホーム名	運営の状況	行政処分
ふわふわ土浦	令和6年12月末廃止	対象
ふわふわ龍ヶ崎	令和7年1月末廃止	
ふわふわ筑西		
ふわふわ古河旭町		
ふわふわ取手	令和7年3月1日から承継先が運営	
ふわふわ古河西牛谷		
ふわふわひたちなか		

- 県内7事業所中5事業所が（株）ビオネストへ事業承継（それに伴い（株）恵の事業所としては廃止）。
- 「ふわふわ龍ヶ崎」及び「ふわふわ土浦」の2事業所については、利用者の退去及び従業員の退職等により運営が困難となり、令和7年3月1日の事業承継を待たずに廃止。
- なお、2事業所の廃止に伴う利用者の新たな受け入れ先の調整については、関係市町村等と協力のうえ対応し、すべて完了。

3 行政処分の効力と今後の対応について

- 県が実施した行政処分については、（株）恵としてのグループホームが廃止となったことから、効力は消滅。
- 事業承継されたグループホームについては、事業承継（新規指定）時の現地確認を行っており、今後は隨時、状況確認する予定。

身体障害者手帳の等級認定誤りの調査結果について

福祉部障害福祉課

1 事案の概要

令和6年第2回定例会で報告した身体障害者手帳の等級認定の誤り※の追加調査について、平成25年1月以前の交付分約9万6千件を点検したところ、さらに4件の誤りが判明した。

※内部障害の「3級」と「4級」の重複障害で、総合「2級」とすべきところを誤って「3級」で交付していた案件

①今回判明した認定誤りの対象者

	交付日	障害の種類	等級	
			誤	正
1	平成16年1月	肢体不自由 言語機能障害	2	1
2	平成17年6月	肢体不自由	4	5
3	平成13年12月 (令和5年死亡)	肢体不自由 言語機能障害	3	2
4	平成9年7月 (平成22年死亡)	肢体不自由	2	1

②令和6年第2回定例会報告の対象者

	交付日	障害の種類	等級	
			誤	正
5	平成18年1月	内部障害	3	2

2 今後の対応

認定誤りの対象者が受けた経済的損失（所得税・住民税の障害者控除の差額等）について確認の上、協議を進める。

3 再発防止策

手帳台帳システムを更新した平成25年2月以降は、システムの等級判定と職員による等級判定を突き合わせて確認しているほか、システムに職員が入力した結果について別の職員がダブルチェックを行っている。今後とも複数名による確認作業を徹底していく。

4 経緯

令和6年3月 : 認定誤りについて報道発表

令和6年4月～12月 : 書類の点検作業

令和7年1月～ : 本人・家族への謝罪と説明。関係市との調整

茨城県こども計画の策定について

福祉部子ども政策局少子化対策課
子ども未来課
青少年家庭課

1 策定の理由・根拠

こども基本法（令和5年4月1日施行）第10条の規定に基づく都道府県こども計画として、「茨城県こども計画」を新たに策定するもの。

2 計画（案）の内容

国の「こども大綱」を勘案し、「こども・若者の意見」を反映しながら、こども政策に関する法律等に基づく既存の諸計画を一体的に位置づけるとともに、茨城県総合計画との整合性を図り、施策体系や取組の方向性を策定する。

（1）計画の目標

「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる『こどもまんなか社会』の実現」

（2）計画案の概要

- 目標実現のため、「6つの施策」を柱とし「14の目標指標」を設定する。
- 法律、条例等に基づく、7つの計画を包含し、県のこども施策の一体的な計画とする。

（3）計画期間

令和7年度から令和11年度まで（5年間）

3 施行時期

令和7年4月

4 パブリックコメントの結果

（1）実施期間

令和6年12月13日（金）から令和7年1月16日（木）まで

（2）意見募集の方法

- 茨城県ホームページにて掲載
 - 福祉部子ども政策局内、茨城県行政情報センター、各県民センター県民福祉課、茨城県立図書館で閲覧
- ※小・中・高等学校等の児童・生徒に、パブリックコメントの案内を実施

（3）意見数

103件（うち、こどもからの意見19件）

施策体系	件数	うち、こどもからの意見
施策1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	2件	-
施策2 ライフステージを通じた取組	21件	6件
施策3 ライフステージ別の取組（子どもの誕生前から幼児期まで）	3件	-
施策4 ライフステージ別の取組（学童期・思春期）	27件	6件
施策5 ライフステージ別の取組（青年期）	12件	1件
施策6 子育て当事者への支援に関する取組	15件	1件
その他	23件	5件
計	103件	19件

※主な意見は別紙のとおり

【施策体系別の主な意見】

施策体系	主な意見（○大人からの意見／●こどもからの意見）
施策 1 こども・若者が権利の主体である ことの社会全体での共有等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人権教育と同様に、包括的性教育（※）に取り組んでほしい。 ※ 身体や生殖の仕組みだけでなく、人間関係や性の多様性、ジェンダー平等など幅広いテーマを含む教育
施策 2 ライフステージを通じた取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ こどもの貧困という課題への対応として、どんな環境のこどもでも学べる場所や、不安なく食事ができるこども食堂などがあるとよい。 ○ 「こどものいる場所での喫煙はやめるべき」との周知徹底や規制等がより一層必要ではないか。 ● 小中学校の近くに、こどもが集まる屋内の居場所を設置してほしい。 ● こどもは、どんな時にどこに相談したらいいのか分からぬことが多い。学校で「困ったときに相談できる場所」や「相談の方法」を教えてくれる時間があると安心する。
施策 3 ライフステージ別の取組 (子どもの誕生前から幼児期まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者が安心して働き続けられるよう、病児保育やシッター制度をもっと充実させてほしい。
施策 4 ライフステージ別の取組 (学童期・思春期)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不登校のこどもへの支援のため、公立の「学びの多様化学校」の開校、「校内教育支援センター」の設置を促進することを提案する。 ● 不登校になる理由がない学校づくりを最優先にしてほしい。 ● 障害のある子もない子も同じ学校に通えるようにしてほしい。
施策 5 ライフステージ別の取組 (青年期)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行きたい大学へ行けるよう、大学まで学費無償化にしてほしい。 ○ 経済的に余裕がないため結婚を見送る人が多い。結婚やこどもへの給付金など、経済的支援を重点的に行ってほしい。
施策 6 子育て当事者への支援に関する 取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高校の授業料や中学の給食費に対する補助など、子育てに対する切れ目ない支援をしてほしい。 ○ 地域の中で子育てを手伝ってもらえるような環境をもっと充実させてほしい。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 5年間の計画期間のうち、「いつから何を始めて、いつまでにどの程度達成したいか」について、目標数値を定め、具体的に明示した方が良い。

茨城県こども計画の概要

参考

策定方針

- ・こども基本法第10条の規定に基づく「こども計画」として位置づけ
 - ・国の「こども大綱」を勘案し、こども・若者の意見を反映
- ★アンケートでの主な意見（国・県への要望）
① 経済的な負担軽減への対策
② いじめや不登校への対策
③ こどもを事故や犯罪から守る対策
- ・施策体系や取組の方向性は、県総合計画との整合を図る

計画期間

令和7年度～令和11年度（5年間）

基本目標

全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現

その他の計画との関係

- その他、法律・条例等に基づく以下、7つの計画を包含している
- ・県次世代育成支援行動計画
 - ・県子ども・子育て支援事業支援計画
 - ・県子どもを虐待から守る基本計画
 - ・県こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画
 - ・県ひとり親家庭等自立促進計画
 - ・県社会的養育推進計画
 - ・いばらき青少年・若者応援プラン

施策体系と主な取組

施策1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

1 こどもの権利の尊重【重点】

- ・こどもまんなか理念の普及啓発、人権教育の推進、こども・若者の相談体制の充実 等

施策2 ライフステージを通じた取組

1 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

3 こどもの貧困の解消に向けた対策

5 こども・若者を犯罪などから守る取組★

- ・安全なインターネット利用環境整備、性犯罪等の対策と被害者支援 等・児童相談所の体制強化、里親委託の推進 等

2 こども・若者への切れ目のない保健・医療の提供

4 児童虐待防止対策と社会的養護の推進【重点】

及びヤングケアラーへの支援

施策3 ライフステージ別の取組（こどもの誕生前から幼児期まで）

1 妊娠前から幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保

- ・妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目ない支援の実施【重点】

2 幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

- ・多様な幼児教育・保育ニーズへの対応 等

施策4 ライフステージ別の取組（学童期・思春期）

1 質の高い公教育

- ・次世代を担う人財の育成【重点】

2 困難な問題を抱えるこどもへの支援

- ・いじめ対策・不登校やひきこもりへの支援★

施策5 ライフステージ別の取組（青年期）

1 地域力を高める人財育成や高等教育の就学支援

3 結婚を希望する方への支援【重点】

- ・ライフプランの形成促進、出会いの機会の提供 等

2 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

4 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談

体制の充実

施策6 子育て当事者への支援に関する取組

1 経済的負担の軽減、地域子育て支援

- ・子育て家庭への経済的負担の軽減★

2 共働き・共育ての推進

主な目標指標

項目

現状（令和5年度）

目標（令和11年度）

妊娠・出産に満足している者の割合

87.3%（令和4年度）

92.3%

県の結婚支援事業による成婚数（経年累計）

2,790組

3,690組

里親委託率

21.6%

70.0%

課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいる生徒の割合

全国15位

全国10位

里親委託推進の取組状況について

福祉部子ども政策局青少年家庭課

虐待等により保護者と生活することが難しい要保護児童について、県では、家庭と同様の環境で養育されるよう、里親委託推進に取り組んでいる。

1 フォスタリング業務の民間委託

令和4年度から、里親支援に係る一連の業務（広報・リクルート、研修、アフターケアなど）を包括的に民間の専門機関に委託

【令和6年度の取組実績】（令和7年1月末時点）

①意欲ある里親の確保（リクルート）

- ・ 里親制度説明会の開催（35回、延べ812人参加）
- ・ チラシの各戸配付（約6万部）、スーパー、コンビニ、薬局等でのポスター掲出（計843店舗）
- ・ 不妊治療クリニックでの医師・スタッフ向け出前講座（計4病院）

②里親の研修・スキルアップ

- ・ 登録研修（全4回×2地域）、スキルアップ研修を実施（全11回×2地域）

③委託中里親のアフターケア

- ・ 相談員による里親訪問、電話・LINE等による相談支援

2 里親委託推進チームの設置等による取組の強化

（1）里親委託推進チームの設置

- ・ 令和6年10月1日から、児童相談所、青少年家庭課、フォスタリング機関の職員計6名で構成する「里親委託推進チーム」を中央児童相談所に設置
- ・ 養育意欲が高く、委託が比較的容易と考えられる里親について、チーム員が面談のうえ、丁寧に子どもとのマッチングを実施

（2）里親ポータルサイト「いばらき里親navi」の開設

- ・ 令和7年1月29日、里親制度の情報を包括的に提供するポータルサイト「いばらき里親navi」を開設
- ・ サイト内で、里親制度の関係者（里親、児童養護施設職員、児童相談所職員等）の声や、実際に里親の下で育った経験者のインタビューを収録した動画を掲載

【参考】里親等委託率の推移

項目	R2	R3	R4	R5	R7.1月末
里親等 委託率	17.4%	19.4%	20.3%	21.6%	23.3%
里親委託 児童数	128人	138人	148人	154人	173人
里親 登録数	325組	358組	380組	443組	457組

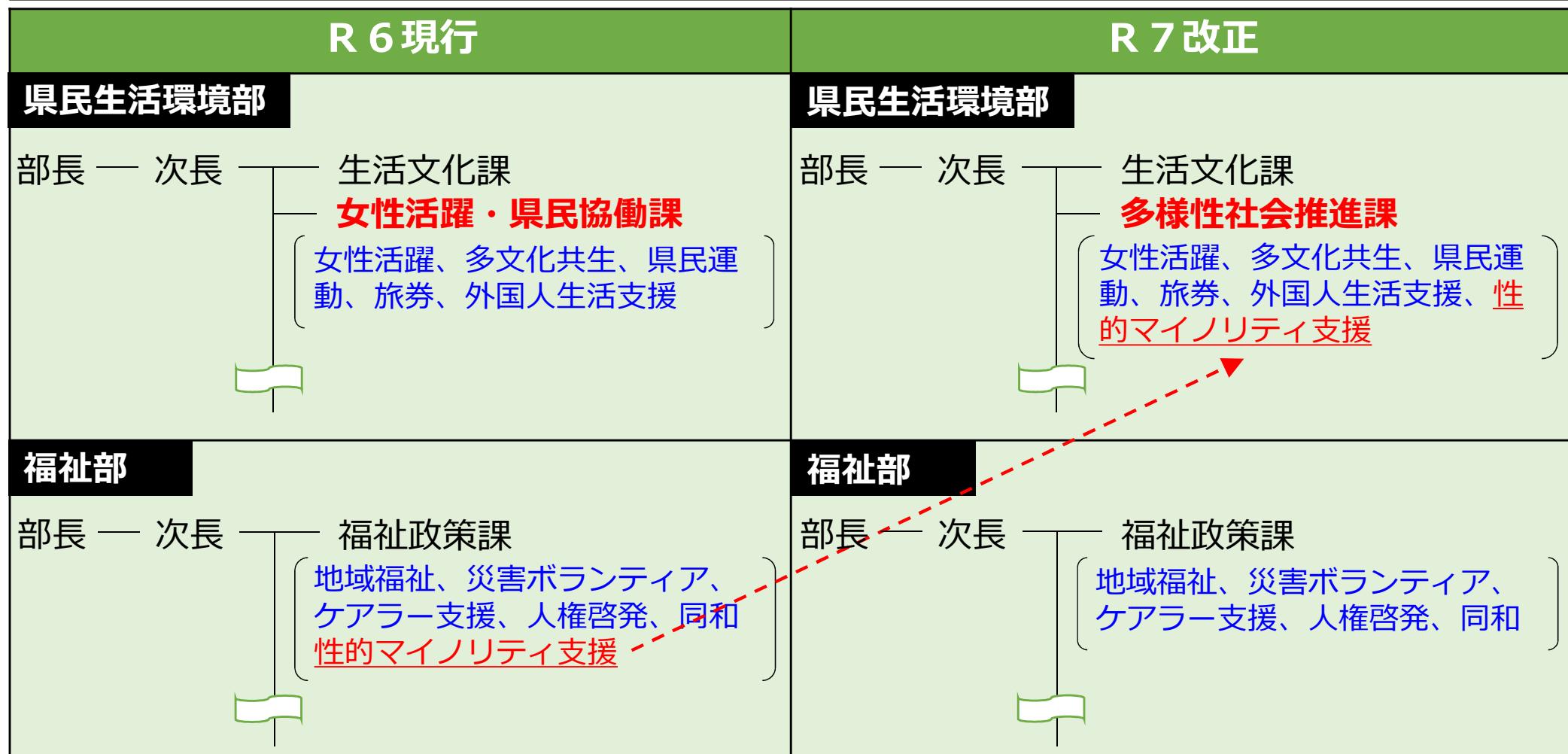
令和7年第1回定例会 保健福祉医療委員会資料

令和7年度組織改正の概要（福祉部関係）

令和7年3月13日
福 祉 部

II ダイバーシティ推進体制の強化

- 性別や国籍などにかかわりなく、一人ひとりが尊重され、多様性が受容される社会の形成を進めるため、県民生活環境部女性活躍・県民協働課を、「多様性社会推進課」に改組。
- 上記取組みを推進するため、パートナシップ宣誓制度等の性的マイノリティ支援業務を福祉部から同課に移管。



福祉部資料 1 - 3

茨城県こども計画（案）

茨城県

2025 年 3 月

目 次

第1章 計画策定にあたって

1 本県の状況	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 計画の概要	2

第2章 こども・若者を取りまく状況

1 出生数、合計特殊出生率の推移	4
2 成育環境	5
3 安心・安全	11
4 自己認識・社会認識	14
5 雇用・労働	15
6 結婚・出産	16
7 子育て	21

第3章 全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる

「こどもまんなか社会」の実現への課題と対応方針

施策1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	23
施策2 ライフステージを通じた取組	26
施策3 ライフステージ別の取組（子どもの誕生前から幼児期まで）	39
施策4 ライフステージ別の取組（学童期・思春期）	45
施策5 ライフステージ別の取組（青年期）	50
施策6 子育て当事者への支援に関する取組	55

【別掲】 計画に包含し、一体的に進める各計画

1 茨城県子ども・子育て支援事業支援計画	61
2 茨城県子どもを虐待から守る基本計画	76
3 茨城県社会的養育推進計画	88

資料編

・数値目標一覧	123
・こども・若者に関する主な相談窓口	124

第1章 計画策定にあたって

1 本県の状況

本県の出生数は、2007年から17年連続で減少を続け、2023年に14,898人となり、統計開始以来、最低の数字となりました。合計特殊出生率は、2005年に1.32まで低下し、その後は、穏やかな上昇傾向にありましたが、ここ数年で急激に減少しており、少子化に歯止めがかかる状況となっています。

国においては、2030年代に入るまでが少子化傾向を反転させるラストチャンスとして、2023年12月に子ども未来戦略を決定し、「子育てに係る経済的支援の強化」や「若者の所得向上」、「子ども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革」を柱とする加速化プランにより「次元の異なる少子化対策」を推進するとともに、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会である「子どもまんなか社会」を目指し、同じく12月に、子ども基本法に基づく「子ども大綱」を決定したところです。

本県においても、2022年3月に『第2次茨城県総合計画～「新しい茨城」への挑戦』を策定し、時代の変化に的確に対応し、未来に希望を持つことができる社会の実現へ向けた様々な施策を行ってきました。

この総合計画をベースに、子ども大綱を勘案して、「子どもまんなか社会」の実現に向け、子どもに関する施策や取組を一体的に展開するための指針となる「茨城県こども計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども基本法第10条第1項の規定に基づく「都道府県こども計画」として位置づけるとともに、子ども政策に関する以下7つの計画を包含し、一体的に策定します。また、その他関連する1つの計画についても、本計画の中に位置付けることとします。

○本計画に包含し、一体的に策定する7つの計画

(1) 茨城県次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法第9条第1項）

少子化対策をめぐる諸課題に対応しながら、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資する施策や取組を総合的に推進するための計画です。

(2) 茨城県子ども・子育て支援事業支援計画（子ども・子育て支援法第62条第1項）

市町村が行う子ども・子育て支援給付等が適正かつ円滑に行われるよう、広域調整を勘案し、幼児教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」を定めるための計画です。

(3) 茨城県子どもを虐待から守る基本計画（茨城県子どもを虐待から守る条例第10条第1項）

子どもの虐待防止に関する施策についての基本的な方針や目標のほか、虐待防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

(4) 茨城県子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画（子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第1項）

子どもの貧困の解消に向けた対策の推進という視点から各施策を捉え、子どもの貧困問題に対して、より効果的・総合的に対応していくための計画です。

(5) 茨城県ひとり親家庭等自立促進計画（母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条）

母子家庭、父子家庭及び寡婦の生活の安定と向上を図るための自立促進計画です。

(6) 茨城県社会的養育推進計画（こども家庭庁支援局長通知）

社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像、子どもの権利擁護、パーマネンシー保障^{※1}に向けた取組等を推進するための計画です。

(7) いばらき青少年・若者応援プラン（子ども・若者育成支援推進法第9条第1項、茨城県青少年の健全育成等に関する条例第10条）

社会生活を円滑に営む上での困難を有することも・若者への、健やかな育成や社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援等を推進するための計画です。また、青少年の健全な育成及び若者の活動の支援に関する計画も兼ねます。

○その他関連する計画等

(1) 母子保健を含む成育医療等に関する計画

（成育過程にある者及びその保護者並びに妊娠婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律第17条）

第8次茨城県保健医療計画等の計画とともに、成育医療等の提供に関する施策について、国との連携を図りつつ、地域の特性に応じた施策を策定・実施するための計画です。

(2) こども・子育て支援事業債の活用

当該事業債を活用したこども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善（ハード）に関する事業計画については、必要に応じて別に定めるものとします。

3 計画の期間

この計画の期間は、2025年度から2029年度までの5年間とします。

4 計画の概要

(1) 基本目標

「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる『こどもまんなか社会』の実現」

こども・若者の最善の利益を第一とし、年齢や発達段階に応じて関係する事柄に意見を表明する機会が確保され、その意見を尊重するとともに、社会全体が、こども・若者や子育てをめぐる問題は社会全体の問題だという意識を持ち、こども・若者や子育て当事者が社会において大事にされるよう、意識を変えていく必要があります。

(2) 計画策定にあたり重視する視点

計画の策定にあたっては、こども大綱において「こども施策に関する基本的な方針」としている以下6つの視点を重視します。

- ① こども・若者の権利を保障し最善の利益を図る
- ② こども・若者や子育て当事者の意見を聴き施策に反映する
- ③ こども・若者のライフステージに応じた切れ目ない支援を図る

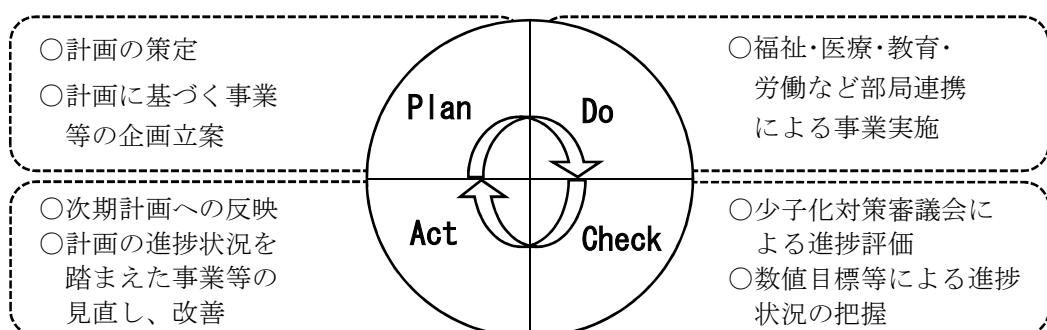
^{※1} 社会的養護を受けるこどもに対して、「永続的な家族」、すなわち「継続的な養育を行い、生涯にわたって変わらない居場所と、情緒的な結びつきを保つ家族」を実現しようとする理念。

- ④ 良好的な成育環境の確保、貧困と格差の解消を図る
- ⑤若い世代の生活基盤の安定と結婚・子育ての希望がかなう社会づくりを進める
- ⑥ 施策の総合性の確保及び国や市町村、民間団体等との連携を重視する

(3) 計画の推進体制と進行管理

この計画を実効性のあるものとして推進していくため、福祉・医療・教育・労働など部局連携で推進するとともに、それぞれの施策や取組についてわかりやすい数値目標等を設定し、P D C Aサイクルにより、定期的に点検・評価を行います。

また、5年後の目標値から毎年の期待値を設定のうえ、計画の進捗状況を茨城県少子化対策審議会に報告し、意見を求め、必要に応じて見直しを行うことにより、適切な計画の進行管理を実施し、円滑な計画の推進に努めます。※指標一覧巻末掲載

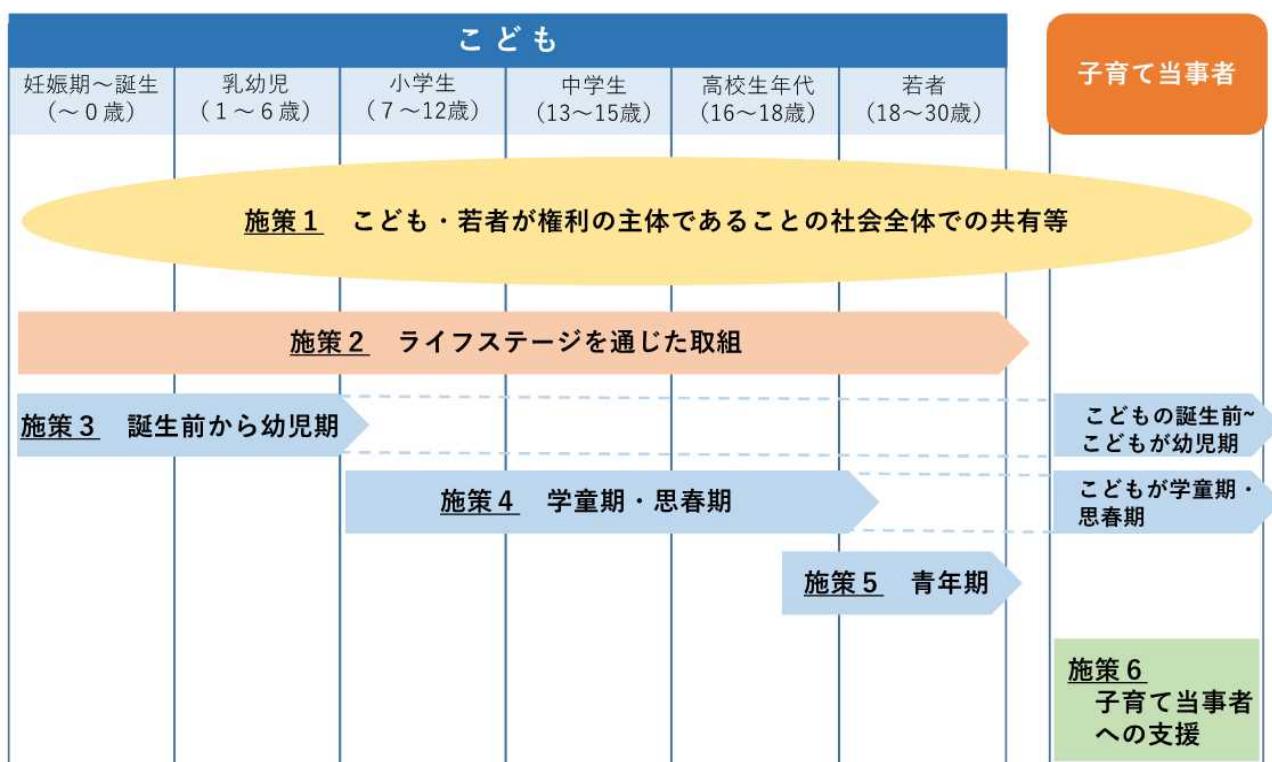


(4) 茨城県こども計画策定に当たって

「こども」とは、心身の発達過程にある者としており、一定年齢の上限は設けていません。固有名詞以外は「こども」と表記しています。

第3章の施策位置づけは以下の通りです。

茨城県こども計画における施策の位置づけ



第2章 こども・若者を取り巻く状況

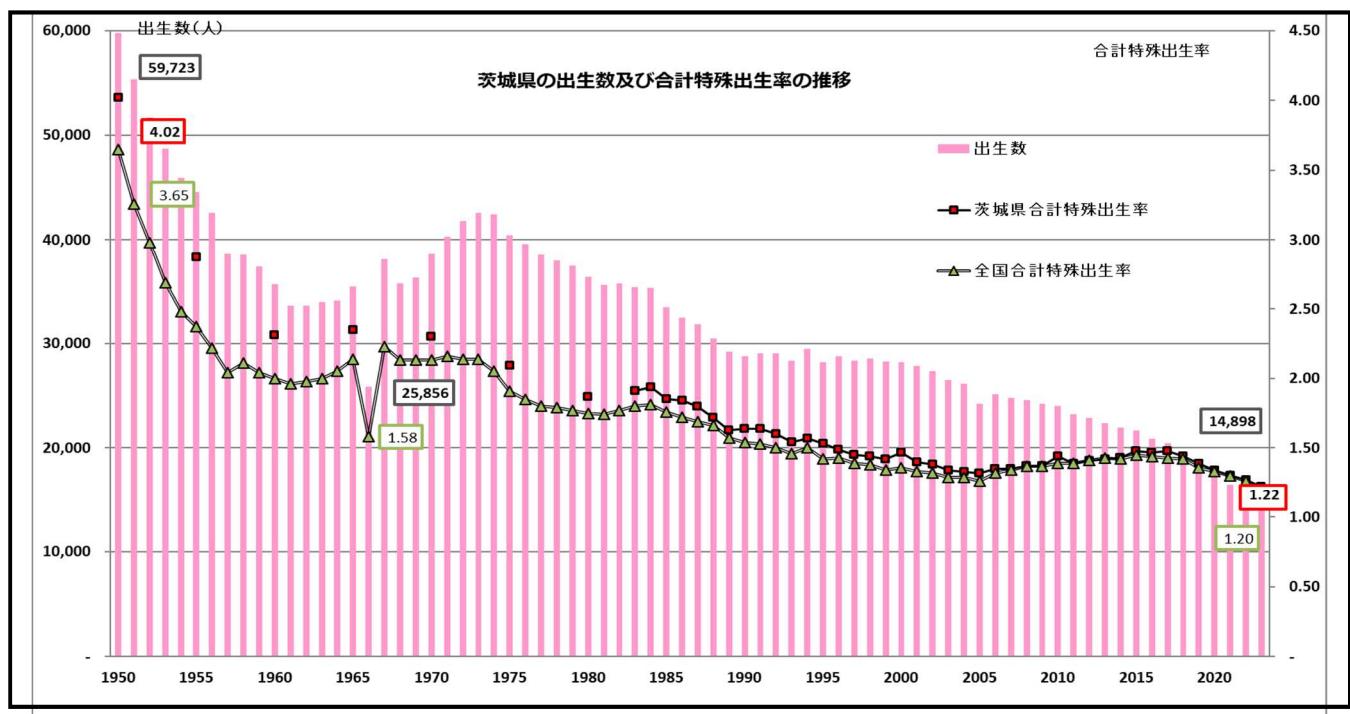
1 出生数、合計特殊出生率の推移

(1) 出生数の推移

本県における出生数は、戦後の第一次ベビーブームを過ぎた1950年頃から減少を始め、1960年代前半に約35,000人程度まで減少した後、第2次ベビーブームの影響で1973年には約42,000人まで回復しましたが、1975年頃から再び減少傾向となり、第2次ベビーブーム世代がこどもを持つ年齢に達しても増加に転じることはなく、2023年の出生数は14,898人となり、統計開始以来はじめて15,000人を割きました。

(2) 合計特殊出生率の推移

本県の合計特殊出生率^{※2}についても、出生数と同様に推移し、1960年代には概ね2.00を超えていましたが、1975年頃から減少傾向となり、2023年には1.22と過去最低を更新しています。人口を維持するのに必要な水準（人口置換水準）である2.07からは大きく乖離している状況です。



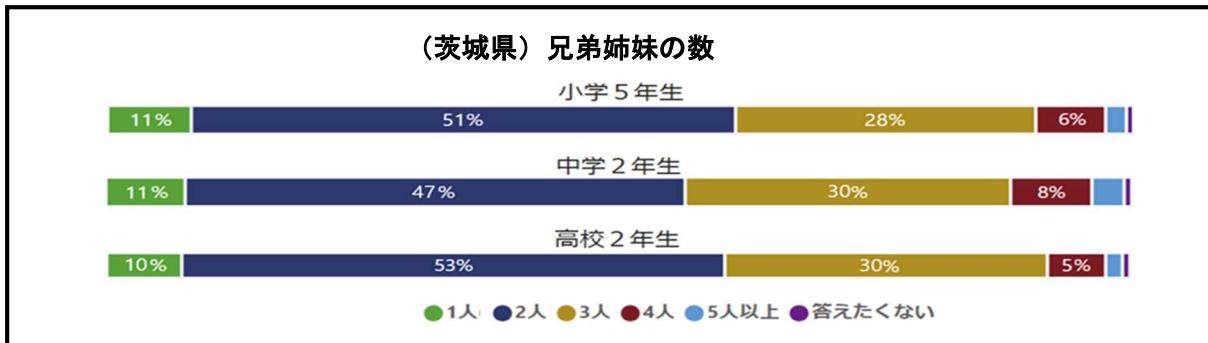
出典：厚生労働省「人口動態統計」

※2 15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの

2 成育環境

(1) 兄弟姉妹の数

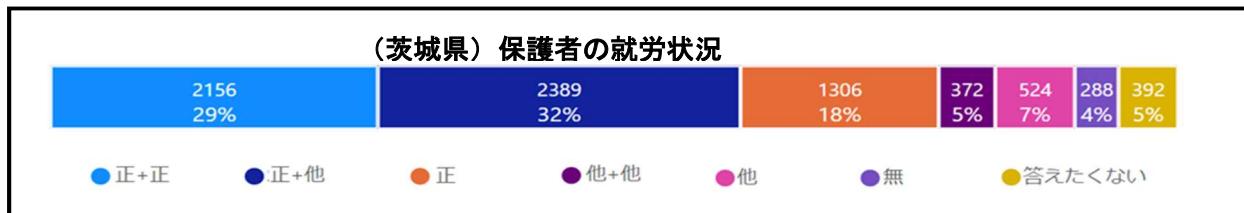
県内の学校に通う小学生から高校生までのこどもに「自分を含めた兄弟姉妹の数」を尋ねたところ、1人と答えた人は約10%、2人と答えた人は約50%、3人と答えた人は約30%でした。



出典：「茨城県こども計画の策定のための基礎調査（2023年度）」

(2) 保護者の就労状況

県内の未就学児から高校生の保護者に就労状況を尋ねたところ、共働き世帯は66%で、うち、両親ともに正規雇用の世帯は、29%でした。

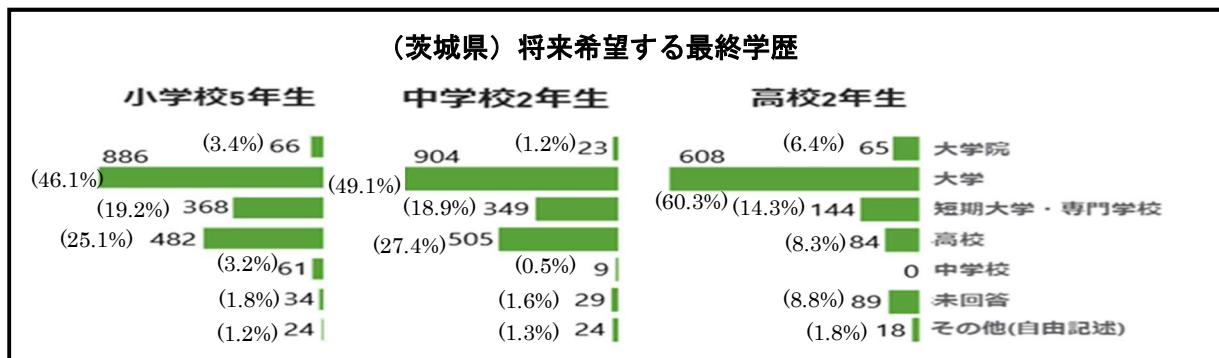


出典：「茨城県こども計画の策定のための基礎調査（2023年度）」

- ・正+正：両方とも、正規雇用
- ・正+他：一方が正規雇用で、他方が非正規雇用 or 自営業、フリーランス or その他
- ・正：一方が正規雇用、他方は働いていない、あるいは、いない
- ・他+他：両方とも、非正規雇用 or 自営業、フリーランス or その他
- ・他：一方が非正規雇用 or 自営業、フリーランス or その他、他方は働いていない。あるいは、いない
- ・無：保護者は全て、働いていない
- ・答えたくない：一方、あるいは両方が「答えたくない」と回答している

(3) 将来希望する最終学歴

県内の学校に通う小学生から高校生までのこどもに将来希望する最終学歴を尋ねたところ、年齢が高くなるに伴い、大学・大学院への進学を希望する者の割合が増えています。



出典：「茨城県こども計画の策定のための基礎調査（2023年度）」

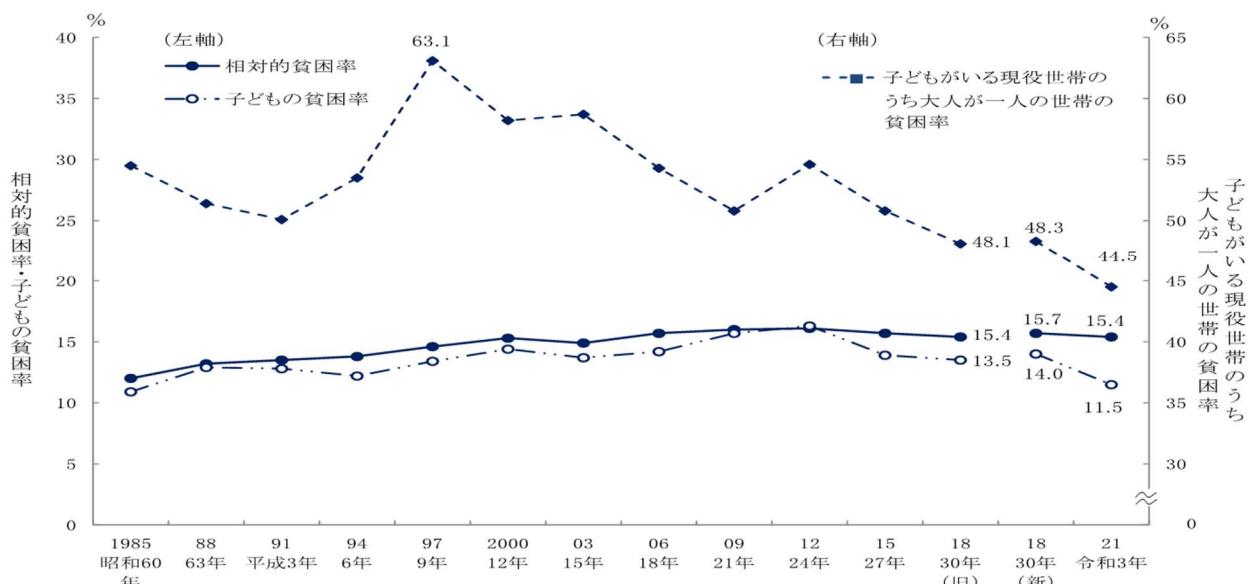
(4) こどもの貧困率

貧困状態を示す指標の一つとして、相対的貧困率があります。これは、貧困線^{※3}を下回る所得^{※4}となる者の割合のことです。こどもの貧困率とは、17歳以下のこども全体に占める「所得が貧困線に満たないこども」の割合を言います。

1985年以降、日本のこどもの貧困率は上昇傾向にありました。2012年に16.3%となって以降は改善傾向にあり、2021年には11.5%となっています。

また、こどもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯の貧困率は44.5%と、ひとり親世帯における貧困率は高い水準にあります。

(全国) 貧困率の年次推移



出典：厚生労働省「国民生活基礎調査の概況（2022年）」

(5) こどもの進学率

こどもの進学率に関する各調査結果を見ると、中学校卒業後の進学に関しては、「生活保護世帯」、「ひとり親世帯」及び「全体」のいずれにおいても9割以上が進学を選択しているものの、高等学校等卒業後の進学率と比較すると、生活保護世帯において進学を選択する割合がより低くなっていることが分かります。また、本県の生活保護世帯においては、さらにその傾向が顕著に表れています。

一方で、生活保護世帯における高等学校等の中途退学率は、全国よりも本県の方が低い傾向となっています。

※3 等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額を示したもの。2021年時点の貧困線は127万円。

※4 特に注記がない場合、本章における「所得」は「等価可処分所得」を指す。

(全国・茨城県) こどもの進学率・高等学校等中途退学率

	中学校 卒業後の進学率		高等学校等 卒業後の進学率		高等学校等 中途退学率	
	茨城県	全国	茨城県	全国	茨城県	全国
生活保護世帯(※1)	93.6%	93.8%	29.5%	42.4%	1.6%	3.3%
ひとり親世帯(※2)	—	94.7%	—	65.3%	—	—
全体(※3、4)	99.1%	99.1%	73.8%	76.3%	1.8%	1.4%

※1 厚生労働省社会・援護局保護課調べ（2022年4月1日現在）

※2 厚生労働省「国ひとり親世帯等調査（2021年度）」を参照（2021年11月1日現在）

※3 進学率については、茨城県「茨城の学校統計（学校基本調査）（2023年度）」を参照（2022年3月現在）

※4 中退率については、文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（2022年度）」を参照（2022年4月1日現在）

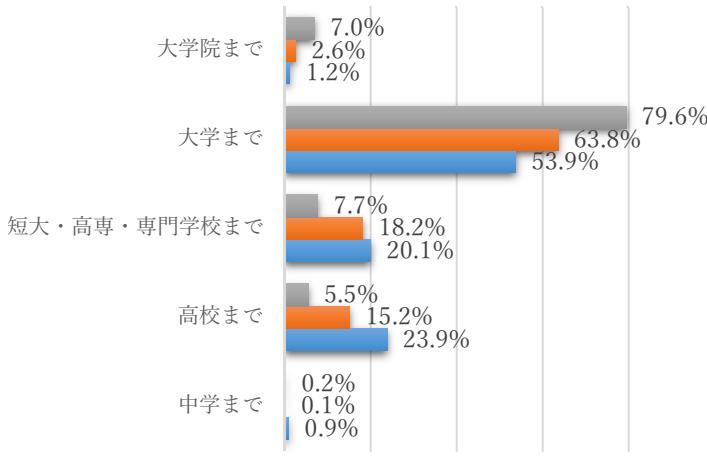
(6) こどもへの進路希望

県内の未就学児から高校生までの保護者にこどもへの進路希望について尋ねたところ、所得が高い世帯ほど大学や大学院への進学を希望する方が多くなることが分かります。また、学校以外の教育にかける支出の状況についても同様に、所得の状況と支出額にはある程度の相関関係が認められます。

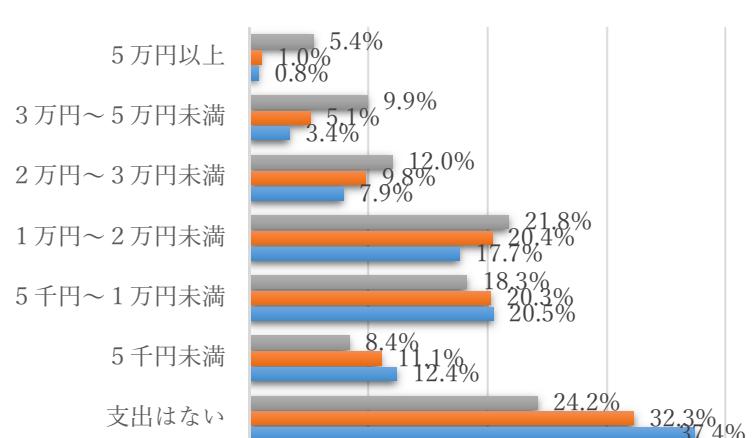
※ 世帯収入と世帯人数の設問により、当該世帯の所得を算定し、世帯を以下の3つに区分しています。

- 所得が「国民生活基礎調査（2022年）」による貧困線（127万円）未満となる世帯
- 所得が127万円以上で254万円未満となる世帯
- 所得が254万円以上となる世帯

(茨城県) こどもへの進路希望



(茨城県) 学校以外の教育にかける1カ月あたり平均支



- 所得254万円以上
- 所得127万円以上254万円未満
- 所得127万円未満

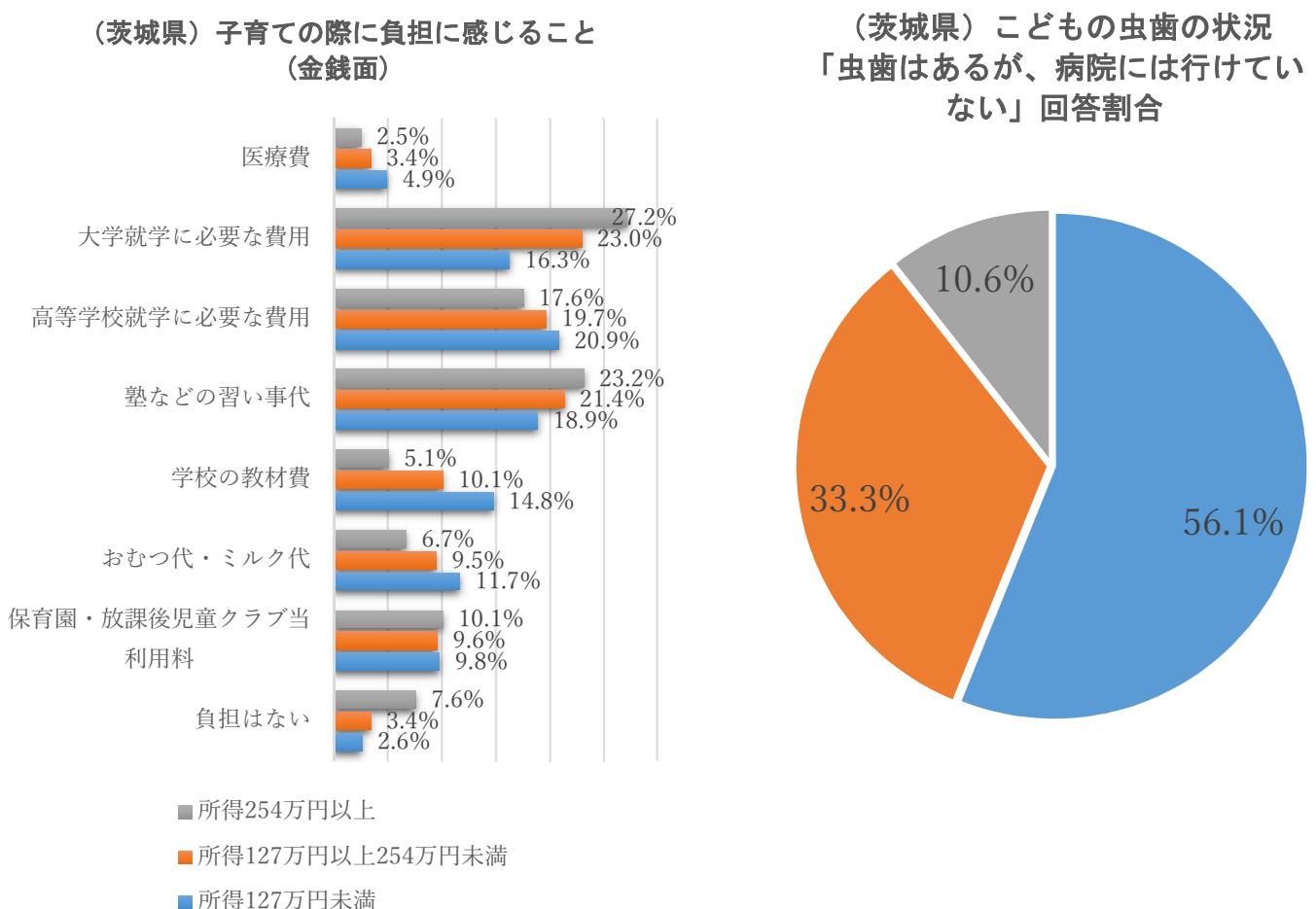
出典：茨城県「こども計画の策定のための基礎調査（2023年度）」

(7) 子育てに係る経済的負担

県内の未就学児から高校生までの保護者に、「子育ての際に金銭面で負担に感じること」について尋ねたところ、所得の高い区分では「大学就学に必要な費用」や「塾などの習い事代」が占める割合が高く、前述の「こどもへの進路希望」や「学校以外の教育にかける1カ月の平均支出」で得られた

結果と相関関係が見られました。

一方で、所得の低い区分では、「おむつ代・ミルク代」や「学校の教材費」、「医療費」などの経費に対し、他の区分と比較してより高い割合で負担を感じていることが分かります。子どもの虫歯の状況についての質問でも「虫歯はあるが、病院には行けていない」と回答した割合が所得の低い区分において最も高くなっています。所得が低いほど、子育てにかかる経済的負担に困難を感じている傾向が見られます。



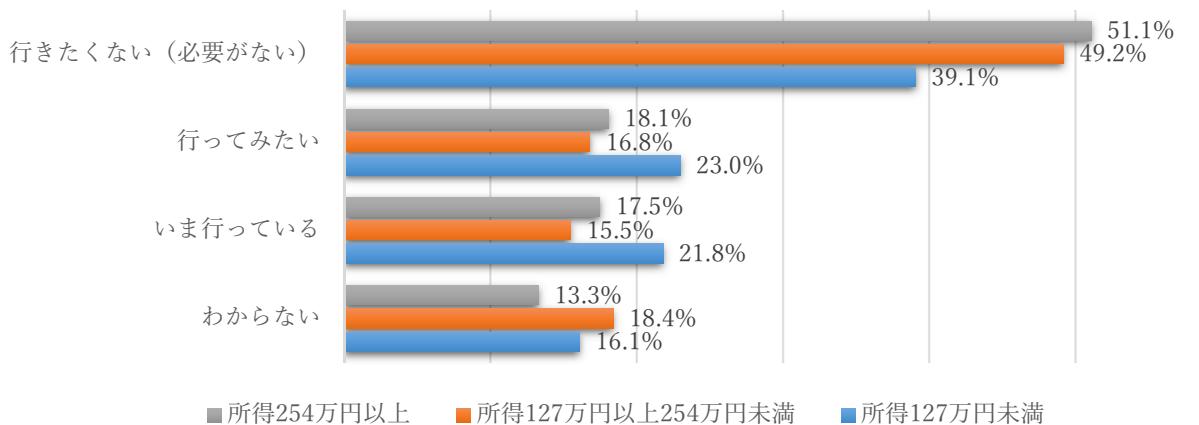
出典：茨城県「こども計画の策定のための基礎調査（2023年度）」

(8) 子どもの居場所

県内の学校に通う小学生から高校生までの子どもに、「家以外で親が帰宅するまで安心していることができる場所」について尋ねたところ、所得の低い区分において「行ってみたい」、「いま行っている」を選択する割合が多い傾向が見られました。このことから、家庭以外で安心できる居場所が、所得の低い区分の子どもたちから必要とされていることが分かります。

一方で、「行ってみたい」、「いま行っている」を選択する割合は、所得の高い区分においても大きくなる傾向が見られることから、子どもの居場所づくりに際しては、家庭の経済状況に限らず、多様な子どもを対象とした支援が必要だと考えられます。

(茨城県) 家以外で親が帰宅するまで安心していることができる場所



出典：茨城県「こども計画の策定のための基礎調査（2023年度）」

(9) ひとり親世帯の状況

厚生労働省の全国ひとり親世帯等調査では、2020年における母子世帯の母自身の平均年間収入は272万円、父子世帯の父自身の平均年間収入は518万円となっています。また、それぞれの就業状況をみると、「正規の職員・従業員」がともに最多となっているものの、父子世帯では69.9%と約7割を占めますが、母子世帯では48.8%と半数を下回っており、こうした就業状況が母子世帯の平均年収の低い要因になっていると考えられます。

一方、ひとり親世帯の親の帰宅時間を見ると、午後6時以前に帰宅している親は母子世帯で36.6%であるのに対し、父子世帯では23.2%となっており、父子世帯の父の方が帰宅時間が遅い傾向にあり、こどもと接する時間が少なくなるなどの影響が懸念されます。

(全国) ひとり親世帯の親自身の平均年間収入（2020年）

	母子世帯	父子世帯
平均収入	272万円	518万円
就労収入	236万円	496万円

出典：厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査（2021年度）」

(全国) ひとり親世帯の親の就業状況

(単位：%)

	就業している	従業上の地位							不就業	不詳
		正規の職員・従業員	派遣社員	パート・アルバイト等	会社などの役員	自営業	家族従業者	その他		
母子世帯	86.3	-	-	-	-	-	-	-	9.2	4.5
	100	48.8	3.6	38.8	1.0	5.0	0.5	2.4	-	-
父子世帯	88.1	-	-	-	-	-	-	-	4.8	7.1
	100	69.9	1.5	4.9	7.3	14.8	0.6	1.1	-	-

出典：厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査（2021年度）」

(全国) 現在就業している親の地位別帰宅時間の構成割合

(単位 : %)

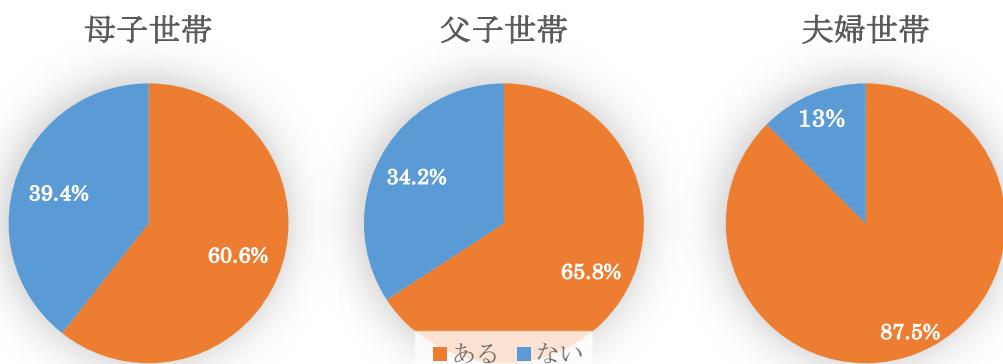
	午後 6 時 以前	午後 6 ～ 8 時	午後 8 ～ 10 時	午後 10 ～ 12 時	深夜 早朝	一定 でない	不詳
母子世帯	36.6	43.8	5.9	1.5	1.9	8.7	1.6
うち正規の職員・ 従業員	23.7	56.2	7.0	0.9	0.2	10.6	1.4
うちパート・アル バイト等	53.2	29.5	4.4	1.7	2.6	6.9	1.7
父子世帯	23.2	45.3	13.8	3.1	2.5	11.4	0.6
うち正規の職員・ 従業員	21.7	47.0	14.4	2.4	2.5	11.7	0.4
うちパート・アル バイト等	31.0	22.1	14.3	6.3	9.4	16.9	0.0

出典：厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査（2021 年度）」

(10) 急な支出への対応

県内の未就学児から高校生までの保護者に、5万円程度の急な支出に対応できるだけの貯金があるか尋ねたところ、「ある」と回答した割合は、夫婦世帯では 87.5% であったのに対して、ひとり親世帯では母子世帯が 60.6%、父子世帯が 65.8% であり、ひとり親世帯の方が急な支出に対応できるだけの貯金がない割合が高くなりました。

(茨城県) 急な支出（5万円程度）に対応できる貯金の有無



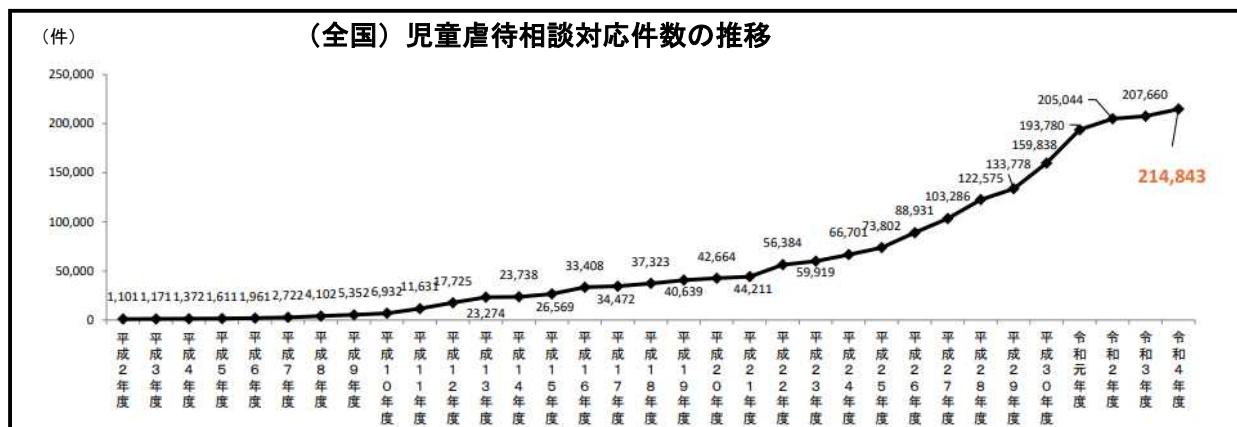
出典：茨城県「こども計画の策定のための基礎調査（2023 年度）」

3 安心・安全

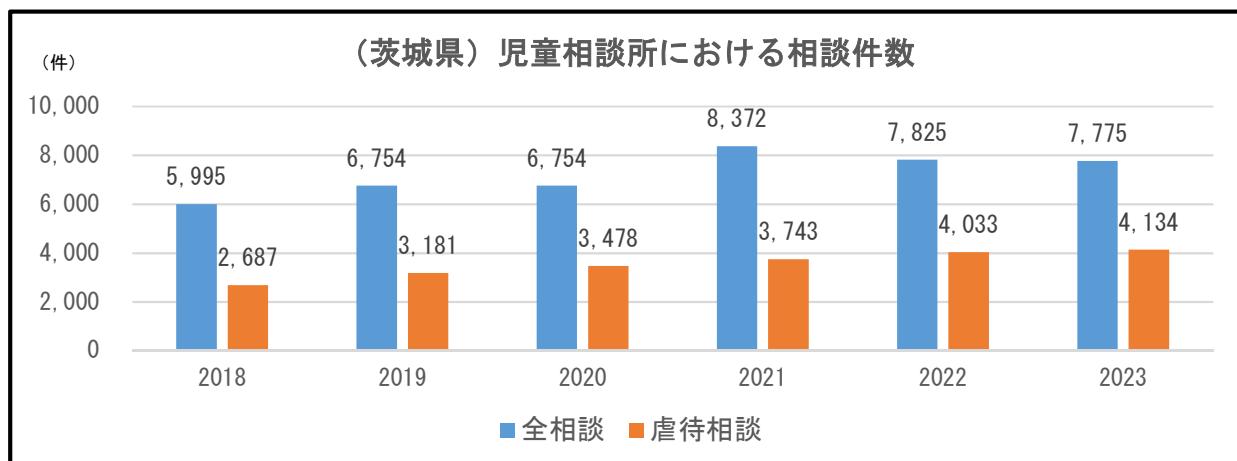
(1) 虐待

全国の児童相談所における児童虐待の相談対応件数は年々増加し、2022年度については、214,843件と過去最多となりました。

本県におきましても、2023年度は4,134件となり、対前年比で2.5%増と過去最多となっており、その増加要因としては、県警との全件情報共有の実施や、配偶者等からの暴力（以下「DV」という。）事案における心理的虐待の通告の増加等が考えられます。



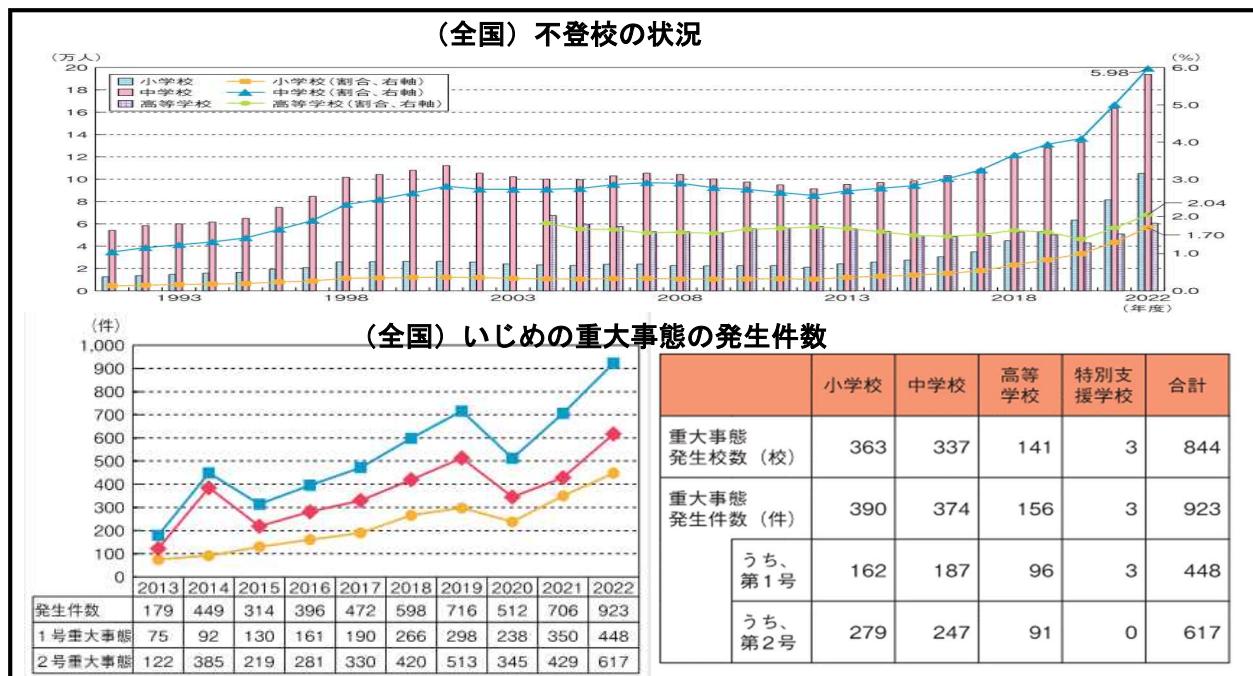
出典：こども家庭庁「令和4年度児童虐待相談対応件数」



出典：厚生労働省「福祉行政報告例」

(2) 不登校・いじめ

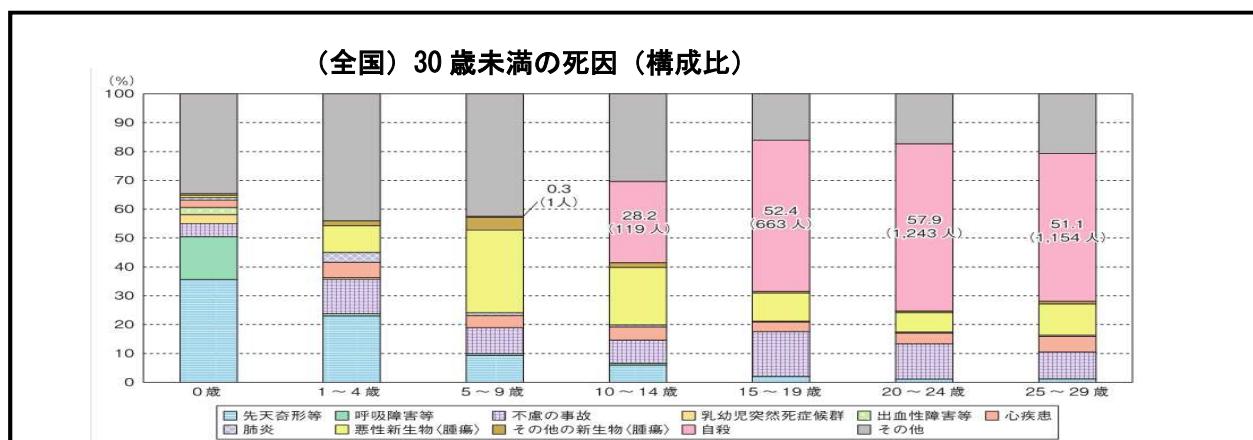
2022年度の小・中学校における不登校の児童生徒数や、いじめの重大事態の発生件数は、過去最多になっています。



出典：こども家庭庁「令和6年版こども白書」

(3) 自殺

2022年の人口動態統計では、10歳から19歳までの全国の自殺者数は約800名おり、15歳から19歳までの死因の約半数を占めています。



出典：こども家庭庁「令和6年版こども白書」

(全国・茨城県) 死亡者数のうち自殺者の割合

		死亡者数全体 (A)		うち自殺者数 (B)		自殺の割合 (B/A)	
		茨城県	全国	茨城県	全国	茨城県	全国
死亡者数		37,256	1,569,050	502	21,252	1.3%	1.4%
うち 19歳 以下	0～9歳	62	2,162	0	1	0.0%	0.0%
	10～19歳	38	1,687	19	782	50.0%	46.4%

出典：厚生労働省「令和4年（2022）人口動態統計」

(4) ヤングケアラー^{※5}

国の調査（2020、2021年度）において、「自分はヤングケアラーに当てはまる」と思う人の割合は、中学2年生で1.8%、全日制高校2年生で2.3%、定時制高校2年生相当で4.6%、通信制高校生で7.2%となっています。

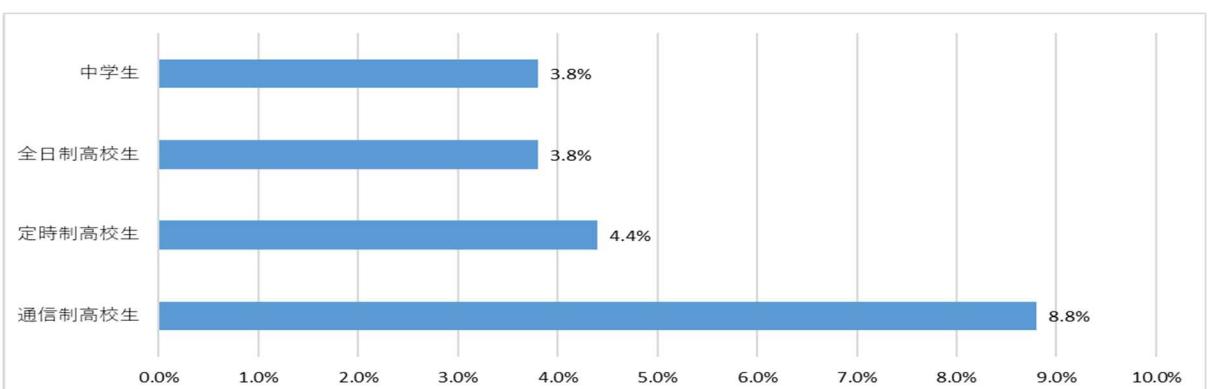
また、本県の調査（2022年度）においては、中学生で3.8%、全日制高校生で3.8%、定時制高校生で4.4%、通信制高校生で8.8%となっています。

(全国) 「自分はヤングケアラーに当てはまる」と思う人の割合



出典：こども家庭庁「令和6年版こども白書」

(茨城県) 「自分はヤングケアラーに当てはまる」と思う人の割合（2022年度）



出典：「茨城県ケアラー支援推進計画（令和5年3月）」

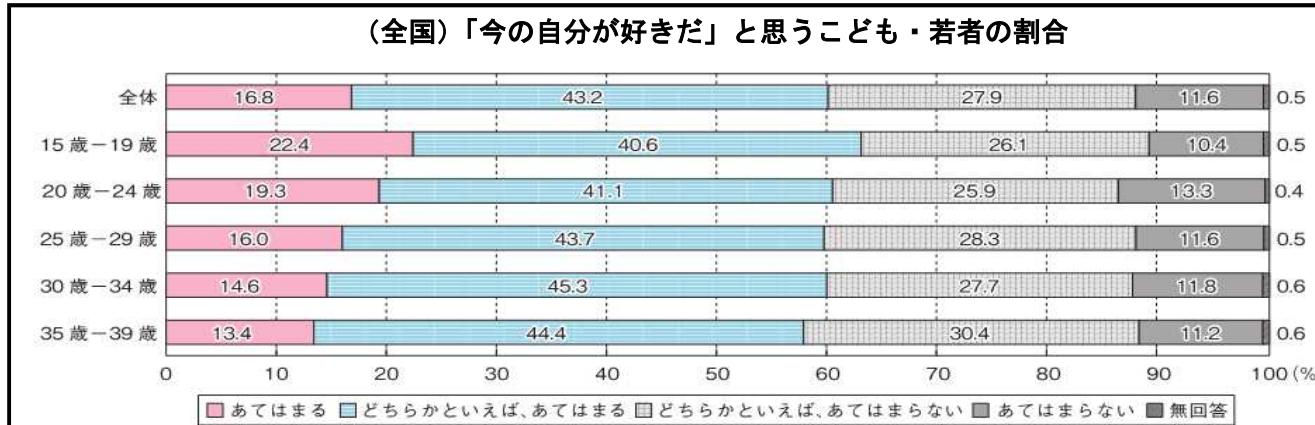
^{※5} 家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者

4 自己認識・社会認識

(1) 自己認識

今の自分が好きかどうかの間に、「あてはまる」、「どちらかといえば、あてはまる」と思うこども・若者の割合は約60%となっており、15歳から19歳の割合が最も高くなりました。

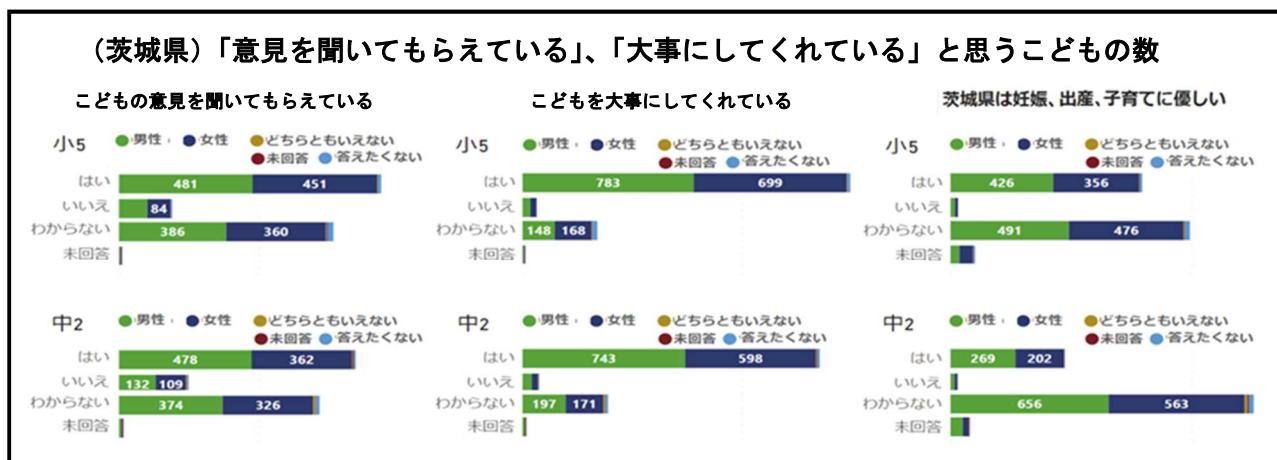
一方、年齢が高くなるにつれ、「今の自分が好きだ」と思う割合が下がる傾向にあります。



出典：こども家庭庁「令和6年版こども白書」

(2) 社会認識

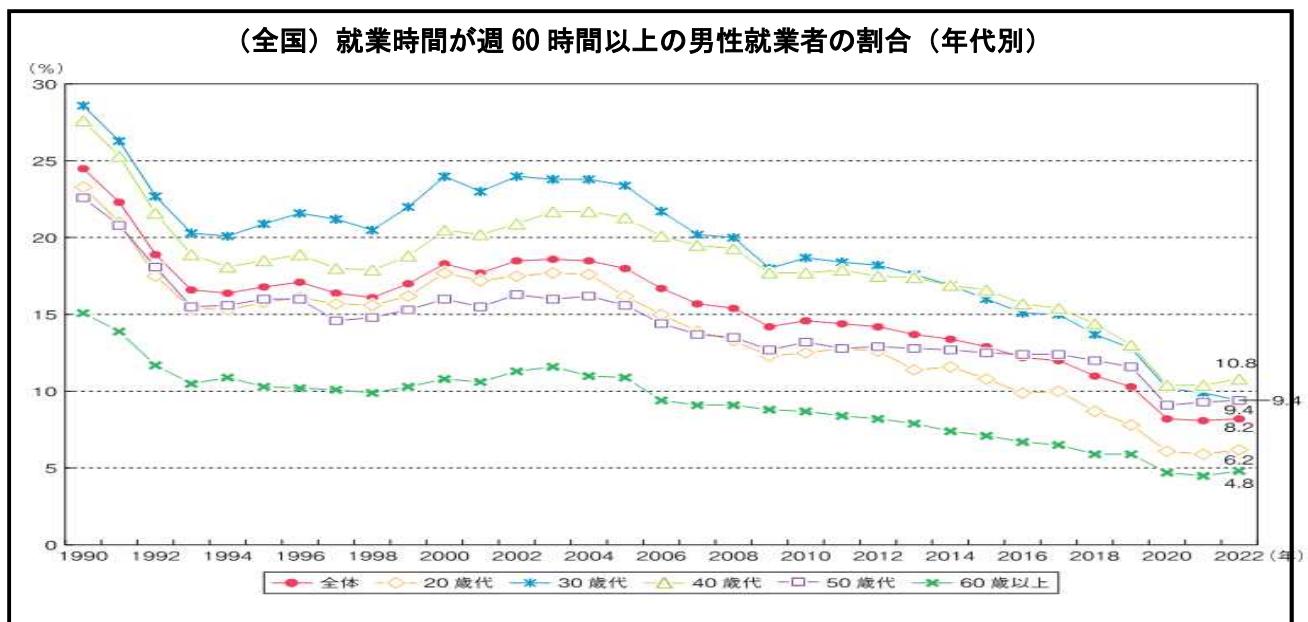
本県の小中学生に尋ねたところ、「子どもの意見を聞いてもらっている」「子どもを大事にしてくれている」と感じているこどもが多くいる一方、わからないと答えたこどもも一定数いました。また、「茨城県は妊娠、出産、子育てに優しい」と思うかの設問にはわからないと答えたこどもが多くいました。



出典：茨城県「こども計画策定のための基礎調査（2023年度）」

5 雇用・労働

週 60 時間以上の長時間労働をしている男性は、2005 年以降、減少傾向にあります。子育て世代にあたる 30 代、40 代は、それぞれ 9.4%、10.8% と他の年齢層と比べて高い水準になっています。



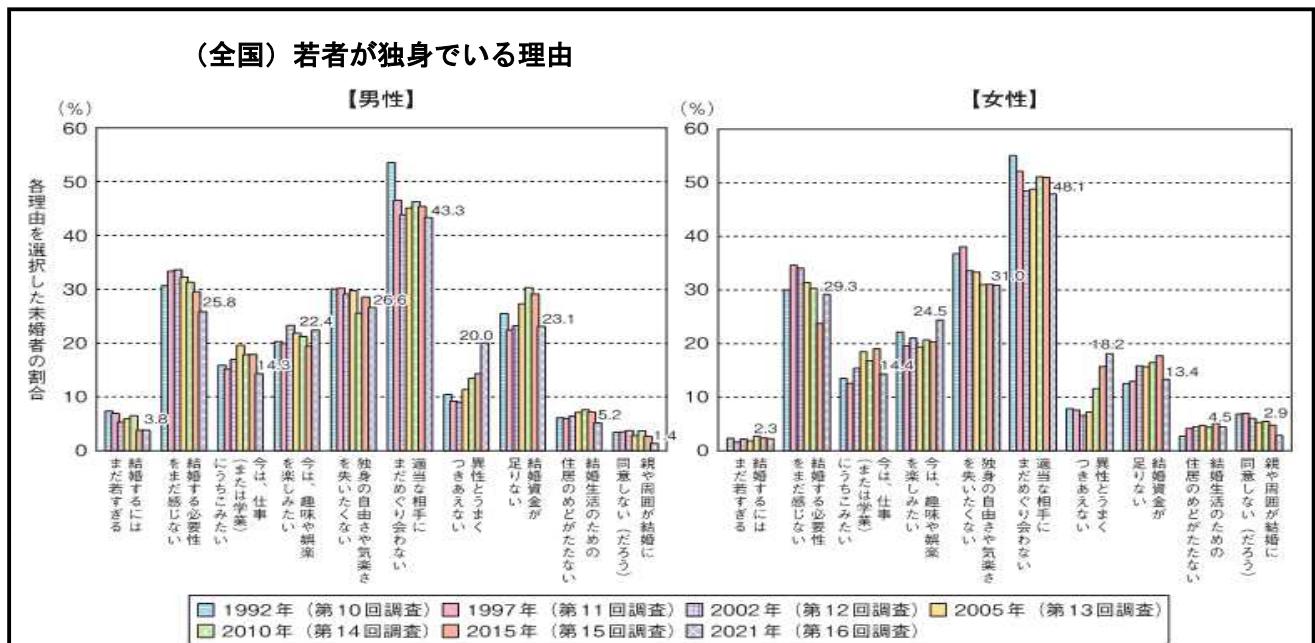
出典：こども家庭庁「令和6年版こども白書」

6 結婚・出産

(1) 結婚をめぐる意識等

①若者が独身でいる理由

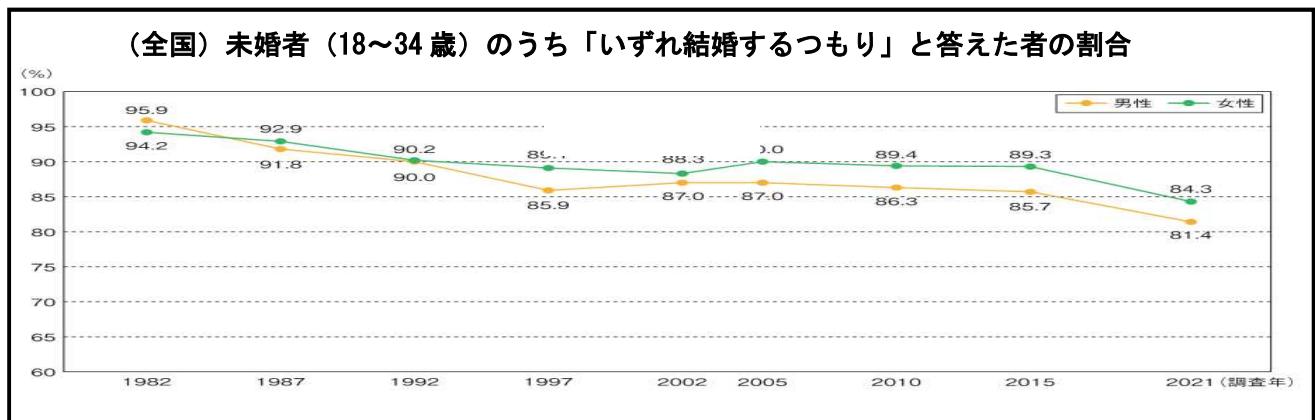
未婚者（25～34歳）に独身でいる理由を尋ねると、2021年は男女ともに「適当な相手にめぐり会わない」が最も多く、次に多いのが、男性では「自由さや気楽さを失いたくない」や「まだ必要性を感じない」、「結婚資金が足りない」であり、女性では「自由さや気楽さを失いたくない」や「まだ必要性を感じない」、「趣味や娯楽を楽しみたい」になっています。



出典：こども家庭庁「令和6年版こども白書」

②未婚者の結婚希望

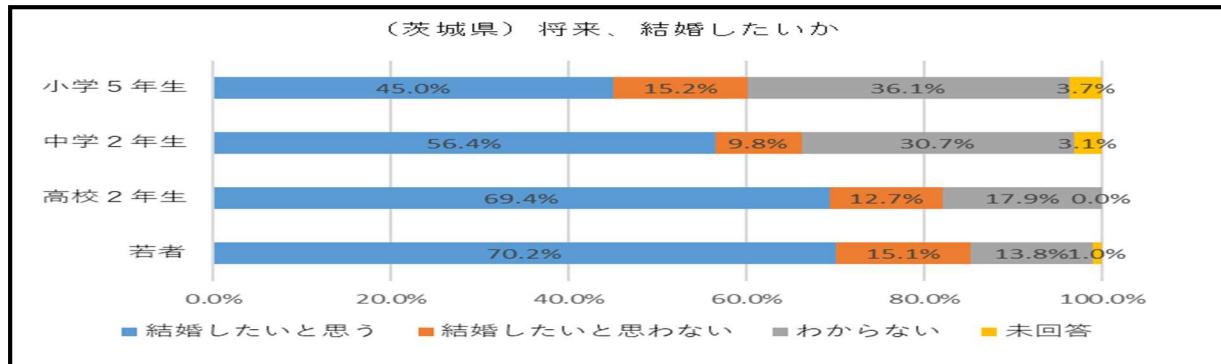
未婚者（18～34歳）のうち「いずれ結婚するつもり」と答えた者の割合の推移を見ると、男女ともに若干低下しているものの、2021年の男性は81.1%、女性は84.3%となっており、依然として8割を超す未婚男女がいずれ結婚することを希望しています。



出典：こども家庭庁「令和6年版こども白書」

③子どもの将来の結婚希望

本県の小学生から若者に「将来結婚したいか」と尋ねたところ、年齢が高くなるに従い「結婚したいと思う」の回答者割合が増えております。

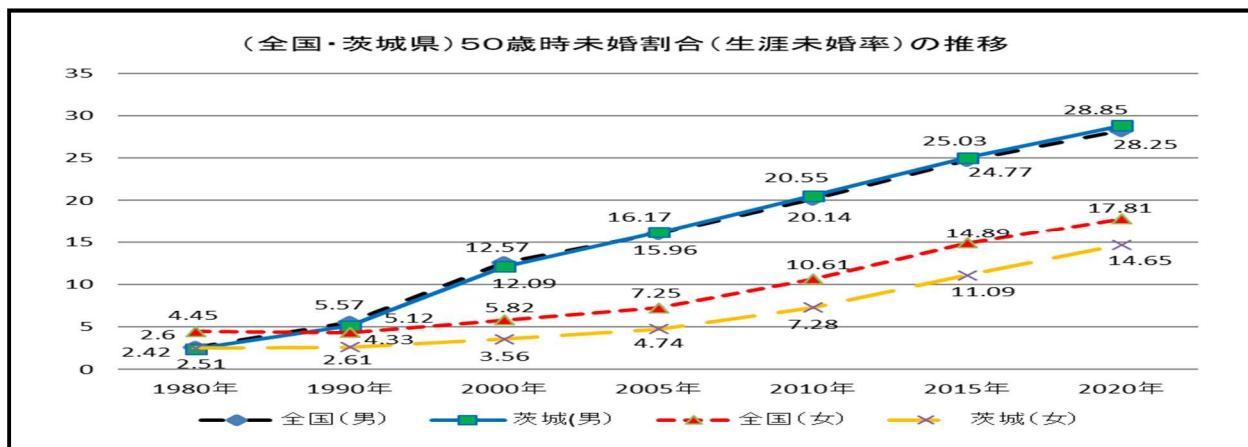


出典：茨城県「こども計画策定のための基礎調査（2023年度）」

(2) 未婚化・晩婚化の進行と夫婦の出生力の低下

①50歳時未婚割合

本県の50歳時未婚割合は、1980年では、男性が2.42%、女性が2.51%でしたが、1990年代から上昇傾向となり、2020年には男性28.85%、女性14.65%と大幅に上昇しています。男性の方が女性より未婚割合が高く、全国を上回っています。

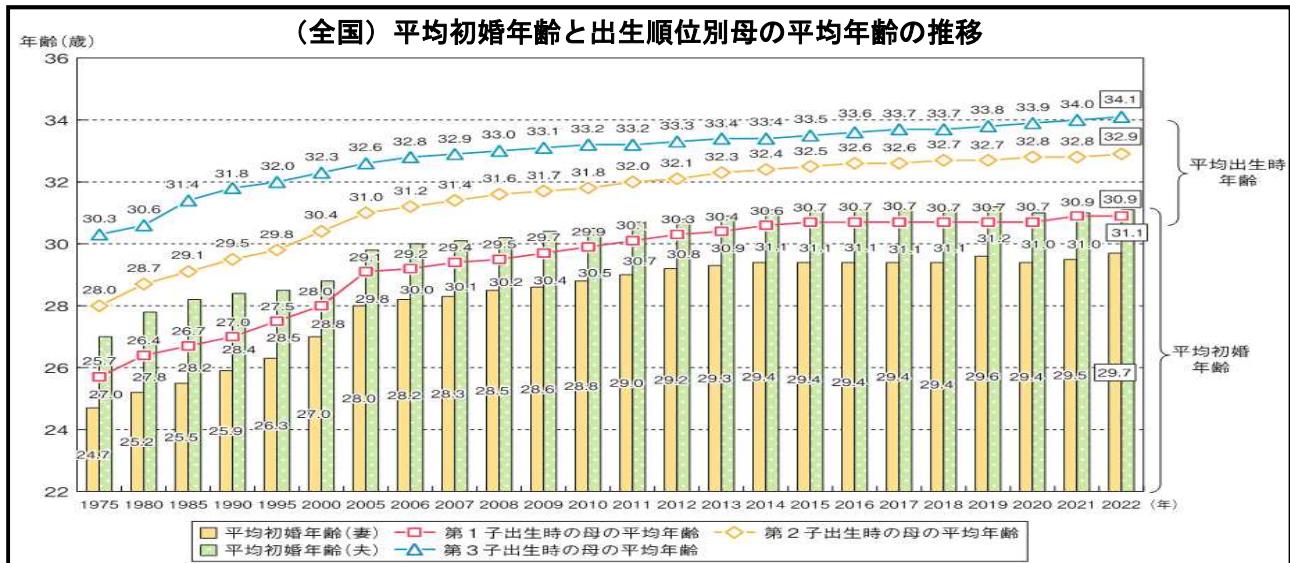


出典：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」

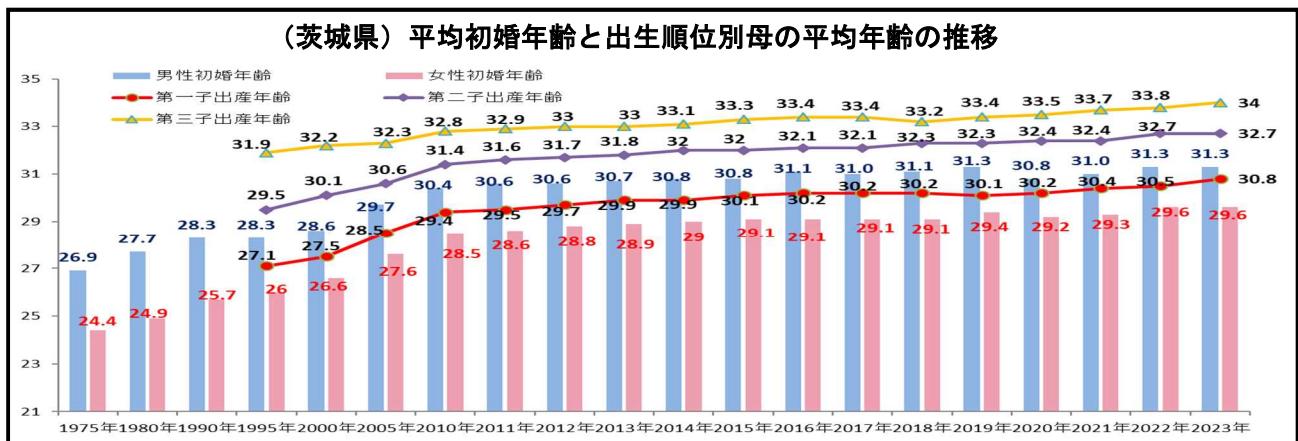
②平均初婚年齢と出生順位別母の平均年齢

平均初婚年齢の推移を見ると、夫婦共に上昇しており、2023年の本県では夫は31.3歳、妻は29.6歳となっています。2000年と比較すると、夫は2.7歳、妻は3.0歳上昇しており、全国と同様の動きとなっています。

本県の第1子出生時の母の平均年齢は、2023年が30.8歳となっており、これは2000年と比較して3.3歳上昇しています。



出典：こども家庭庁「令和6年版こども白書」

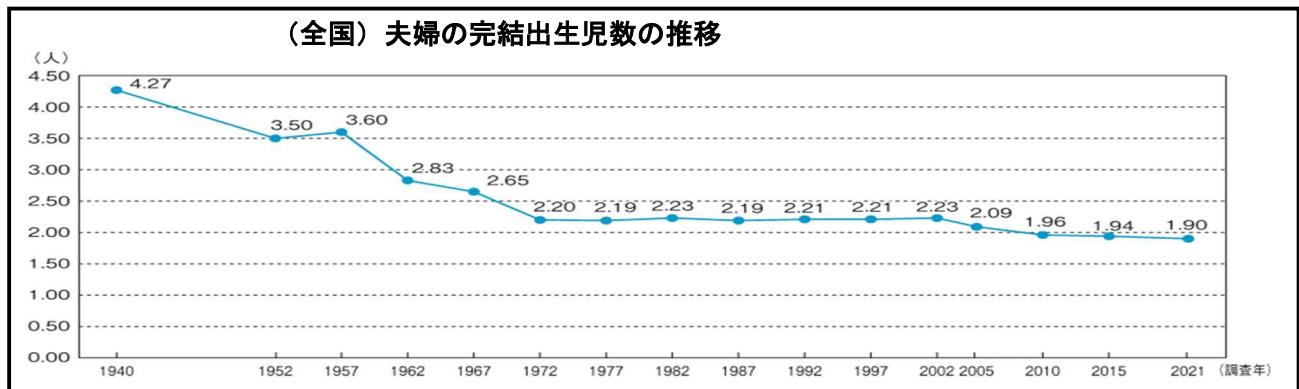


出典：厚生労働省「人口動態統計」

※出産年齢の1990年以前のデータはない。

③夫婦の完結出生児数

国の調査によると、夫婦（結婚持続期間15～19年）の最終的な出生数（完結出生こども数）は、2005年以降、低下傾向にあり、2021年は最低値（1.90人）を更新しています。

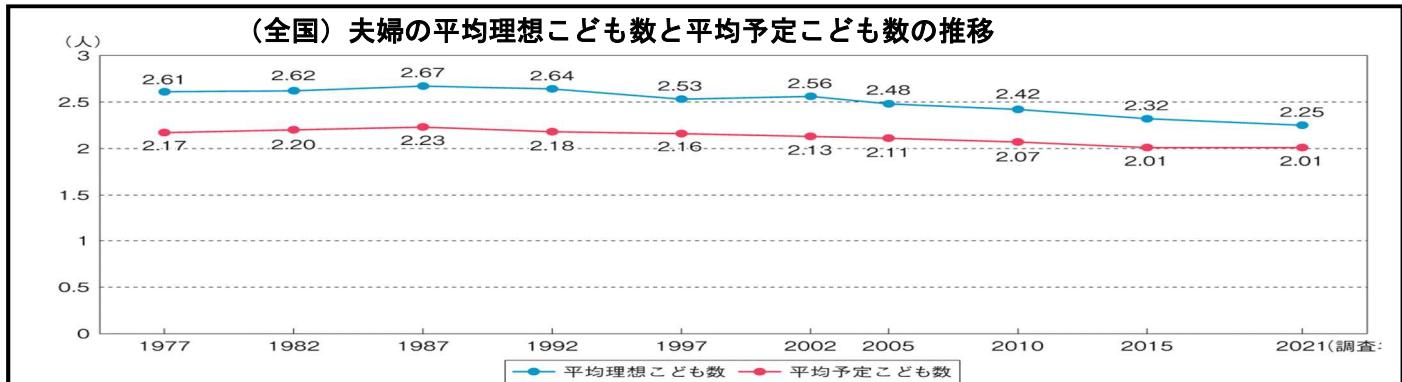


出典：こども家庭庁「令和6年版こども白書」

④夫婦の理想の子どもの数と予定子どもの数

全国の夫婦の理想子どもの数と予定子どもの数の差は、0.24人（2021年）となっています。

本県で2024年に実施したアンケート調査における、県民の理想とすることの子どもの数と実際の子どもの数の差は0.41人であり、2021年からほぼ横ばいに推移しています。



出典：こども家庭庁「令和6年版こども白書」

(茨城県) 理想とすることの子どもの数と実際のことの子どもの数（予定含む）の差

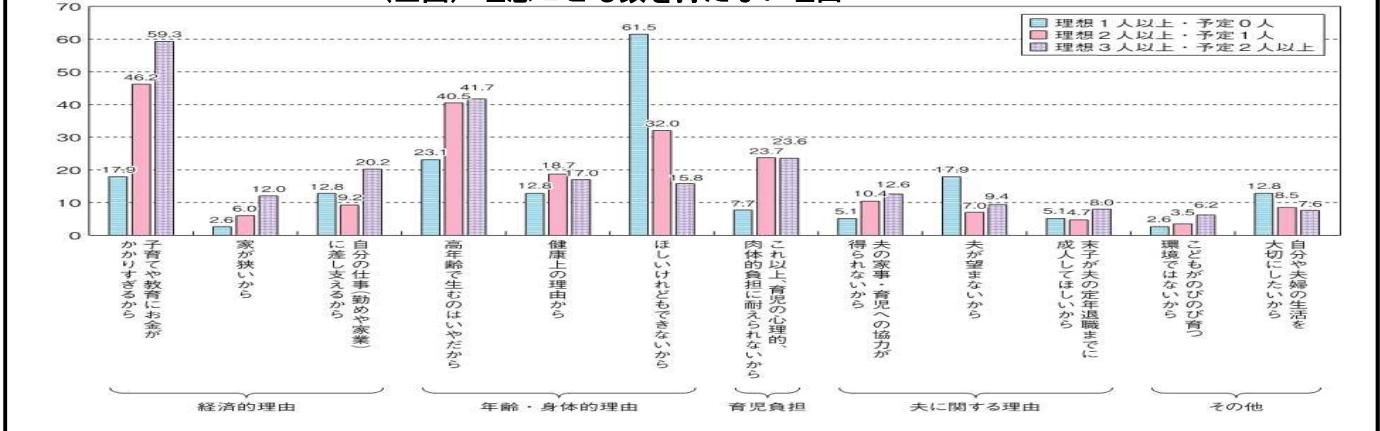
	2018 (H30)	2019 (R元)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
回答数	4,748件	4,002件	4,809件	4,157件	3,943件	4,051件	3,941件
理想とすることの子どもの数	2.51人	2.47人	2.48人	2.47人	2.48人	2.44人	2.46人
実際のことの子どもの数(予定含む)	2.05人	2.01人	2.06人	2.09人	2.08人	2.05人	2.05人
上記の差	0.46人	0.46人	0.42人	0.38人	0.40人	0.39人	0.41人

出典：茨城県「次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画に係るアンケート」

⑤理想の子どもの数を持たない理由

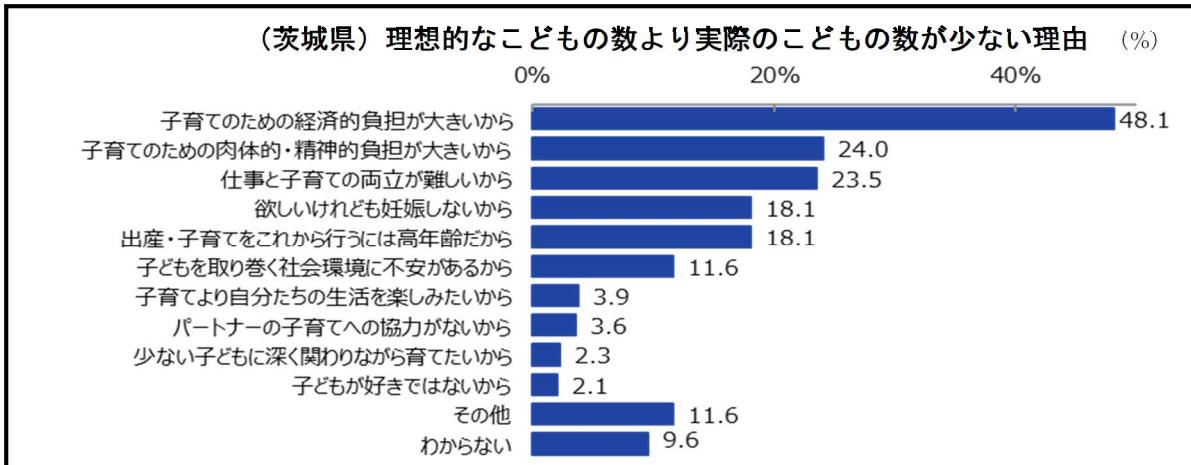
全国の予定子どもの数が理想とすることの子どもの数を下回る夫婦における、理想の子どもの数を持たない理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が最も多くなっています。特に第2子を持ちたいと思う方と第3子以降を持ちたいと思う方を比較した場合、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」と「自分の仕事（勤めや家業）に差し支えるから」の理由の差が大きくなっています。第3子以降を持ちたいという希望の実現には、これらの是正が必要と考えられます。

(全国) 理想子どもの数を持たない理由



出典：こども家庭庁「令和6年版こども白書」

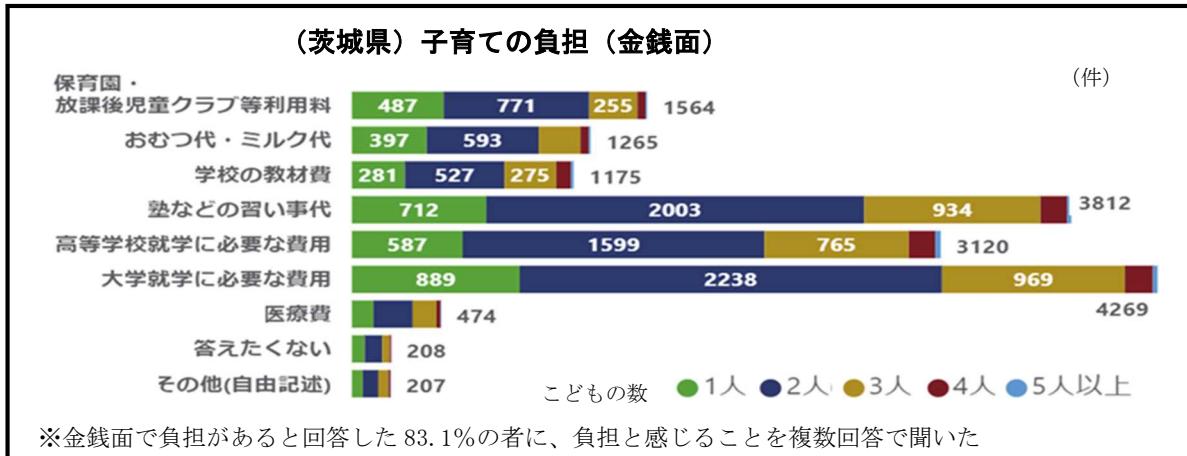
本県の2023年のネットリサーチ調査において「理想的な子どもの数より実際の子どもの数が少ない理由」について尋ねたところ、「子育てのための経済的負担が大きいから」が最も多く、回答者の48.1%の方が選択しています。



出典：茨城県「ネットリサーチ調査（2023年）」

⑥金銭面での子育ての負担

本県の未就学児から高校生の保護者に「子育ての金銭面での負担と感じること」を尋ねたところ、「大学就学に必要な費用」と答えた方が最も多く、次いで「塾などの習い事代」「高等学校就学に必要な費用」となりました。



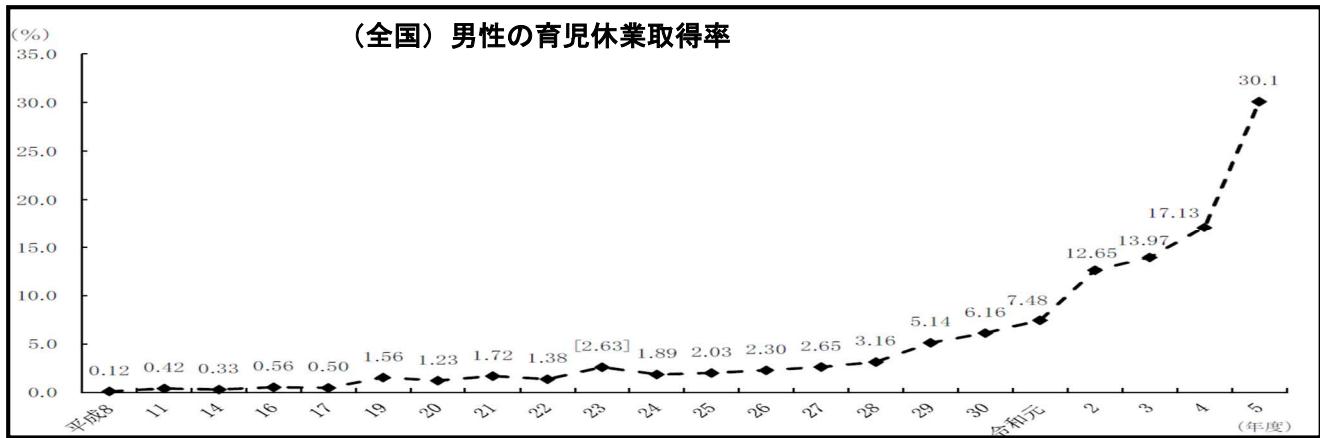
出典：茨城県「こども計画策定のための基礎調査（2023年度）」

7 子育て

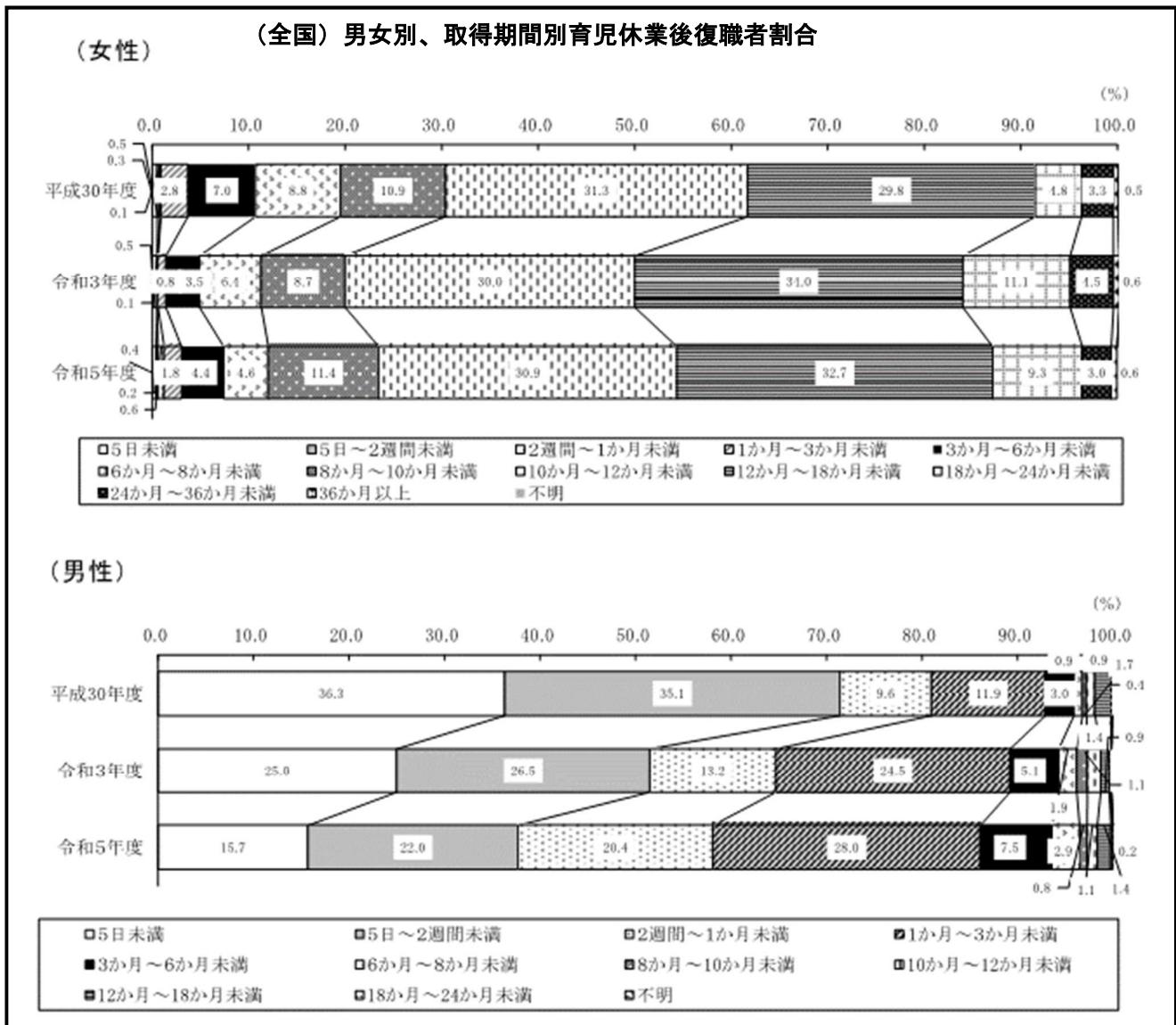
(1) 男性の育児休業

男性の育児休業取得率は、近年顕著に増加しており、2023年度は30.1%となっています。

一方、育児休業取得期間は、女性に比べて男性の方が短くなっています。



出典：厚生労働省「令和5年度雇用均等基本調査」



出典：厚生労働省「令和5年度雇用均等基本調査」

(2) 6歳未満のこどもを持つ男性の家事関連時間

6歳未満のこどもがいる世帯の1日あたりの家事・育児時間を見ると、全国で夫が95分、妻が412分、本県でも夫が85分、妻が339分であり、男女の差に大きな開きがあり、男性の家事関連時間は諸外国と比較しても少なくなっています。

(全国・茨城県) 6歳未満のこどもを持つ世帯の家事・育児時間（1日あたり）

	夫			妻			夫と妻の差
	家事	育児	合計	家事	育児	合計	
全国	30分	65分	95分	178分	234分	412分	317分
茨城県	26分	59分	85分	137分	202分	339分	254分

出典：総務省「令和3年社会生活基本調査」

(国際比較) 6歳未満のこどもを持つ男性の家事関連時間



出典：こども家庭庁「令和6年版こども白書」

(3) 育児面での子育ての負担

本県の未就学児から高校生の保護者に「子育ての育児面での負担と感じること」を尋ねたところ「仕事と子育ての両立」との回答が最も多く、次いで「家事負担」「自分の時間がない」となりました。

(茨城県) 子育ての負担(育児面)



※育児面で負担があると回答した76.1%の者に、負担と感じることを複数回答で聞いた

出典：茨城県「こども計画策定のための基礎調査（2023年度）」

第3章 全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる 「こどもまんなか社会」の実現への課題と対応方針

施策1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

I こどもの権利の尊重 **重点**

1 現状と課題

- 国においては、2023年4月に施行されたこども基本法に基づき、同年12月には「こども大綱」を決定し、子どもの人権について、児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という）の趣旨に沿った基本的な考え方を示しました。
- こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態ウェルビーイングで生活を送ることができる社会であり、その推進が必要です。
- 子どもの権利条約の基本原則を社会全体で共有し、いじめ、体罰・不適切な指導、児童虐待、性暴力等、子どもの権利侵害を許さないという意識を社会に浸透させることが必要です。

子どもの権利条約基本原則

- ・ 全てのこどもが生命・生存・発達を保障されること
 - ・ こどもに関することは、常に、子どもの最善の利益が第一に考慮されること
 - ・ こどもは自らに関係のあることについて自由に意見が言え、大人はその意見を子どもの年齢や発達段階に応じて十分に考慮すること
 - ・ 全てのこどもが、個人としての尊厳が守られ、いかなる理由でも不当な差別的取扱いを受けることがないようにすること
- こども基本法、子どもの権利条約の認知度については、小学生から中学生、高校生になるに従い、「知っている」、「聞いたことがある」の割合が上がってはいるものの、全体的に低いため、内容を共有して理解を深めるとともに、こどもが自己と他者の大切さを認め合うことや自らの権利について学べるよう、子どもの権利に関する理解促進や人権教育を推進する必要があります。

(全国) こども基本法及び児童の権利に関する条約の認知度

○こども基本法

« 小学1～3年生 »



« 小学4～6年生 »



« 中学生 »



« 高校生 »



« 大人 »



○児童の権利に関する条約

« 小学1～3年生 »



« 小学4～6年生 »



« 中学生 »



« 高校生 »



« 大人 »



出典：こども家庭庁「令和6年版こども白書」

2 主な取組

(1) こどもまんなか理念の普及啓発

これからの中の未来を担っていくこどもや若者を権利の主体として認識し、社会の真ん中に据える「こどもまんなか」という理念の普及啓発に取り組み、こども・若者や子育てに優しい社会づくりを目指します。

こども・若者の意見を聴取するための効率的な仕組みを検討してまいります。

(2) 人権教育の推進

自己と他者の大切さを認め、行動につなげることができる児童生徒の育成のため、学校教育と社会教育の両面から人権尊重の精神の涵養を目指した人権教育を推進します。

(3) こども・若者の相談体制の充実

「子どもホットライン（24時間子ども専用電話相談）」や「いじめ・体罰解消サポートセンター」に加え、SNSで相談できる「いばらき子どもSNS相談」など、相談時間や内容に応じた様々な相談体制が整備されるとともに、こども・若者に相談窓口が十分周知され、当事者の悩みや困りごとの解消と安心感につながるよう取り組みます。

併せて、悩みを抱えるこどもに対し、学習用1人1台端末を活用した校内オンライン相談窓口の整備や、SOSの出し方に関する教育を推進するなど、相談しやすい環境づくりの取組を推進します。（相談窓口は巻末掲載）

(4) こどもの権利擁護の推進

児童相談所が、一時保護や施設入所等の措置を行う場合等において、こどもの意見・意向を勘案するための意見聴取を適切に行うなど、こどもが意見を表明する機会を設け、こどもの権利擁護のための取組を推進します。

施策2 ライフステージを通じた取組

I 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

1 現状と課題

- 遊びや体験活動は、こども・若者の健やかな成長の原点です。こどもが遊びに没頭し、身体の諸感覚を使い、自らの遊びを充実、発展させていくことは、認知的スキルと社会情動的スキルの双方を育むことに加え、多様な動きを身に付け、健康を維持することにつながり、ひいては、生涯にわたる幸せにつながります。
- 人の命を大切にする心や思いやりの心、お互いを尊重する態度、社会生活を送るうえでのコミュニケーション能力、規範意識等の社会性を育む取組の推進が重要です。
- 地域や成育環境によって体験活動の機会に格差が生じないよう配慮しつつ、こども・若者の全てのライフステージにおいて、年齢や発達の程度に応じた多様な体験・遊びができるよう、地域資源も生かした機会や場を意図的・計画的に創出することが求められます。こども・若者が、一人ひとり異なる長所を伸ばし、特技を磨き、才能を開花させ、世界や日本、地域社会の未来を切り拓いていくことが必要です。
- 健やかな体は、健康な生活を営むうえで基礎となるもので、意欲や気力など精神面の充実にも深く関わっていることから、青少年の豊かな人間性を育み、健全な発達を促すためには、まず土台となる体作りとともに体力の保持・増進に対する取組が重要です。

全てのこども・若者が、かけがえのない幼年・若者期を健やかに過ごすことができ、かつ人生100年時代、絶え間ない変化の時代を幸せ（ウェルビーイング）に、自立して生き抜く基礎を形成することが求められます。
- こどもの自己肯定感・自尊感情は、年齢が上がるに従い低くなっています。また、国際的に比較しても、日本のこども・若者の自己肯定感は低い傾向にあります。
- 新しい時代に的確かつ迅速に対応し、地域で活躍する人財の育成が求められています。特に、自分の意見や主張をきちんと伝え、人々と協働する能力や国際感覚を身に付けることが重要です。
- 男女共同参画を推進する様々な取組が進められており、法制度の整備も進んできましたが、依然として社会全体が変わるものまで至っていない要因の一つとして、働き方・暮らし方の根底に、長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）があることが挙げられます。こどもをはじめ様々な世代で固定的な性別役割分担意識等を植え付けず、また、押し付けない取組、男女双方の意識を変えていく取組が重要です。

- 全てのこどもが、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていく必要があります。

2 主な取組

(1) 生活習慣の形成・定着、多様な遊びや体験活動の推進

①生活習慣の形成・定着

こどもが基本的な生活習慣を身に付けることができるよう、家庭、学校、幼稚園・保育所、地域、企業、民間団体等の協力を得ながら、普及啓発を推進します。

②豊かな心の育成

豊かな心を育成するため、こどもたちが関わりの中で学ぶことのできる多様な方法による教育を、発達の段階に即し、体系的かつ継続的に実施します。

③健やかな体の育成

健やかな体を育むため、運動やスポーツ活動に親しむことなどを推進するとともに、こどもたちの栄養や食事に関する正しい知識と望ましい食習慣の定着を図る食育を推進します。

④地域住民の参画を得た学習活動・体験活動支援

放課後のことどもたちの活動を支援するため、学校の余裕教室等を活用した放課後子供教室などを実施するとともに、地域住民の参画を得た学習活動や体験活動の支援に取り組みます。

⑤郷土愛の醸成

ことどもたちが茨城県民であることに誇りを持ち、郷土を愛する心を育成するため、本県の良さを再発見し、郷土の歴史を学び、伝統と文化を尊重できる取組を推進します。

(2) ことども・若者が活躍できる機会づくり

①グローバル人財の育成

グローバル人財に必要な思考力やリーダーシップなどを育成するため、学習意欲の高い中高生にトップレベルの英語講座や世界で活躍する人財との交流プログラム等を提供します。

②国際感覚の育成

異文化を理解し、広い視野をもった人財を育成するため、学校の授業等に県内在住の外国人講師等を派遣し、諸外国の文化等を紹介してもらうなどの国際教育を推進します。

③キャリア教育、体験活動の推進

ことどもたちの職業観やアントレプレナーシップ^{※6}を醸成するため、体験的な学習の機会や成果を発表する場の提供等により、キャリア教育を推進します。

^{※6} 起業家精神、高い創造意欲を持ち、リスクに対して挑戦できる力

④帰国・外国人児童生徒への支援

帰国・外国人児童生徒が学校生活等に適応できるよう、日本語指導など、学習内容の理解や各活動が円滑に進められる支援体制や文化的配慮の充実に取り組みます。

また、日本語の理解が困難な外国人保護者に対する支援や教職員の研修体制の充実に取り組みます。

(3) 一人ひとりが尊重されるダイバーシティ社会づくり

あらゆる世代を対象に、男女共同参画社会を実現するため、理解促進や固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発を図ります。

多様性を認め合うダイバーシティ社会に向けて、年齢や性別、国籍や障がいの有無、性的指向・性自認などにかかわりなく、多様性を受け入れ、認め合うための共同参画の取組を推進します。

人権教育を学校教育、社会教育の両面から推進するとともに、地域における人権啓発活動の指導者を育成します。

(4) こどもの居場所づくり

①放課後児童クラブ

就労家庭等のこどもにとって放課後の遊びと生活の場となる放課後児童クラブについて、市町村と連携しながら受け皿整備や、放課後児童支援員の確保と質の向上を図るとともに、こどもが多様な体験活動を行うことができるよう、放課後子供教室との連携を促進します。

②こども食堂

こども食堂に関する総合相談窓口を設置し、こども食堂の立ち上げや活動の継続を支援することで、地域でこどもを支え、見守る仕組みの創設、こどもの食事と居場所の確保に努めます。

③その他の居場所

すでに多くのこども・若者の居場所となっている児童館、子ども会や学習支援の場など地域にある多様な居場所、公民館や図書館などの社会教育施設などについても、こども・若者にとってよりよい居場所となるよう取り組みます。

また、オンラインツールを活用した相談事業や学習支援などによる孤独・孤立感解消の可能性についても、検討してまいります。

II こども・若者への切れ目ない保健・医療の提供

1 現状と課題

- 全てのこどもが健やかに育つ社会の実現を目指し、成育基本法や、母子保健の国民運動である「健やか親子 21」等を基盤とし、成育過程にある者に対して必要な成育医療等を切れ目なく提供することが求められています。中でも、学童期・思春期は、生涯を通じた健康づくりのスタートとなる重要な時期であり、この時期に健康に関する正しい知識を身に付け、自身の心身の健康に关心を持つことは、生涯の健康づくりのための行動変容に向けた大事な一歩となります。そのため、性や自身の体に関することなど、健康教育の積極的な取組が求められています。

○ 近年の小児医療の進歩により、小児慢性特定疾病児童等も成人期を迎える患者が多くなってきています。

そのため、住み慣れた地域で療養する難病患者や小児慢性特定疾病児童及びその家族への支援を行うため、医療・介護・福祉等の各関係機関との連携を強化し、患者等への適切な支援を行うとともに、在宅療養に携わる支援者の資質の向上を図っていく必要があります。

○ 障害児に対して早期から適切な療育を行うことが、障害の軽減と発達の面で重要なことから、家庭や地域での療育を支援するため、療育体制の整備に努める必要があります。

また、乳幼児期に障害が発見された場合などには、保護者の不安が大きいことから、保護者の精神的支援を含めた養育支援に努める必要があります。

2 主な取組

(1) 性と健康に関する正しい知識の普及・相談支援

①正しい知識の普及啓発

「健やか親子 21」の取組により、子どもの成長や発達に関して、子ども自身や子育て当事者である親や身近な養育者の方が栄養や運動、飲酒や喫煙等の生活習慣についての正しい知識を持つことに加えて、学校や企業等も含めた社会全体で親や子どもの多様性を尊重し、見守り、子育てに協力していくことができるよう、県民の理解を深めるための普及啓発を促進します。

また、男女を問わず、性や月経、妊娠に関する正しい知識を深めるため、出前講座等による普及啓発や、健康管理を促すプレコンセプションケア^{※7}の推進に努めます。

さらに、適切な感染症対策や予防接種の効果・副反応等に関する正しい情報の普及啓発を推進します。

②相談支援等

思春期、妊娠、出産等の相談に応じる専門相談を行うとともに、特定妊婦等を含む当事者が必要としている支援に確実につながるよう、適切な相談支援を行います。

また、妊娠・出産、産後の健康管理に係る切れ目がない支援体制を構築します。

さらに、フェムテック^{※8}の利活用を含め妊娠・出産、不妊、産後ケア等のライフイベントや女性特有の健康課題に係る支援を行います。

(2) 慢性疾患・難病を抱える子ども・若者への支援

指定難病や小児慢性特定疾病的対象疾病の周知を行うとともに、対象疾病の患者に対して、医療費の助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。

小児慢性特定疾病児童等に対して、成人後も必要な医療等を切れ目なく提供することができる移行期医療を推進するため、小児期及び成人期を担当する医療従事者間の連携体制を整備します。

また、当事者や保護者からの相談対応や、講演会、家族教室の開催、ピア相談^{※9}の更なる活用を

^{※7} 男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すこと。

^{※8} Female（女性）と Technology（テクノロジー）からなる造語であり、生理や更年期など女性特有の悩みについて、先進的な技術を用いた製品・サービスにより対応するもの。

^{※9} ピア相談員（長期療養児を療育した経験者）がご家族の思いに寄り添いながら療育する上での不安や悩み事をお聞きする個別相談。

図ります。

(3) 障害児支援・医療的ケア児等への支援

①障害児への支援

乳幼児期に障害が発見されたこどもに関し、医療機関と行政機関（児童福祉・母子保健・教育）・療育関係機関との連携を深め、早期から子育て支援を行い、0歳からの療育が可能となるよう努めます。

また、早期発見から療育へスムーズにつなぐため、市町村をはじめとする関係機関における療育に関する情報の共有に努めます。

②医療的ケア児への支援

医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場を設置し、連携促進に努めます。

また、医療型短期入所施設等の開設支援等により受け入れ環境を整備するとともに、在宅で介護を行う家族の負担軽減に取り組みます。

III こどもの貧困の解消に向けた対策

1 現状と課題

- 日本の子どもの貧困率は2021年時点で11.5%となっており、改善傾向が見られるものの、ひとり親世帯における貧困率は44.5%と依然として高い水準にあります。
- 子どもの貧困問題は、様々な社会的要因が絡み合って発生するものであるため、子どもの貧困の解消に向けた対策として各種施策に着目した上で、総合的に推進していく必要があります。
- また、子どもの貧困の解消に向けた対策を推進するには、子どもだけでなく、子どもを養育する保護者に対しても十分な支援を行うことが重要です。特にひとり親世帯については、経済的な貧困だけでなく、仕事と子育てを一手に担わざるを得ない「時間の貧困」にも陥りやすいことから、幅広い支援が必要となります。

2 主な取組

(1) 教育の支援

①生活困窮世帯等への学習支援

生活困窮世帯の子どもが、経済状況等にかかわらず必要な教育を受けることができるよう、学習支援の充実を図ります。

②学校における総合的な教育支援

学習に関する支援に加え、スクールソーシャルワーカーの派遣等、学校における相談・連携体制などを整備します。

③就学支援の充実

こどもの就学に必要な学費や、その他の必要な費用について、各種給付金等により経済的に支援し、併せて、奨学金の貸付や、生活困窮世帯向けの給付を実施します。

④多様な教育機会の確保

こどもたちの状況を把握して必要な支援につなげ、教育機会を確保するために、学習相談及び進路相談等による支援の充実を目指します。

また、日本語指導教室への教員の配置や研修会の開催等を通して、日本語指導を必要とする帰国・外国人児童生徒の日本語指導教育の指導体制の改善充実を図ります。

(2) 生活の安定に資するための支援

①保護者への生活支援

生活に困窮する家庭の保護者が自立し、孤立することなく安定した生活基盤を築けるよう、保護者への相談支援や保育サービスに関する支援等を実施するとともに、併せて妊産婦などに対する支援や住宅に関する各種支援を推進します。

②生活支援体制の整備・充実

生活に困窮する家庭を支援するために、相談対応や自立支援等の充実を図ることで、生活を支援する体制を整備します。

また、こども食堂に関する総合相談窓口を設置し、こども食堂の立ち上げや活動の継続を支援することで、地域でこどもを支え、見守る仕組みを創設し、こどもの居場所の確保に努めます。

(3) 保護者等への就労支援

①保護者の就労機会の確保

各種相談支援事業の実施により就労を支援します。また、生活困窮者向けの給付金の支給、再就職希望者向けの就職面接会の開催などを実施することで、貧困に直面しやすく、社会的に不利な立場にある者への支援を充実させます。

②保護者の就労のための学び直しに関する支援

再就職を目指す方向けに、学び直し等、就労に必要な能力の向上に関する取組を充実させることで、就労を支援します。

また、ひとり親家庭を対象とした、就職に有利な資格を取得することを支援する高等職業訓練促進給付金の支給等の取組を充実させることで、ひとり親の自立を支援します。

③保護者の就労後の職業生活に関する支援

安定した職業に就いたこと等により、生活保護を必要としなくなった者に対して就労自立給付金を支給する等、就労後の負担を軽減します。また、単に職を得るにとどまらず、所得の増大に資するとともに、仕事と両立して安心してこどもを育てられる適切な労働環境を確保できるよう、支援の充実を図ります。

④こどもへの就労支援

就職相談や、面接会等により就職機会を提供し、併せて関係機関と連携して子どもの就労支援を実施することで、社会的な自立を支援します。

(4) 経済的支援

①児童扶養手当の支給

ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進し、子どもの健やかな成長を図るため、児童扶養手当を支給します。

②生活福祉資金や母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付け

低所得世帯やひとり親家庭等に対して、無利子・低利で高等学校・大学等に就学するための費用や生活に必要な費用などを貸付けることで、経済的な自立を支援します。

③生活保護による教育扶助等

生活保護による教育扶助として、教材代、通学のための交通費、学校給食費等義務教育に必要な費用を支給します。また、高等学校等に就学し、卒業することが生活保護世帯の自立助長に効果的であると認められる場合に、高等学校等就学費を認定し、支給します。

④医療費の助成

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、小児やひとり親家庭の患者負担分を公費により一部助成します。また、小児慢性特定疾病により長期にわたり療養を必要とする子どもの医療費を助成します。

⑤養育費相談員による支援

養育費相談員を母子・父子福祉センターに配置し、ひとり親家庭等に対して養育費の決めや不払いについての相談に応じます。

IV 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

1 現状と課題

- 本県の児童相談所における相談対応件数は、2023年度は全相談件数が対前年比で約0.6%減の7,775件となり、そのうち虐待相談が4,134件と全体の約53%を占めています。

特に虐待相談については、複雑化、困難化した事案が増加し、一時保護や法的対応等が必要となる事案も増えていることから、それらの事案に迅速かつ適切な対応を図るため、引き続き、児童相談所の体制強化が必要です。

- 全国の児童相談所における児童虐待の相談対応件数は年々増加し、2022年度については、214,843件と過去最多となりました。

児童虐待は、子どもの心身に深い傷を残し、成長した後においても影響が認められることから、どのような背景、思想信条があっても許されるものではありません。

一方で、虐待を行った保護者にも自らの被虐待経験や、貧困、疾病、障害等の様々な困難が背景

として存在している場合が多く、これら子育てに困難や不安を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している状況を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制を強化し、児童虐待の予防に取り組む必要があります。

- 「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第20次報告）」（こども家庭庁こども家庭審議会児童虐待防止対策部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会。令和6年9月）では、2022年度中に発生又は表面化した児童虐待による子どもの死亡事例のうち、死亡時点の子どもの年齢は、心中以外の虐待死56人のうち0歳児が25人（44.6%）、さらに0か月児が15人（26.8%）と最も多い状況となっています。

また、心中以外の虐待死で実母が妊娠期・周産期に抱えていた問題として、「予期しない妊娠／計画していない妊娠」が14件（25.0%）あるなど、孤立した環境の中で予期せぬ妊娠に悩む若年女性等に対する相談・日常生活の支援や関係機関との調整等の支援の強化に取り組む必要があります。

- 虐待等を受けた子どもの一時保護については、学習権保障や一時保護期間の長期化などの問題が指摘されています。

また、一時保護は子どもにとって不安が大きく、ケアの困難度も高いことを踏まえ、子どもの特性や環境等に応じた個別ケアが可能となるよう一時保護所の環境整備を図る必要があります。

- 児童相談所が一時保護や施設入所措置等を行う場合においては、子どもの最善の利益を保障しつつ、子どもの意見又は意向を十分に勘案した判断を行うために、児童福祉法に基づく児童相談所等による意見聴取を適切に実施するとともに、子どもの意見表明や子どもの権利擁護を実現する環境整備が必要です。

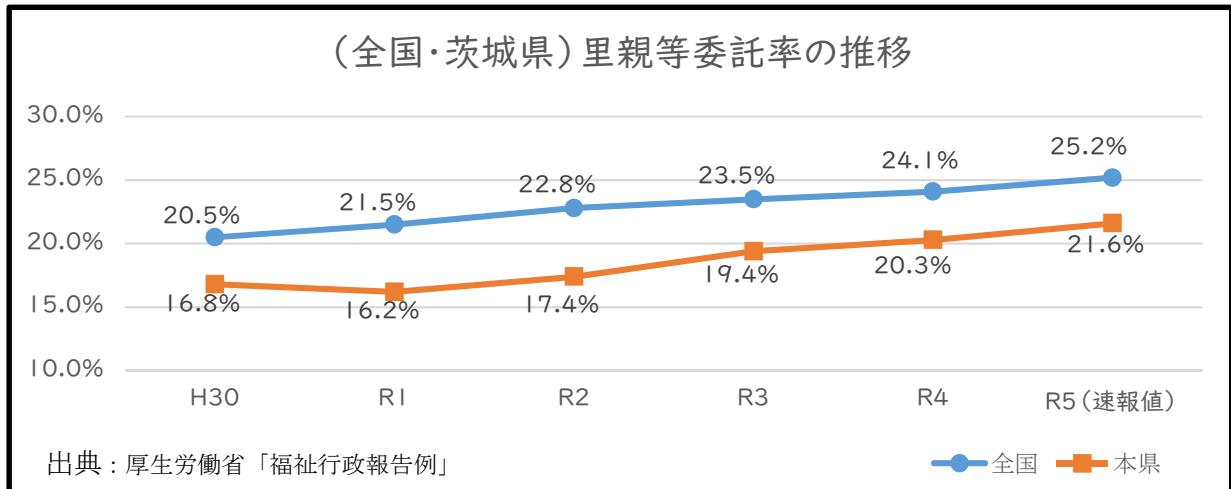
- 児童相談所は、家庭での養育が困難又は適当ではない場合は、子どもの最善の利益の観点から、子どもの意向や状況等を踏まえつつ、親族等による養育や里親委託等の代替養育先を検討しています。今後も家庭養育優先原則^{※10}とパーマネンシー保障の理念に基づき、子どもや家庭の状況に応じて、ケースマネジメントを推進することが必要です。

- 茨城県内には、乳児院が3か所、児童養護施設が18か所、里親登録が443組、ファミリーホームが9か所あります（2024年3月31日現在）。

本県の里親等委託率は、21.6%（2023年度）で増加傾向にあるものの、全国平均と比べて低い状況にあります。

虐待など様々な事情により、家庭での養育が困難となった子どもについては、心身共に健やかに成長できるよう、家庭に近い養育環境である里親等委託を推進していく必要があります。

^{※10} 子どもが家庭において心身共に健やかに養育されることを原則とし、家庭での養育が困難な場合、すなわち代替養育が必要となった場合は、「家庭における養育環境と同様の養育環境」となるよう必要な措置を講じ、それも適当でない場合は、「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう必要な措置を講じる、という、子どもの養育環境を決定する際の考え方。



- 本県において、乳児院や児童養護施設に入所している子どもの数は560人です（2024年3月31日現在）。今後、児童人口の減少や、家庭養育優先原則に基づく里親等委託数の増加により、施設入所の子どもの数は、減少していくことが見込まれます。
一方で、近年の児童相談所における児童虐待の相談対応件数の増加等に伴い、一時保護の件数が増加し、特に、乳児院及び児童養護施設等の一時保護委託数は、5年前と比べて約1.4倍に増加しています。（2018年度：314人、2023年度：427人）
一時保護の子どもなど、ケアニーズ及びケアの困難度が高い子どもに対して、専門的ケアを提供する乳児院や児童養護施設は、今後さらに必要とされることが見込まれます。
- 児童養護施設等を退所した子ども（措置解除者）や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等（以下、「社会的養護経験者等」という。）は、進学・就労や自立した生活を営む上で、親族からのサポートが期待できない等の背景から、様々な困難に直面する場合があるため、県において自立支援に取り組んでおり、今後もニーズに応じた支援が必要です。
- ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことから、教育や人格形成、将来の進路への影響が懸念されます。
また、子ども本人や家族に自覚がない場合もあり潜在化しやすいことから、学校等において早期に把握し、市町村、福祉、介護、医療、教育等の関係機関が情報共有・連携して、子どもの意向に寄り添いながら必要な支援につなげる必要があります。

2 主な取組

(1) 児童虐待防止対策等の更なる強化 重点

①児童相談所の体制強化と専門性の向上

児童虐待発生時の迅速・的確な対応を確保するとともに、家庭養育の推進及び市町村の相談支援体制の強化を図るため、児童相談所において、児童福祉司等の専門的知識を有する職員の増員など体制強化を図ります。

また、職員に対する法定研修、階層別研修及び指導教育担当職員（スーパーバイザー）研修など研修体系を充実させるほか、新たな認定資格である「子ども家庭ソーシャルワーカー」等の専門資

格の取得促進に取り組み、職員の専門性及び資質向上を図ります。

②発生予防、早期発見及び早期対応

児童相談所が閉所している夜間、休日等を含めて、「いばらき虐待ホットライン」により虐待相談等に24時間対応するとともに、児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」、メッセージアプリを活用した「親子のための相談LINE」の周知を図ることにより、早期発見、早期対応に努めます。

児童虐待は、出産後の問題と捉えがちですが、妊娠期からの支援が重要であり、妊娠・出産・子育てと切れ目のない支援が必要とされていることから、市町村における母子保健部門と児童福祉部門の相談・支援機能を一元的に担うこども家庭センターにおいて、特に支援が必要な妊産婦に対し、訪問家事支援、こどもや親子の居場所支援を推進しています。このため、2029年度末までにこども家庭センターを全ての市町村に設置できるよう支援します。

また、こども家庭センターを中心として、児童相談所をはじめ、医療機関、学校、保育所、警察等の関係機関と相互に連携して、要保護児童対策地域協議会などの地域のネットワークを活用して一体的、継続的に支援し、児童虐待の予防の取組を強化します。

③予期せぬ妊娠に悩む女性等への支援強化

家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対する支援については、特定妊婦等生活支援事業のニーズ等の実態把握に努めるとともに、妊娠等相談窓口等の存在について、支援を必要とする予期せぬ妊娠に悩む若年女性等に届くよう周知に取り組みます。

④一時保護施設の環境整備

県の一時保護所については、条例を制定し、一時保護施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることができるよう、一時保護所の環境整備を図ります。

⑤子どもの権利擁護の推進

児童相談所が、一時保護や施設入所等の措置を行う際に、子どもの意見・意向を勘案するために行う意見聴取等措置の仕組みや、表明された子どもの意見等について、必要に応じて専門家等からなる第三者機関が調査審議等を行うことができる環境を整備します。

このほか、児童相談所や施設等関係者から独立した意見表明等支援員を一時保護所や施設、里親の下で養育されている子どもの下に派遣し、意見表明を支援し、子どもの権利擁護の一層の推進に取り組みます。

(2) 社会的養護を必要とする子ども・若者に対する支援 重点

①児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築

子どもの家庭での養育が困難又は適当でない場合、パーマネンシー保障を目指し、養育環境の改善、親子関係再構築や家庭復帰の支援、親族等による養育（親族等による里親養育・普通養子縁組を含む。）への移行支援、特別養子縁組の判断・支援を優先的に検討するとともに、長期措置を防ぐためのケースマネジメントを行うために、児童相談所における体制整備を検討します。

②里親等委託の推進

家庭的養育優先原則に基づき、子どもが「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、児童相談所をはじめ、民間フォースターリング機関^{※11}や、里親支援機関、茨城県里親連合会などの関係機関の支援等を通じた社会的養護の受け皿としての里親やファミリーホームの確保・充実に努めます。

また、現在の里親養育包括支援（フォースターリング）事業について、関係機関と効果的な事業実施の方法等を検証しながら、里親養育を継続的に支援する体制整備を図ります。

③施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換

家庭養育優先原則を進める中においても、専門的ケアを要するなどの理由で施設での養育を必要とする子どもや、家庭や里親等での養育が適当でない子どもの場合は、「できる限り良好な家庭的環境」において養育されるよう、児童養護施設等の小規模化・地域分散化等の環境改善を促進します。

また、乳児院や児童養護施設がこれまで培ってきた子どもの養育の専門性を生かし、地域社会における貴重な資源として、在宅支援や里親支援などの多機能化・機能転換を進め、より一層専門的な役割を担う取組を支援します。

④自立支援の強化

社会的養護経験者等の社会的自立に向け、相談体制及び相互の交流を行う場の充実を図るなどの支援に取り組みます。

また、措置解除者等を対象とする児童自立生活援助事業については、一律の年齢要件が弾力化されたことから、児童等の置かれている状況や児童等の意向、関係機関との調整等も踏まえ、より児童等が安定して自立を目指すことができる環境の整備に取り組みます。

(3) ヤングケアラーへの支援

①学校等における早期発見と相談の促進

学校等において、児童生徒の心情に十分配慮し、ヤングケアラーの定義及び支援内容の理解を促すとともに、ヤングケアラーである児童生徒の早期把握に努め、学習機会を確保しながら支援に向けた相談につなげます。

②地域における相談支援体制の強化

市町村、福祉、介護、医療、教育等の関係機関において、研修等により相談支援の充実を図るとともに、関係機関相互の連携強化を図り、ヤングケアラーを必要な支援につなげます。

^{※11} 都道府県知事から一連のフォースターリング業務（里親制度の普及啓発、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の里親支援業務）の包括的な委託を受けた民間機関。

V こども・若者を犯罪などから守る取組

1 現状と課題

- スマートフォン、携帯ゲーム機等のインターネット接続機器が急速にこども・若者に普及・浸透し、無線LAN等の接続環境も急速に拡大するなど、こども・若者を取り巻くインターネット利用環境は大きく変化しており、インターネットの不適切な利用から、こども・若者が被害者、加害者としてトラブルになる事案が発生しています。
- 青少年の健全な育成を阻害する行為を規制することや、インターネットの利用におけるフィルタリング利用の普及啓発等、法令や条例の適正な運用・普及啓発等に努めることが重要です。特に、乳幼児のスマートフォンの使用率が高くなっていること、小学生のフィルタリング率に伸び悩みが見られることから、保護者を対象とした理解促進に一層取り組む必要があります。
- こども・若者が、自らの発達の程度に応じて、心身の健康、性に関する正しい知識を得て、SOSを出したりセルフケアをしたり、自らに合ったサポートを受けたりできるようにする教育や普及啓発が必要です。
- こどもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することは、全てのこどもが健やかに育つための大前提です。
特に、こどもに対する性犯罪・性暴力は、被害当事者の心身に長期にわたり有害な影響を及ぼす極めて悪質な行為であり、その防止と被害当事者の支援が重要です。
- 非行傾向のあるこどもには、立ち直ることを志しても、悩みを相談する適切な相手がいない、安心してすごせる居場所がないなど、その機会に恵まれず、孤立する中で非行を重ねてしまう場合があり、心的ケアやサポートによる問題行動防止など、再犯防止のための支援体制が必要とされています。

2 主な取組

(1) 犯罪などからこども・若者を守る環境整備

①安心・安全なインターネット利用環境整備

こども・若者に増えているSNS起因のトラブル・犯罪の未然防止として、こども・若者及び保護者の情報モラルを向上させるため、インターネットの安全な使い方を学ぶ講座の開催や家庭でのルールづくり、フィルタリングなどの有害情報対策を推進します。

併せて、こどもが主体的にインターネットを利用できる能力を習得できるよう、デジタル・シティズンシップ教育^{※12}の推進に取り組みます。

②健康教育の推進と性に関する指導の充実

がんや薬物、HIV感染症・エイズを含む性感染症、データDV等に関する正しい知識の習得のた

^{※12} デジタル・シティズンシップとは、デジタル技術の利用を通じて、社会に積極的に関与し、参加する能力のこと。その能力を身につけ、こどもが大人の介入なく自律的にデジタル技術を利用できるようになることを目的とした、スキル・知識のみならず価値観・態度も含めた教育。

め、児童生徒を対象とした講演会や各種防止教室の開催などに取り組みます。

また、こどもを性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にさせないための生命の安全教育を推進します。

③性犯罪などの犯罪対策と被害者支援

ストーカー・DV事案、性犯罪等への的確な対処及び犯罪被害者やその家族等への適切な支援を行いうため、相談や被害申告をしやすい環境の整備など、支援体制づくりを推進します。

また、こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版DBS）の適正な運用に取り組みます。

④交通安全教育

交通の秩序を確立し、安全で円滑な交通環境を実現するため、安全教育や広報・啓発活動に取り組むとともに、悪質・危険な違反に重点を置いた交通指導取締りを推進します。

また、高校生の自転車乗車中のヘルメット着用状況を調査し、着用率が向上した学校の取組を全校に共有するとともに、ヘルメット着用による被害軽減効果の周知をはじめ、学校や自転車販売店等と連携した効果的な広報啓発活動を推進します。

⑤安全な交通環境の整備

自動車や自転車及び歩行者の安全な交通を確保するため、関係機関の連携による安全点検、信号機等の整備、計画的な道路の舗装修繕・定期的な除草に取り組みます。

⑥防犯・防災対策

犯罪の起きにくい社会をつくるため、県民の防犯意識の高揚と地域の防犯活動の活性化を推進するとともに、併せて、災害からの安全を確保するため、防災意識の向上に取り組みます。

⑦製品事故防止

特定製品（乳幼児用ベッドや吸水性合成樹脂製玩具など）による事故を未然に防止するため、市町村と連携しながら、消費生活用製品安全法に基づく販売店等への立入検査の実施を促進します。

（2）非行防止と自立支援

青少年の健全育成のため、地域の教育力向上等の取組と併せて、学校警察連絡協議会、警察と学校との連絡制度をはじめとした関係機関や団体との連携を図り、警察官等を講師とした非行防止教育等の推進、問題を抱える少年やその保護者に対する立ち直り支援に取り組みます。

施策3 ライフステージ別の取組（子どもの誕生前から幼児期まで）

I 妊娠前から幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保

1 現状と課題

- 成育基本法や、母子保健の国民運動である「健やか親子21」等を基盤とし、地域における妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援等を推進することが求められています。
- 核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくない現状があることから、子育て世代の孤立防止のため、母子保健と児童福祉の連携を図る必要があります。
- 結婚・出産年齢の上昇に伴い、不妊治療のニーズが増大していることから、医学的診療体制や安心して相談できる体制の充実を図るとともに、治療に取り組む方に対する経済的な負担を軽減する必要があります。

また、不妊治療と仕事の両立で悩む方も多いことから、職場内の不妊治療に対する理解の促進や治療に取り組みやすい環境整備も求められています。

加えて、流産・死産を経験した方に対する支援や、出生前遺伝学的検査（NIP T）について、適切な情報発信が必要です。

2 主な取組

(1) 妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目のない支援の実施 **重点**

①市町村及び関係機関との連携

保健所等を通じて、市町村の母子保健事業に関する広域的な支援や技術的事項の指導・助言等を行うとともに、成育過程にある者に適切な成育医療が提供されるよう、関係機関との連携を進めます。

また健康診査における保健指導等について、市町村からの求めに応じ指導・助言等を行うとともに、妊婦等に対する早期の妊娠届出の勧奨や妊婦健康診査の受診、禁煙指導やメンタルヘルスの保持増進、乳幼児健診等のオンライン化・デジタル化など、妊産婦の健康づくりに向けた市町村の取組を支援します。

さらに、妊娠期から、身近な場所で相談に応じ、必要な支援につなぐ妊婦等包括相談支援事業と妊婦のための支援給付を効果的に組み合わせ、妊産婦や子育て家庭に対し総合的な支援を行う市町村の取組を支援します。

②妊娠、出産等の相談窓口の充実

妊娠や出産にかかる様々な不安を解消し、安心してこどもを産み育てることができるよう、妊娠、出産、子育て等の相談に応じる専門相談を行います。

また、働く妊婦等に対して就業を継続しつつ健康を管理するための「母性健康管理指導事項連絡カード」の普及啓発を図ります。

さらに、多胎妊産婦等、育児等の負担が大きく孤立しやすい妊産婦を支援するため、産前や産後における日常の育児に関する相談等に応じるなど支援体制を構築します。

③産後の支援

男女を問わず、産後うつの予防や新生児への虐待予防を図る観点から、広域的な連携支援の下、市町村における産後ケア事業等の推進を図ります。

また、「助産師なんでも出張相談事業」において、出産後間もない時期の産婦に対して訪問による相談支援を行います。その際、様々な悩みや不安に適切に応じられるよう、研修会等を通じて、産婦を支援する保健師・助産師等の資質向上に努めます。

④不妊症や不育症に関する支援

不妊専門相談センター等において、不妊に悩む夫婦に対し、不妊に関する医学的・専門的な相談や不妊による心の悩み等について医師・助産師等の専門家が相談に対応します。また、不妊治療に対する経済的な支援を行うとともに、仕事と不妊治療の両立について職場での理解を深め、従業員が働きやすい環境を整える企業の取組を促進します。

加えて、出生前遺伝学的検査（N I P T）等の正しい知識の普及啓発を図ります。

⑤流産・死産を経験された方への支援

不妊専門相談センター等において、流産・死産を経験した方に対する相談体制の充実を図り、相談者の気持ちに寄り添った支援を行います。

(2) 小児・周産期医療体制の充実

①周産期医療体制の充実

地域において妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供する、総合的な周産期医療提供体制を整備することにより、安心してこどもを生み育てることのできる環境づくりを推進します。

また、災害や新興感染症のまん延時に備え、周産期医療を継続的に提供できる体制の整備を図ります。

②小児医療体制の充実

小児科の医療資源の集約化・重点化を推進し、全県を24時間365日体制でカバーする安心で効率的な小児救急医療提供体制の整備を進めるとともに、救急電話相談の充実や啓発パンフレットの活用等により保護者の不安解消を図ります。

また、災害や新興感染症のまん延時に備え、小児医療を継続的に提供できる体制の整備を図ります。

(3) 疾病・障害の早期発見・早期支援、支援を要する妊産婦への対応

①疾病の早期発見・早期支援

乳幼児の発育・発達や健康の維持・増進、疾病の予防及び悩みを抱える保護者等を早期に発見し、相談支援につなげ、児童虐待の予防や早期発見にも資するよう、乳幼児健診や新生児マス・スクリーニング等を推進し、疾病の早期発見・早期治療に努めます。

また、産科医療機関における新生児聴覚スクリーニングの一層の普及促進を図り聴覚の精密検査・療育指導の充実を図るとともに、弱視早期発見のため市町村の3歳児健康診査における目の屈

折検査の支援を行います。

さらに、早期発見・早期治療の重要性が高い疾患を先天性代謝異常等検査の対象疾患に追加するよう、国に働きかけます。

②こどもの発達障害早期発見・早期支援

母子保健センター事業において、専門職による発達相談、市町村に対する巡回相談、発達障害児指導者研修会、5歳児健診・相談事業に係る情報交換会を行い、こどもの発達障害の早期発見・早期支援につなげます。

また、保育所等や学校、市町村保健センター等における早期の気づき（一次スクリーニング）、児童相談所、発達障害者支援センター等における二次スクリーニングの充実を図るとともに、必要に応じた医療支援及び療育支援体制の充実を図ります。

さらに、発達障害の疑いがあるこどもについては、こどもの発育発達や健康に関して、保護者や保育施設などに勤める保育者等の相談及び支援に努めるなど、社会全体でこどもの健やかな成長を見守り、子育て世代の親を孤立させないよう支えていく地域づくりを目指します。

③支援を要する妊産婦への対応

すべての妊婦を対象とする健康管理手帳を作成し、市町村を通じて配布することで、産後うつや乳幼児についての理解促進と正しい対応方法の周知を図ります。

また、支援を要する妊産婦への幅広い相談体制を構築するとともに、専門的な観点から助言等の支援ができるよう、専門職への研修を充実させます。

産後うつの予防や新生児への虐待を予防する観点から、妊産婦健康診査、乳児健康診査及び産後ケア事業等を推進し、育児等の負担が大きく孤立しやすい多胎妊産婦など支援を要する妊産婦等の把握と産前・産後における日常の育児に関する介助等に取り組む市町村を支援します。

また、産前・産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的、かつ、包括的な支援を提供できる体制を構築するため、児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行うこども家庭センターの設置に向けた市町村の取組を促進します。

このほか、児童虐待の予防や早期発見に資するよう、若年妊婦や特定妊婦の把握及び支援、妊産婦健康診査の未受診者への受診の勧奨等を推進する市町村を支援するとともに、予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等が必要な支援を受けられるよう、乳児院や母子生活支援施設、NPOなどの民間団体とも連携しながら、取組を進めます。

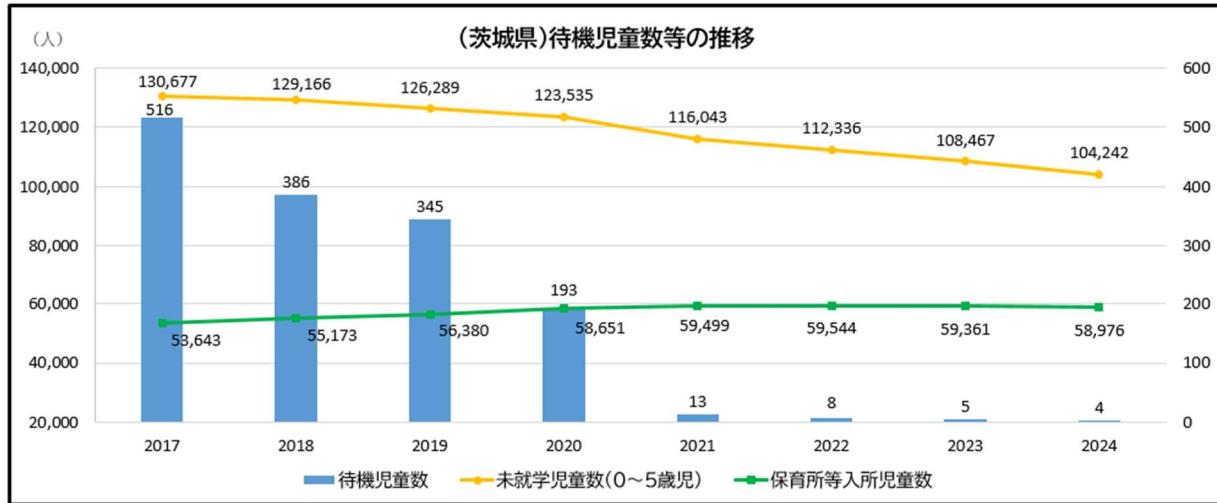
II 幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

1 現状と課題

- 核家族化の進展や女性の就業率の上昇等により、保育ニーズは依然として高い水準にあるものの、この5年間で約5,000人分の施設整備を進めた結果、本県における2024年の待機児童数は4人となり過去最少となりました。

一方、待機児童ゼロに向けては、地域の実情に応じて引き続き施設整備が必要な地域が見られるほか、近年の待機児童の多くを占める医療的ケア児等の特別な支援が必要な児童の受け入れを促進していく必要があります。

加えて、現在の保育所等では、就業形態の変化に伴い多様化している保育ニーズへの対応や、保育所等に通っていない未就園児への支援、安心・安全な保育環境の整備など、様々な対応が求められています。



出典：茨城県「常住人口調査」

こども家庭庁「保育所等利用待機児童数調査」

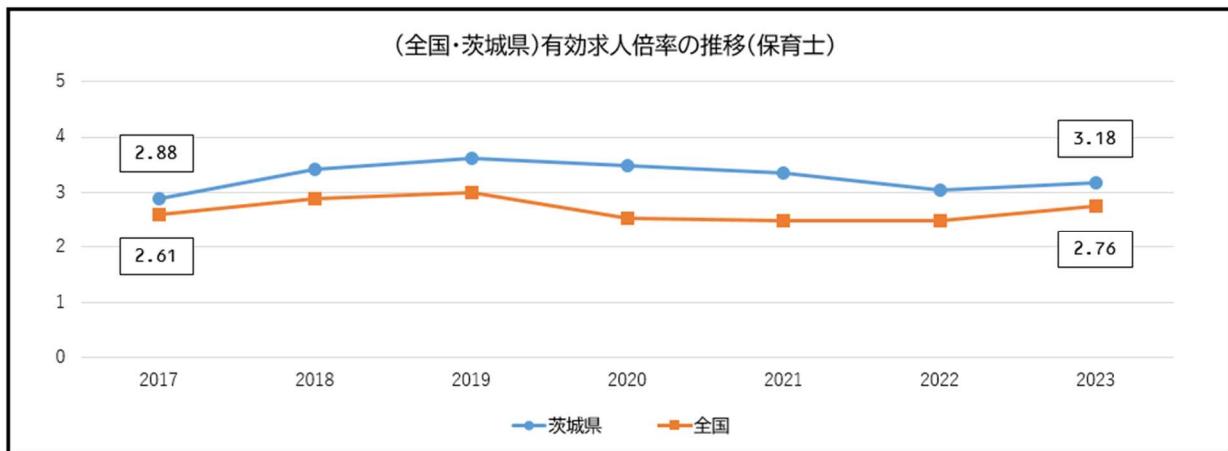
- 幼児期の教育・保育と小学校教育では、他の学校段階間の接続に比べて様々な違いを有しており、円滑な接続を図ることは容易ではありません。そのため、地域や家庭の環境にかかわらず、全てのこどもに質の高い学びが保障されるよう、学びの連続性を踏まえた幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続が求められています。

現在は、保幼小間での交流行事などの取組が進んできているものの、形式的な連携にとどまっていることが多く、架け橋期（5歳児から小学校1年生の2年間）のカリキュラムの充実・改善が必要となっています。

- 待機児童を解消しつつ、多様化する保育ニーズに対応し、質の高い教育・保育を提供し続けるためには、幼児教育・保育人材の安定的な確保が必要です。

しかしながら、本県の保育士等の有効求人倍率は、全国平均と比べて高い水準で推移しており、さらには、保育士の配置基準の改正やこども誰でも通園制度の創設に伴って、人材確保は一層厳しさを増すことが懸念されています。

このため、幼児教育・保育人材を確保できるよう、参入促進、資質向上、処遇改善・勤務環境の改善を柱とした総合的な対策を実施していく必要があります。



出典：厚生労働省「職種別主要指標（職業安定業務統計）」

2 主な取組

(1) 保育所等の整備と地域型保育事業の促進

既存施設を有効活用するほか、地域の実情に応じた保育所等の整備を進めるとともに、地域型保育事業である小規模保育事業や家庭的保育事業などを促進し、保育の受け皿拡大を図ります。

(2) 多様な幼児教育・保育ニーズへの対応

延長保育、一時預かり、病児保育等の保育サービスの充実を図るとともに、医療的ケア児等の特別な支援が必要な児童の受け入れ環境づくりに取り組むほか、保育所等に通っていない未就園児への支援の強化を図ります。

また、幼児期の学校教育と保育、子育て支援を一体的に提供できる認定こども園について更なる普及を促進します。

(3) 幼児教育・保育施設等における安心・安全な環境整備

安全対策に資するＩＣＴ機器の導入支援、研修会の開催、施設への指導監査等を実施し、こどもをめぐる事故や不適切な対応事案等の未然防止に取り組むとともに、万一事故等が発生した場合の対策の徹底を図り、安心してこどもを預けられる環境づくりを促進します。

(4) 幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続

幼児教育・保育と小学校教育の接続の中心となる担当者的人材育成に向けた研修を実施するとともに、市町村主催の研修会への講師派遣や、架け橋期のカリキュラム改善に向けた資料の提供により、市町村の取組を支援し、遊びを通じた質の高い幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を促進します。

(5) 幼児教育・保育人材確保の促進

参入促進、資質向上、待遇改善・勤務環境の改善を柱とした総合的な対策を実施し、幼児教育・保育人材確保を促進します。

①参入促進

保育士養成施設に在籍する学生への就職支援や潜在保育士への復職支援、若者に向けた保育の魅

力発信など、幼稚園・保育所等における人材確保の取組を支援します。

②資質向上

初任者や経験年数等に応じた研修を体系的に実施するとともに、複雑化する保育ニーズ等への対応や保育の専門性を高めるための研修を実施し、幼児教育・保育人材の資質向上を図ります。

③処遇改善・勤務環境の改善

サポート業務を担う業務支援員の配置やＩＣＴ化を促進することにより、幼稚園教諭・保育士等の負担軽減を図ります。また、管理者向けの研修を実施し、働きやすい職場環境づくりを促すとともに、幼稚園・保育所等における処遇改善等を促進し、離職防止を図ります。

施策4 ライフステージ別の取組（学童期・思春期）

I 質の高い公教育

1 現状と課題

- 人口減少や超高齢化、デジタル技術の劇的な進歩など、世界は前例主義が通用しない、予測困難な「非連続の時代」を迎えています。こうした時代の変化に的確に対応し、これから茨城をさらに切り拓いていくためには、これまでの常識にとらわれず、新たな発想で果敢に挑戦していく人財が求められています。
- 変化の激しい時代を生きていくためには、将来の夢や目標をしっかりともちながら、確かな知識及び技能を習得し、これらを適切に活用する思考力、判断力、表現力等を身に付けていくことが必要です。
- 情報化社会が急速に進展する中、児童生徒の情報活用能力の育成や、教育の情報化に対応するため、必要な環境整備や教員の指導力向上などが求められています。
- こども一人ひとりの状況に応じた教育を一層推進するとともに、時代の変化に対応した教育体制を充実させすることが求められています。
- 個別最適な学びを実現するため、教員の負担を軽減し、十分に児童生徒と向き合う時間を確保することが求められています。
- 家庭、学校、地域が連携し、それぞれの役割と責任を果たしながら共に育てる仕組みが求められています。地域住民や保護者の代表が、委員として学校運営に加わるコミュニティ・スクールの取組もその一例です。
- 成年年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、高校生でも自分の意思で契約を締結することやクレジットカードを作ること等が可能となりました。自由な意思決定ができる一方、自分で責任を負う必要性も生じるため、若者の消費トラブルが懸念されます。
- 学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえて、その意義を適切に説明できないような校則については、本当に必要なものか、不要に行動が制限されていないかを検証するなど、その内容や必要性について絶えず見直しを図る必要があります。
また、こどもが主体的に見直しに参画することは、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義があります。
- 体罰はいかなる場合においても決して許されないことや、生徒指導提要に示されている不適切な指導と考えられ得る例などを踏まえ、生徒指導に当たって留意すべき事項などを各種研修の場において周知する必要があります。

- 学習等に課題を抱える高校生の学力向上や進路支援、キャリア教育の充実、課題に応じて適切な支援につなげる心理・福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置を促進し、学校におけるチームでの教育相談体制の充実を促進する必要があります。

2 主な取組

(1) こどもが安心して過ごし学ぶことができる質の高い公教育

①主体的・対話的で深い学びの推進

こどもたちが生涯にわたって能動的に学び続けられるようにするために、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指し、ＩＣＴや外部人材を効果的に活用した授業改善等を推進します。

②新たな価値を創造し社会の創り手となる人財の育成

新たな価値を創造し社会の創り手となる人財を育成するため、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間や各教科における探究的な学習活動等の充実を図るとともに、ＳＴＥＡＭ教育^{※13}をはじめとした教科等横断的な学習を推進します。

③基礎学力の向上

基礎学力の定着・向上や生徒指導におけるきめ細かな対応のため、小中学校等における少人数教育を推進します。

④教員のＩＣＴ活用指導力向上の推進

児童生徒のプログラミング的思考を育成するため、興味・関心を高める取組や実践的指導を推進するとともに、研修の充実により、教員のＩＣＴ活用指導力の向上を推進します。

⑤教員の働き方改革

教員が心身ともに健康で、意欲と高い専門性を持って教育活動に取り組めるよう、教員の働き方改革を推進するとともに、教員からの相談に対応する相談事業により心のケアに努めます。

⑥インクルーシブ教育システム^{※14}の推進

インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、多様な教育的ニーズに対応できる学びの場を確保し、一人一人のこどもの障害の状態や発達段階に応じた指導や支援を一層推進します。

⑦地域の実情を踏まえた教育環境の整備

市町村による地域の実情を踏まえた教育環境の整備を支援するため、小中学校等における統合の

^{※13} Science, Technology, Engineering, Art, Mathematics 等の各教科での学習を実社会での問題発見・解決に活かしていくための教科横断的な教育。ＳＴＥＡＭのAの範囲を芸術、文化のみならず、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲（Liberal Arts）で定義し、推進することが重要である。

^{※14} インクルーシブ教育システム（inclusive education system）とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とする目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」（署名時仮訳：教育制度一般）から排除されること、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

実例等について情報提供するほか、コミュニティ・スクールの設置と地域学校協働活動との一体的推進の支援に取り組みます。

⑧こども・若者の薬物乱用防止

薬物乱用防止教室や学校が開催する研修会等へ講師を派遣し、児童生徒への啓発に努めるとともに、市販薬の過剰摂取（オーバードーズ）対策として、若年者向けのチラシを作成し、相談窓口の周知やオーバードーズの危険性の啓発に努めます。

⑨消費者教育、金融経済教育の推進

消費者として適正な判断や対応を行うことができる「消費者力」を養い、自立した消費者として適切に行動できるよう消費生活に関する学習の機会を提供し、消費者教育を推進します。

また、茨城県金融広報委員会と連携し、金融に関する学習機会の提供に努めます。

⑩福祉教育の充実

思いやりや助け合いの心を培うため、関係機関との連携を密にし、福祉教育の充実に努めるとともに、地域の高齢者や障害のある人との交流等を推進します。

（2）次世代を担う人財の育成 重点

①高度情報社会を担う人財の育成

高度情報社会を担う人財を育成するため、全国トップレベルのプログラミング能力を持つ中高生を育成し、多くの高校生がプログラミングに興味をもてる学習機会を提供します。

②科学技術を担う人財の育成

科学技術を担う人財を育成するため、小中学校における探究的な活動を重視した理科教育や、高等学校における「スーパーサイエンスハイスクール」指定校の活動を推進します。

③グローバル人財の育成【再掲】

グローバル人財に必要な思考力やリーダーシップなどを育成するため、学習意欲の高い中高生にトップレベルの英語講座や世界で活躍する人財との交流プログラム等を提供します。

④国際感覚の育成【再掲】

異文化を理解し、広い視野をもった人財を育成するため、学校の授業等に県内在住の外国人講師等を派遣し、諸外国の文化等を紹介してもらうなどの国際教育を推進します。

⑤発達段階に応じたキャリア教育

科学技術イノベーション分野における次世代のグローバルリーダーの育成や女性の参画拡大のため、生徒等にデジタル技術をはじめとする理工系分野への進学を促す機会を提供します。

また、小学校・中学校・高等学校の教育活動全体を通じて、主体的、創造的に生きていくための資質や能力を身に付けることができるよう、特別活動や各教科の授業などにおいて自分らしい生き方の実現につながる内容を取り上げたり、職場体験活動や家計、労働関連法令についての学習など

により職業観や社会の仕組みを学んだりするなど、発達の段階に応じたキャリア教育の充実を図ります。

⑥帰国・外国人児童生徒への支援【再掲】

帰国・外国人児童生徒が学校生活等に適応できるよう、日本語指導など、学習内容の理解や各活動が円滑に進められる支援体制や文化的配慮の充実に取り組みます。

また、日本語の理解が困難な外国人保護者に対する支援や教職員の研修体制の充実に取り組みます。

(3) 学校生活

①校則の見直し

校則は、各学校がそれぞれの教育目標を達成するために、学校や地域の状況に応じて、必要かつ合理的な範囲内で定めるものです。校則の見直しを行う場合には、その過程で子どもや保護者等の関係者からの意見を聴取した上で定めていくことが望ましいことを、学校等に対して理解促進を図ります。

②体罰や不適切な指導の禁止

体罰はいかなる場合も許されるものではなく、学校教育法で禁止されています。また、生徒指導提要等においても、教職員による体罰や不適切な指導等については、部活動を含めた学校教育全体で、いかなる子どもに対しても決して許されないと示されていることを踏まえ、学校等に対する周知・徹底を図ります。

③高校中退の予防

生徒が安心して学校で過ごすことができるよう、学習に関する支援に加え、スクールソーシャルワーカーの派遣等により、学校における相談・連携体制などを整備します。また、放課後等の学習支援を実施することで、学校における総合的な支援体制を充実させます。

また、子どもたちの状況を把握して必要な支援につなげ、教育機会を確保するために、学習相談及び進路相談等による支援の充実を図ります。

II 困難な問題を抱えるこどもへの支援

1 現状と課題

- 不登校児童生徒や児童虐待、いじめや貧困など、困難を有する子どもが増加しています。子どもたちは、子どもの権利条約により大人と同様、ひとりの人間としての人権（生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利）が認められています。
子どもの権利を尊重し、子どもたちが助けを求められる機会や場所が提供されるよう喫緊の対応が求められています。
- 子どもの不登校、自殺などが増加傾向にあり、孤独・孤立の問題がより一層深刻な社会問題となっています。
また、いじめの認知件数といじめ重大事態の件数も増加しており、いじめの未然防止、早期発見・

早期対処による重大化の防止が求められます。

- 困難を抱えるこどもや若者を支援するにあたっては、本人だけでなく、家族などの周囲の人に対してアプローチし、支援する必要があり、家族等に対する支援を拡充する必要があります。

2 主な取組

(1) いじめ対策・不登校やひきこもりへの支援

①いじめ対策

いじめの積極的な認知と早期の組織的対応、相談先の確保、関係機関等との連携の推進など、社会総がかりでいじめ問題に取り組むとともに、未然防止、早期発見及び早期対応のため、スクールカウンセラー等の相談体制の充実を図ります。

なお、いじめを認知した場合、速やかに被害児童生徒の安全を確保し学校生活を支援することはもとより、加害児童生徒に対しいじめを繰り返さないよう指導するとともに、その保護者に対する助言を継続的に行います。

また、全てのこどもが自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるような未然防止教育を推進するため、教科指導と生徒指導を一体化させた授業づくりに取り組みます。

②不登校、ひきこもり等のこどもへの自立支援

児童生徒の不登校や、ひきこもり等に対する未然防止と適切な対応・支援を行うため、関係機関等との連携強化や、当事者の家族を含めた総合的・継続的な相談体制の充実に取り組みます。

また、校内フリースクール（校内教育支援センター）の設置を促進するなど、不登校のこどもの居場所づくりや教育を受ける機会の確保に取り組みます。

③こども・若者の相談体制の充実【再掲】

「子どもホットライン（24時間子ども専用電話相談）」や「いじめ・体罰解消サポートセンター」に加え、SNSで相談できる「いばらき子どもSNS相談」など、相談時間や内容に応じた様々な相談体制が整備されるとともに、こども・若者に相談窓口が十分周知され、当事者の悩みや困りごとの解消と安心感につながるよう取り組みます。

併せて、悩みを抱えるこどもに対し、学習用1人1台端末を活用した校内オンライン相談窓口の整備や、SOSの出し方に関する教育を推進するなど、相談しやすい環境づくりの取組を推進します。（相談窓口は巻末掲載）

(2) こども・若者の自殺対策

生きることを包括的に支援する自殺対策を推進するため、「茨城県自殺対策計画」に基づき、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関係団体が連携を図り、悩みを抱えるこども・若者への支援の充実に取り組みます。

また、ホームページや広報紙・リーフレット等の様々な手段により、自殺予防やその対策について普及啓発を図るとともに、各種問題に応じた相談窓口の周知に努めます。

施策5 ライフステージ別の取組（青年期）

I 地域力を高める人財育成や高等教育の就学支援

1 現状と課題

- 近年、若者人口が減少傾向にあり、地域における人間関係の希薄化や時間的、経済的余裕の不足などから、若者の地域活動への関わりが以前より減少しています。
- 地域活動に参加することも・若者の割合は、年齢が上がるに従い低下しており、その原因として、自身が多忙であることや、活動についての情報不足があげられています。
- 文部科学省の2021年度の私立大学入学者に係る初年度学生納付金平均額（定員1人当たり）では、私立大学（学部）における授業料については、対前年度比0.3%増の930,943円となっており、入学料は、対前年度比0.4%減の245,951円となっています。また、初年度学生納付金（授業料、入学料、施設設備費の合計）については、対前年度比0.1%増の1,357,080円となっており、実験実習料等を含めた初年度に納める総計は、対前年度比0.2%増の1,482,964円となっています。

（全国）私立大学入学者に係る初年度学生納付金平均額（定員1人当たり）（単位：円）

	授業料	入学料	施設設備費	合計
私立大学	930,943 (0.3)	245,951 (△0.4)	180,186 (△0.7)	1,357,080 (0.1)
私立短期大学	723,368 (1.2)	237,615 (△0.6)	166,603 (△2.1)	1,127,586 (0.3)
私立高等専門学校	627,065 (0.0)	246,753 (0.0)	105,195 (0.0)	979,013 (0.0)

出典：文部科学省「私立大学等の令和3年度入学者に係る学生納付金等調査」※（）は対前年度増減

2 主な取組

（1）若者の地域活動への支援

若者が地域課題の解決等に取り組むうえで必要な能力を習得する機会と場を提供するため、若者が主体的に取り組む地域活動やネットワークづくりを支援するほか、公民館など、それら活動場所の提供にも取り組みます。

また、地域社会に貢献できる若者を育成するため、ボランティアを養成するとともに、自主的・自発的な学びを促進し、地域社会に還元する取組を推進します。

（2）高等教育への支援

就学支援を必要とする学生等が利用することができるよう、国が実施する就学支援の周知を行い、教育機会の確保に努めます。

また、若者が、家庭の経済状況にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学するチャンスを確保できるよう、高等教育段階の修学支援を着実に実施します。

特に、国が実施する高等教育の修学支援新制度については、高校段階のみならず、将来その支援

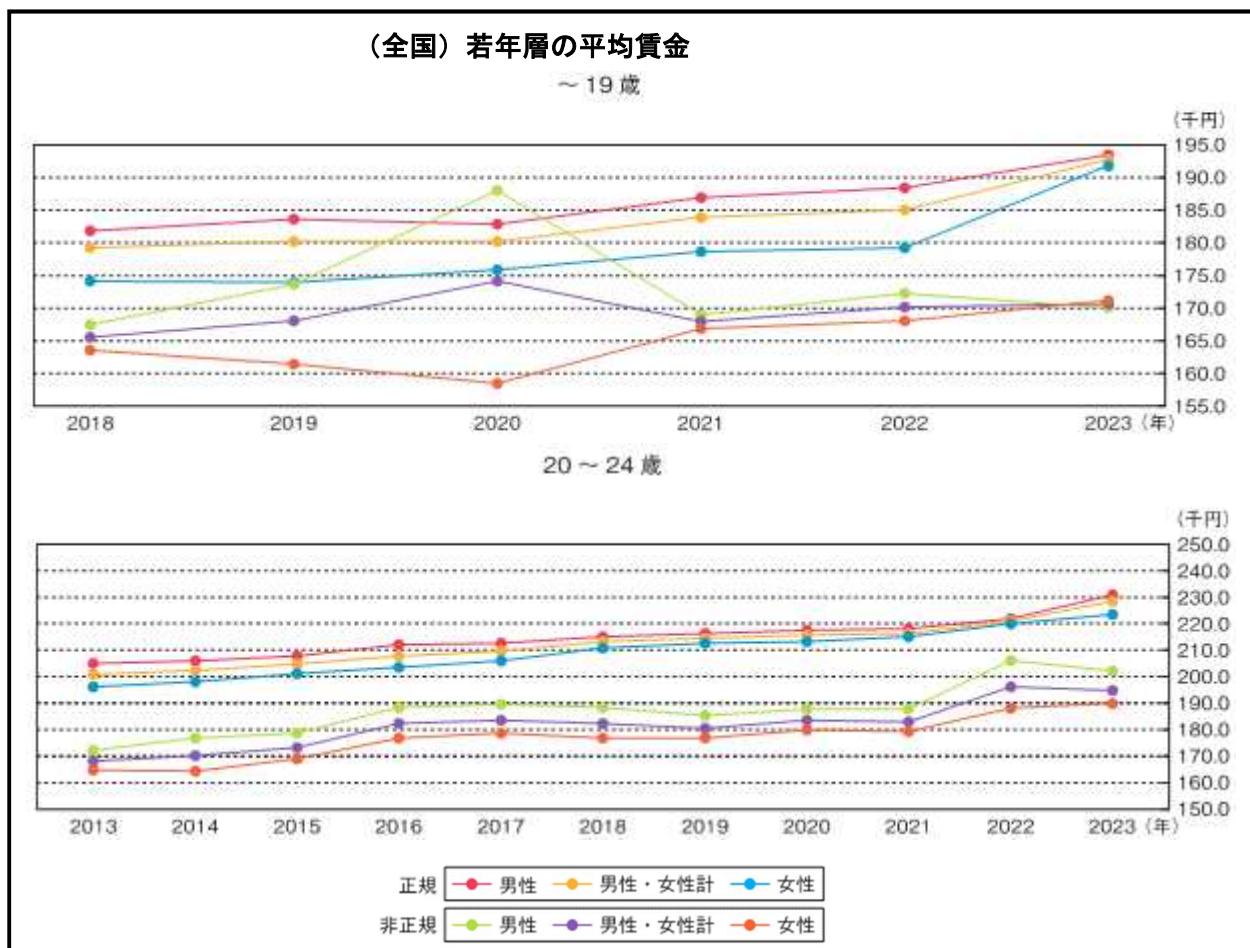
対象になり得る中学生など義務教育段階からの周知が重要であり、将来の進路選択の幅を狭めることのないよう、周知を図ります。

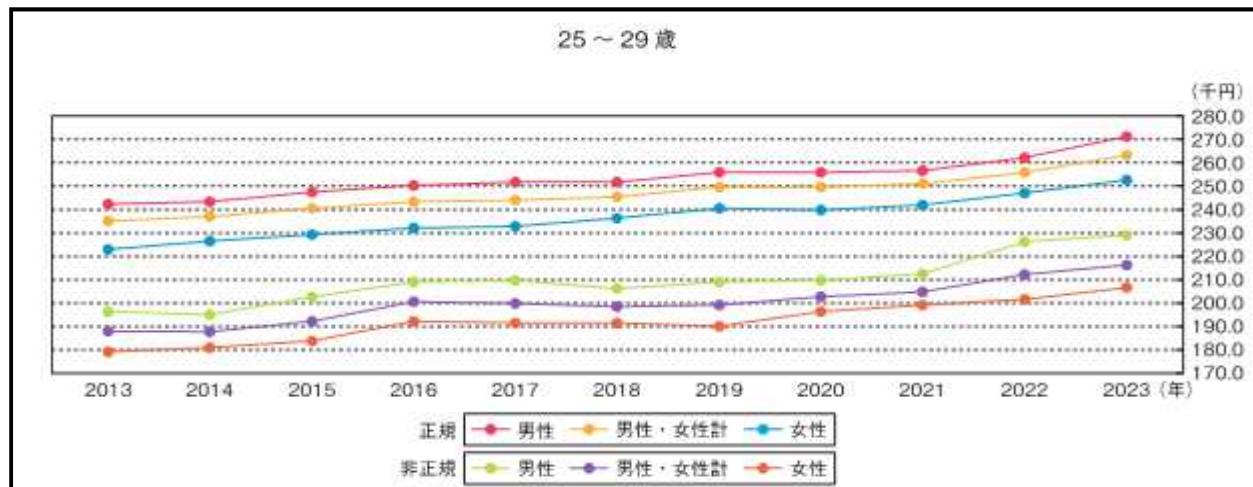
II 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

1 現状と課題

- 若い世代の非正規雇用割合は、1990年から2000年にかけて上昇した後、近年は低下または横ばい傾向にあります。

また、若年層の月当たりの平均賃金を見ると、19歳以下の場合、正社員・正職員以外の賃金は、正社員・正職員と比べて約2.2万円低くなっています。25歳～29歳の場合、約4.7万円低くなっています。さらに、19歳以下の正社員・正職員以外を除き、正社員・正職員、正社員・正職員以外いずれでも、男性に比べて女性の賃金が低い傾向にあります。





出典：こども家庭庁「令和6年版こども白書」

- 就職活動段階においては、マッチングの向上等を図ることで、早期離職を抑制しながら、キャリアの早い段階から新規学卒就職者等が集中的に職業経験を積んで、その後のキャリア形成のための基盤となる職業能力を培うことができるよう支援を行うことが必要です。
- また、離職する若者が早期に再就職し、その持てる能力を発揮できるよう、キャリア自律に向けた支援も必要です。

2 主な取組

(1) 就労支援

女性や若年者を含む求職者が、自身が望む職に就けるよう、いばらき就職支援センターにおいて、就職相談、職業適性診断、カウンセリング、職業紹介までの一貫した支援を行います。また、仕事のミスマッチ等による早期離職を防止するため、求職者に対しキャリアカウンセリング等の支援を行います。

(2) 所得向上のための取組

企業の経営戦略や、個人のキャリアデザインのもと、成長産業・分野で求められるスキルを習得し、企業内の成長部門での活躍や、企業をまたいだ労働移動の実現を図ることで、生産性の向上や賃金の上昇に繋げられるよう、リスキリングの取組を推進します。

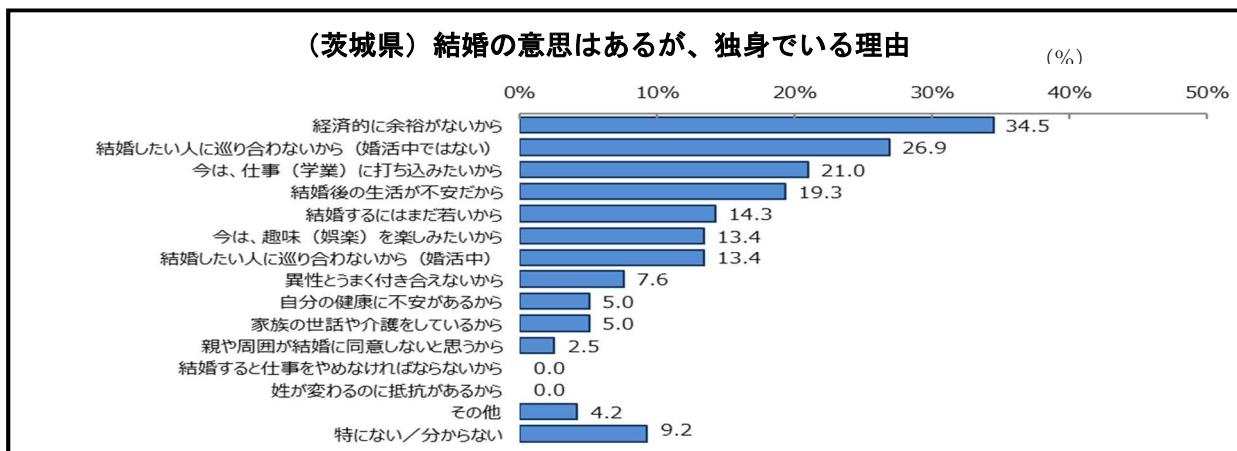
III 結婚を希望する方への支援 重点

1 現状と課題

- 全国・本県ともに、平均初婚年齢や50歳時の未婚割合は、男女ともに上昇しており、婚姻件数も減少傾向となるなど、少子化の主な要因である未婚化・晩婚化が進行しています。
- 2024年のネットリサーチ調査において、結婚の意思がある方に、「現在、独身でいる理由」を尋ねたところ、「経済的に余裕がないから」「結婚したい人に巡り合わないから」を多くの回答者が選択しています。

(茨城県) 平均初婚年齢・50歳時の未婚割合・婚姻件数						
年 次		2005	2010	2015	2020	2023 全国／2023 ※は 2020
平均初婚年齢(歳)	男	29.7	30.4	30.8	30.8	31.3 31.1
	女	27.6	28.5	29.1	29.2	29.6 29.7
50歳時の未婚割合 (%)	男	16.17	20.55	25.03	28.85	- ※28.25
	女	4.74	7.28	11.09	14.65	- ※17.81
婚姻件数(件)		15,534	15,044	13,499	10,622	9,338 474,741

出典：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」



出典：茨城県「ネットリサーチ調査（2024年）」

2 主な取組

(1) 若い世代のライフプランの形成促進

進学や就職など自分の将来について考える時期にある高校生等を対象に、若い世代が結婚、妊娠・出産、子育て、仕事を含めた将来のライフデザインを希望どおり描けるよう、子育て支援団体等と連携を図りながら、「赤ちゃんふれあい体験」などライフプランの形成を促すプログラムの提供を推進します。

また、思春期のこころとからだづくりを含めた、妊娠・出産に関する普及啓発を推進することにより、妊娠のしくみや高齢出産のリスク等に関する正しい知識や主体的なライフプラン作成について普及啓発を推進します。

その際、産前・産後休業や育児休業、母性健康管理指導事項連絡カードなど、妊産婦や父親が利用できる制度の周知に努めます。

(2) 結婚を希望する男女に対する出会いの機会の提供

いばらき出会い系サポートセンターにおいて、AIを活用したマッチングサービスの更なる利用拡大を図るとともに、市町村や結婚支援ボランティア等の活動を支援することで、結婚を希望する男女が出会うことのできる機会を提供します。

また、結婚支援コンシェルジュ等の取組により、県内の結婚支援体制の連携を強化し、市町村や企業・関係団体における結婚支援の取組の活性化を図ります。

(3) 結婚や子育てに対する前向きな機運の醸成

県が運営するポータルサイトで、結婚から妊娠・出産・子育てまでライフステージに応じた行政情報を総合的に発信するとともに、市町村・企業等との連携により協賛店で様々な特典サービスが受けられる「いばらき結婚応援パスポート（i P A S S）」や「いばらきK i d s C l u bカード」を発行し、結婚予定のカップルや新婚夫婦、子育て世帯を社会全体で応援する機運を醸成します。

また、新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活をスタートさせるための費用（住宅費用や引越費用等）を補助する市町村の取組を支援します。

IV 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

1 現状と課題

- 若者の抱える問題は、成績や進路、学校に関する問題をはじめ、友人関係や異性関係、家族問題等、一人ひとり異なります。
- こどもや若者が成長し、自立するまでを見通した支援を行うためには、教育、医療、福祉、就労等の各分野の関係機関や団体のネットワークを強化し、支援体制を整えることが重要です。

2 主な取組

(1) 相談支援体制の充実

相談内容に応じて様々な相談体制が整備されるとともに、若者に相談窓口が十分周知され、当事者の悩みや困りごとの解消と安心感につながるよう取り組みます。

また、ニートやひきこもりの状態にあったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談体制の充実を図ります。

(2) こども・若者の自殺対策【再掲】

生きることを包括的に支援する自殺対策を推進するため、「茨城県自殺対策計画」に基づき、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関係団体が連携を図り、悩みを抱えるこども・若者への支援の充実に取り組みます。

また、ホームページや広報紙・リーフレット等の様々な手段により、自殺予防やその対策について普及啓発を図るとともに、各種問題に応じた相談窓口の周知に努めます。

施策6 子育て当事者への支援に関する取組

I 経済的負担の軽減、地域子育て支援

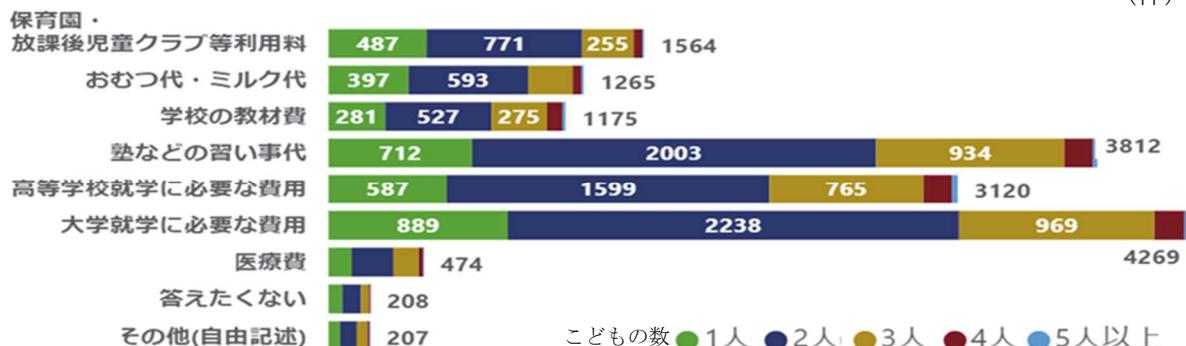
1 現状と課題

- 未就学児、小学1年生・5年生、中学2年生、高校2年生の保護者に「子育てで負担と感じる」とを金銭面、育児面別に尋ねたところ、金銭面では「大学就学に必要な費用」や「塾などの習い事代」、「高等学校就学に必要な費用」などの教育費を負担と感じる人が多く、育児面では、「仕事と子育ての両立」、「家事負担」、「自分の時間がない」ことを負担と感じる人が多い結果となりました。

(茨城県) 子育てで負担と感じること

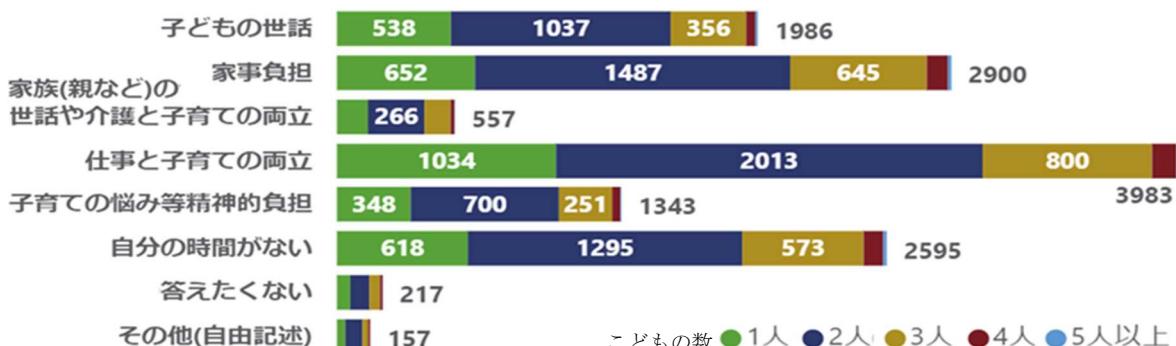
金銭面

(件)



※金銭面で負担があると回答した83.1%の者に、負担と感じることを複数回答で聞いた

育児面



※育児面で負担があると回答した76.1%の者に、負担と感じることを複数回答で聞いた

出典：茨城県「こども計画策定のための基礎調査（2023年度）」

- 子育てに対する経済的負担感や不安・孤立感の解消を図るとともに、障害など個別の配慮が必要な子どもの早期発見、早期支援に向けて、行政や地域社会全体で子育てを支援し、子育て環境の改善を図る対策が求められています。

2 主な取組

(1) 子育て家庭への経済的負担の軽減

①教育費・医療費の負担軽減

児童手当や児童扶養手当の支給、幼児教育・保育の無償化、高校生等への就学支援、高等教育段階における教育費負担軽減策の充実など、子育てに対する経済的負担の軽減を図ります。

また、全てのこどもが安心して医療を受けることができるよう、小児・妊産婦医療費助成の実施や未熟児養育及び小児慢性特定疾病の医療費等の助成の推進を図ります。

②多子世帯支援の充実

国の幼児教育・保育の無償化制度の対象とならない3歳未満児に対し、県独自の取組として第3子以降の保育料を完全無償化するなど、子育ての経済的負担が大きい多子世帯の保育料軽減を図ります。

③いばらき子育て家庭優待制度の推進

妊娠中の方や子育て家庭を対象に協賛店舗等から料金割引等のサービスを受けられる「いばらき子育て家庭優待制度」(いばらきK i d s C l u b カード)について、協賛店舗の拡大など制度の充実に努めることにより、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るとともに、社会全体で子育てを応援する機運の醸成を図ります。

④教育機会の確保

経済的理由によって就学困難な、小中学校等の児童生徒の保護者を対象に、市町村が実施する就学援助事業について、適切な運用やきめ細やかな広報等の取組を促すことで、負担軽減を図り、教育機会の確保に努めます。

また、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級で学ぶ児童生徒の保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済的負担軽減を図るとともに、障害のあるこどもの教育機会の確保に努めます。

勉学意欲のあるこどもの高校進学が経済的な理由によって阻害されることがないよう、高校生を対象にした奨学金貸与事業を実施するとともに、大学等を卒業後、県内に就職・定住することを条件にした奨学金返還助成制度を実施し、進学が困難な者の就学支援に努めます。

(2) 安心して子育てできる医療体制づくり

①周産期医療体制の充実【再掲】

地域において妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供する、総合的な周産期医療提供体制を整備することにより、安心してこどもを生み育てるこことできる環境づくりを推進します。

また、災害や新興感染症のまん延時に備え、周産期医療を継続的に提供できる体制の整備を図ります。

②小児医療体制の充実【再掲】

小児科の医療資源の集約化・重点化を推進し、全県を24時間365日体制でカバーする安心で効率的な小児救急医療提供体制の整備を進めるとともに、救急電話相談の充実や啓発パンフレットの活用等により保護者の不安解消を図ります。

また、災害や新興感染症のまん延時に備え、小児医療を継続的に提供できる体制の整備を図ります。

(3) 地域子育て支援・家庭教育支援

①安心して子育てができる環境づくり

住宅に困窮する子育て世帯等への公営住宅の提供など、安心して子育てができる住宅・住環境の整備を推進します。

また、子育てにやさしいバリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりや安全・安心なまちづくりを推進するとともに、犯罪被害に遭わぬための防犯教室、非行防止教室などの安全教育の充実を図ります。

さらに、学校周辺や通学路等における犯罪や交通事故を防止するため、PTAや自治会、住民ボランティアによる取組と併せて、「こどもを守る110番の家」など住民、企業・団体等と連携した取組を推進し、地域におけるこどもの安全を確保します。

②地域子育て支援の充実

子育て中の親が孤立することがないよう、親子の交流や子育て等の相談ができる地域子育て支援拠点の整備やファミリー・サポート・センター、病児・病後児保育など安心して子育てできる環境づくりを進めます。

また、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点であるこども家庭センター（子育て世代包括センター）等の運営について、市町村の取組を促進します。

さらに、シニア世代の子育て参加を促進するため、いばらき版祖父母手帳「いばらき孫育て応援ナビ」を活用し、地域の子育て支援に関わるきっかけづくりを進めるとともに、子育て支援団体の交流の場づくりや取組事例の周知などにより、身近なところに支援の輪が広がるよう体制づくりに努めます。

③家庭教育支援

家庭教育の充実を図るため、ポータルサイト等を活用した情報発信に取り組むとともに、幼稚園・保育所や学校、地域等と連携し、子育てに不安や悩みを抱える家庭に対し、訪問型の支援等を含めた家庭教育支援の取組を推進します。

(4) 放課後児童等の安心・安全な居場所づくり

①待機児童の解消と放課後子供教室との連携促進

働きながら安心して子育てができるよう、こども家庭庁の放課後児童対策に基づき市町村等と連携しながら放課後児童クラブの受入児童数の拡大を図り、待機児童の問題を解消します。

また、全ての児童が多様な体験、活動を行うことができるよう、教育庁と連携しながら子供教室の内容を充実させ、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的又は連携した事業の実施を促進します。

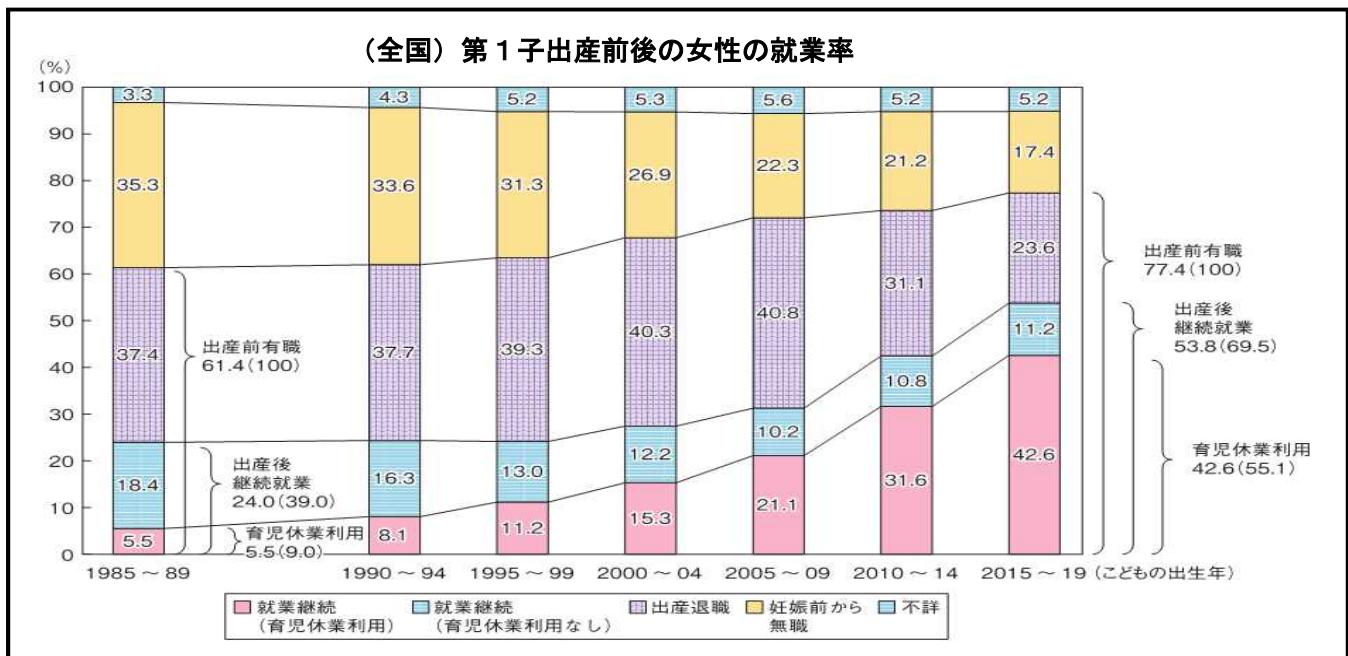
②放課後児童クラブの質の向上

放課後児童支援員の認定研修や資質向上研修について、オンラインを活用して複数回実施するとともに、個々のクラブが抱える課題解決のために専門家を派遣するなど、職員の資質向上を図ります。

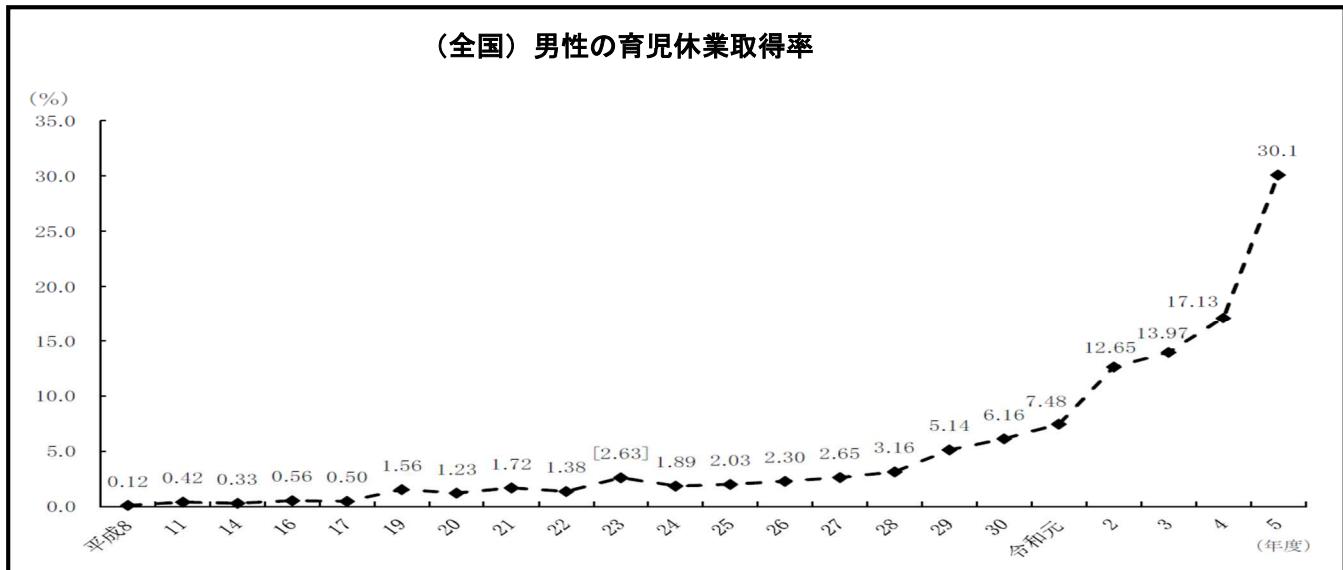
II 共働き・共育ての推進

1 現状と課題

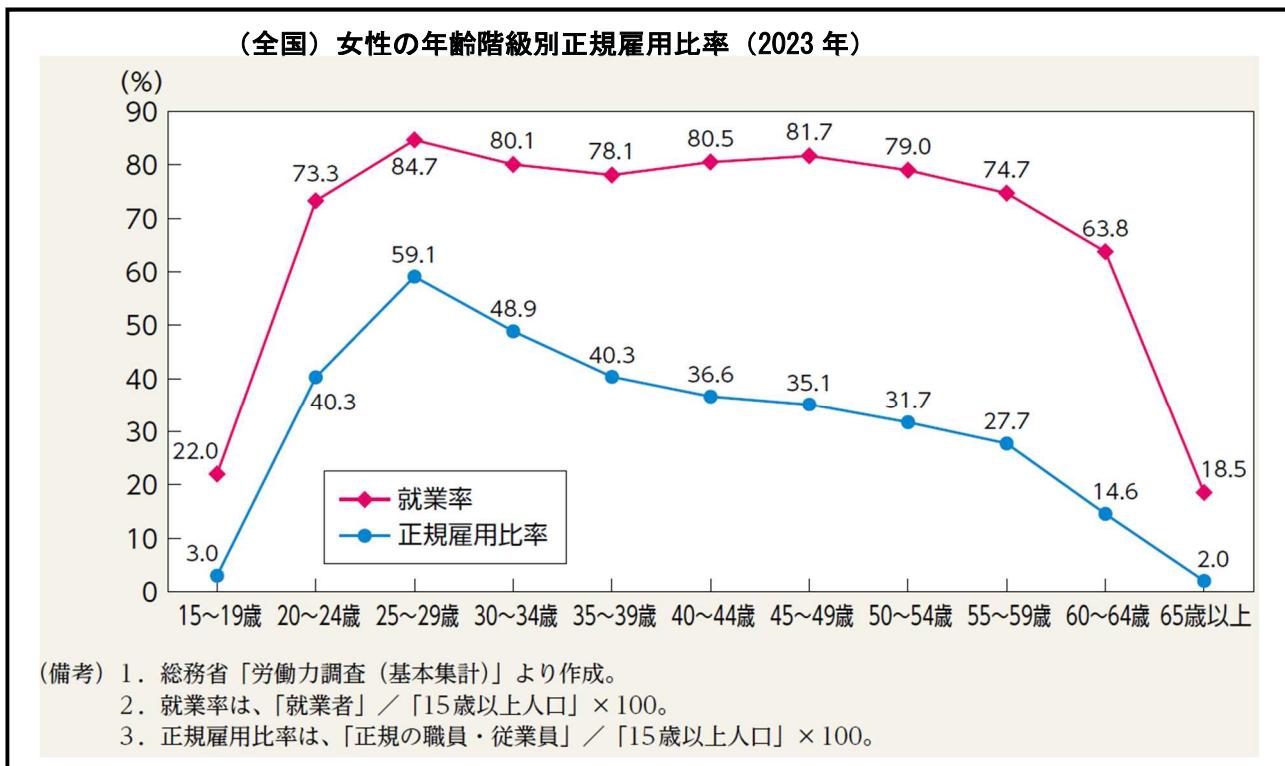
- 女性の出産前後の就業をめぐる状況を見ると、第1子を出産した既婚女性で就業を継続した女性の割合は増加傾向にあり、子どもの出生年が2015年から2019年の場合、53.8%となっています。なお、妊娠前から無職は17.4%、出産退職は23.6%となっています。
- 一方、男性の育児休業取得率は、近年顕著に増加しており、2023年度は30.1%となっています。
- 女性の就業が進む中で、家事・育児の負担が女性に偏っている現状や、男性の育児休業の取得等を進めている実態を踏まえ、性別による固定的役割分担意識の解消や、男性の家事・育児への参画促進が求められています。
- 誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、健康で豊かな生活ができるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた社会の実現が求められています。
- 保育の受け皿拡大等を背景に、女性の就業率が出産・育児期に低下するM字カーブは解消されましたが、就業内容をみると、女性の正規雇用労働者比率が20代後半でピークを迎えた後、低下を続けるL字カーブという新たな課題が見えてきました。女性の働き方は依然として、フルタイムの正規雇用とパートタイムの非正規雇用に二極化しており、働き方の選択肢も不十分であるといえます。



出典：こども家庭庁「令和6年版こども白書」



出典：厚生労働省「令和5年度雇用均等基本調査」



出典：内閣府「男女共同参画白書 令和6年版」

2 主な取組

(1) ワーク・ライフ・バランスの実現

①多様な働き方ができる労働環境づくり

企業における働き方改革を促進し、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指すため、経済団体や労働団体と連携し、県内優良事例の普及啓発や経営者の意識改革などに取り組みます。

また、育児や介護など様々な制約を持つ人が社会で活躍できるよう、多様な働き方が可能となる労働環境づくりを促進するとともに、男性の家事・育児への参画を促進します。

②多様な働き方に対する意識の醸成

仕事と子育てを両立しながら継続したキャリアを形成できるよう、高校生に対するライフデザイナセミナーや、労働関連法令についての学習機会の提供などを通じて、教育段階からキャリア形成とワーク・ライフ・バランスについての意識啓発を行います。

また、男女共同参画社会を実現するため、県民への意識啓発や企業等と連携した経営層の意識改革など、性別による固定的役割分担意識の解消に取り組みます。

さらに、経済団体や労働者団体などで構成する「いばらき女性活躍・働き方応援協議会」において、推進月間を設定する等、官民連携により、県民の働き方改革に対する意識醸成を図ります。

(2) 安心して子育てできる就労環境の整備

①男女ともに出産・育児に取り組みやすい雇用環境づくり

育児休業等が取得しやすくなるよう、事業主、管理職等を対象にした両立支援のセミナーや情報発信等により、男女ともに出産・育児に取り組みやすい雇用環境づくりの推進を図ります。

②キャリア形成への支援

女性のキャリア形成を支援するため、女性ロールモデルなどの情報を収集・発信する取組を推進します。

また、女性が気軽に相談できる窓口を設置し、職場や家族、夫婦、地域等での悩みや心配事についての相談・助言を行います。

③起業・就職・再就職支援

女性の起業・就職・再就職、学び直し等を支援するため、円滑に資金調達できる環境の整備や、職業訓練の場の充実などを図ります。

(3) 県庁における働き方改革の推進

①多様で柔軟な働き方の推進

多様で柔軟な働き方が選択できる環境を整備することにより、職員のワーク・ライフ・バランスを確保するとともに、健康管理を強化し、職員が前向きに、意欲を持って挑戦できる勤務環境づくりを推進します。

②仕事の生産性の向上

従来の仕事のやり方にとらわれず、非効率な事務や事業効果が低くなった事業の見直しに不斷に取り組むなど、スクラップ・アンド・ビルトを徹底することで、人員や財源の「選択と集中」を図ります。

【別掲1】

茨城県子ども・子育て支援事業支援計画

子ども・子育て支援法第62条第1項の規定に基づき、同法第60条第1項に規定する基本指針に即して、茨城県子ども・子育て支援事業支援計画（以下「県計画」という。）を次のとおり定めます。

1 区域の設定

子ども・子育て支援に係る教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める単位となるものであり、教育・保育施設の認可・認定の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえ、子ども・子育て支援新制度の実施主体である各市町村を1区域とし、県内を44区域とします。

2 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整

特定教育・保育施設の利用定員の設定時等において、市町村の区域を超えた調整が必要な場合には、関係市町村間で協議することを基本としますが、協議が整わない場合には、当該市町村からの求めにより、県が協議に参加し、調整を行います。

また、必要に応じて「待機児童対策協議会」を開催し、県と市町村間の情報共有や連携体制の構築・強化に努めます。

3 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

県全域及び県が設定する区域について、認定区分ごとの教育・保育の量の見込みと確保方策を記載します。

※ 具体的な数値については、別表1（P.69）のとおりです。

（1）各年度における教育・保育の量の見込み

各年度における区域ごとの教育・保育の量の見込みは、市町村子ども・子育て支援事業計画における数値を1の区域ごとに集計して定めます。

（2）実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

教育・保育の提供体制の確保についても、量の見込みと同様に、市町村子ども・子育て支援事業計画における数値を1の区域ごとに集計したものを基本として、さらに、2の広域調整を考慮して定めます。

数値の設定に際しては、待機児童の解消と解消状態の維持を目標に市町村と協議して定めます。また、保護者の就労状況をはじめとした、多様なニーズに対応した教育・保育の提供がなされるよう、市町村に助言してまいります。

【認定区分について】

子ども・子育て支援新制度では、3つの区分の設定に応じて、施設など（幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業）の利用先が決まります。

- ・1号認定：教育標準時間認定

満3歳以上の小学校就学前のこどもで、2号認定以外の場合

利用先 幼稚園、認定こども園

- ・2号認定：満3歳以上・保育認定

満3歳以上の小学校就学前のこどもで、家庭において必要な保育を受けることが困難な場合

利用先 保育所、認定こども園

- ・3号認定：満3歳未満・保育認定

満3歳未満の小学校就学前のこどもで、家庭において必要な保育を受けることが困難な場合

利用先 保育所、認定こども園、地域型保育事業

【教育・保育施設及び地域型保育事業について】

施設・事業		対象年齢	概要
教育・保育施設	幼稚園	3~5歳	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校
	保育所	0~5歳	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設
	認定こども園	0~5歳	幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設
地域型保育事業	小規模保育事業	原則 0~2歳	利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業 ・A型：保育所分園に近い類型 ・B型：中間型 ・C型：家庭的保育に近い類型
	家庭的保育事業	0~2歳	利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業
	事業所内保育事業		事業所内の施設において、事業所の従業員のこどものほか、地域の保育を必要とするこどもの保育を行う事業
	居宅訪問型保育事業		保育を必要とする乳幼児の居宅において、家庭的保育者による保育を行う事業

4 県の認可・認定に関する需給調整の考え方

認定こども園及び保育所の認可・認定並びに幼稚園及び保育所の認定こども園への移行に関する考え方は次のとおりです。

(1) 認定こども園及び保育所についての考え方

県は、認可・認定の申請をした事業者が適格性及び認可・認定基準を満たす場合は、原則として認可・認定します。

ただし、県が設定する区域における施設及び事業等の利用定員の総数が、県計画で定める量の見込みに既に達しているか、または認可・認定することによってこれを超えることになると認められる場合は、市町村と協議の上、需給調整を行うこととなります。

(2) 幼稚園及び保育所の認定こども園への移行についての考え方

認定こども園への移行にあたっては、県が設定する区域における施設及び事業等の利用定員の総数が、県計画で定める量の見込みに既に達しているか、または認可・認定することによってこれを超えることになると認める場合であっても、認可・認定基準を満たす限り、市町村の意見等を踏まえた上で、原則として認可・認定を行います。

5 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

教育・保育を一体的に提供できる認定こども園の設置について、次のとおり推進します。

(1) 区域ごとの認定こども園の目標設置数及び設置時期

県内における目標設置数については、市町村の計画に基づき、設定します。

※ 具体的な数値については、別表2（P. 75）のとおりです。

(2) 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他認定こども園の普及に係る基本的考え方

○ 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援

現に存する幼稚園及び保育所から認定こども園への移行を支援するため、認定こども園の特性等を含めた制度の理解を深めるための機会を積極的に設けるとともに、幼稚園教諭、保育士の合同研修等の開催及び幼稚園教諭、保育士の免許併有に向けた支援等を行ってまいります。

○ 認定こども園普及に係る基本的な考え方

幼児期の教育・保育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟にこどもを受け入れることで一貫した幼児期の学校教育と保育及び子育て支援を一体的に提供できる認定こども園について更なる普及を促進していきます。

なお、その中でも学校及び児童福祉施設としての法的な性格を併せ持つ幼保連携型認定こども園については、幼稚園型認定こども園等他の類型からの移行促進についても支援しています。

(3) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であるとともに、個人差も大きいことを踏まえ、発達段階に応じた質の高い教育・保育を、すべての未就学児童に対して提供できる体制を確保します。

県では、保護者や子どもの状況に応じて、必要な幼児教育・保育施設や地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業を利用することができるよう、市町村と連携して計画的な体制整備を推進します。

(4) 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策

子ども・子育て支援として中核的な役割を担う教育・保育施設と小学校の連携を図る機会を設けます。

また、教育・保育施設が相互に連携を図る横の連携や、原則、満3歳未満の時期を過ごす地域型保育事業を行う者との連携についても、市町村と連携を図り積極的に関与してまいります。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携

特定子ども・子育て支援施設等の運営状況や監査状況等について情報共有を図るとともに、立入調査への同行など、市町村と連携して取り組みます。

7 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容

保護者の就労の有無にかかわらず、未就園児にも保育所等の利用を可能にすることにより、こどもに家族以外の人と関わる機会を提供し発達を促すとともに、保護者の育児負担の軽減や孤独感の解消を図るため、市町村と連携して「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」の計画的な体制整備を推進します。

8 特定教育・保育、特定地域型保育及び特定乳児等通園支援を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置

地域のニーズに応じた幼児教育・保育及び子育て支援を提供するため、施設整備等による量的な拡大と併せて、幼稚園教諭、保育士、保育教諭等の幼児教育・保育に従事する人材について、関係機関と連携して、計画的な人材確保を図るとともに、資質の向上に取り組みます。

また、小規模保育、家庭的保育、乳児等通園支援、一時預かり、地域子育て支援拠点等に必要となる「子育て支援員」についても、計画的な人材確保に取り組みます。

(1) 人材の必要見込み数

幼児教育・保育に従事する人材（幼稚園教諭、保育士、保育教諭）について、市町村からの報告に基づいて、必要となる見込み人数を算出し、計画的な人材確保に取り組みます。

【必要見込み人数】

従事する施設	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
保育所、認定こども園等 ※1	11,648	11,751	11,793	11,793	11,793
幼稚園等 ※2	1,923	1,897	1,865	1,850	1,835

※1 保育所、認定こども園(幼稚園型認定こども園を除く)、地域型保育事業

※2 幼稚園、幼稚園型認定こども園

(2) 幼児教育・保育人材の確保及び資質の向上

子どもの生涯にわたる人格形成の基礎を培い、心身ともに健やかな育成を支えるためには、幼児教育・保育人材を確保し、資質を向上させることが重要です。

このため、保育士養成施設に在籍する学生への就職支援や潜在保育士への復職支援を実施するほか、資質を向上させるための各種研修の実施、待遇改善やＩＣＴ化等による勤務環境の改善など、総合的な人材確保対策に取り組みます。

(3) 保育教諭についての特例制度の周知

幼保連携型認定こども園への円滑な移行を図るため、国の特例制度を活用し、大学等と連携して、幼保連携型認定こども園に必要とされる幼稚園教諭と保育士資格を併有するための資格等取得を支援します。

※ 保育教諭についての特例制度

保育教諭は、幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有が必要となります。特例措置として、幼稚園教諭免許状・保育士資格の取得要件を緩和する措置等が設けられています。

9 こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携

家庭で適切な養育を受けることのできないこどもや、ひとり親家庭のこども、障害のあるこども等に対し支援を実施できるよう、専門的な支援体制等を整備します。

(1) 児童虐待防止対策の充実

「茨城県子どもを虐待から守る基本計画」による

(2) 社会的養育の充実・強化

「茨城県社会的養育推進計画」による

(3) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

「茨城県ひとり親家庭等自立促進計画」による

(4) 障害児施策の充実等

「第3期新いばらき障害者プラン」による

10 地域子ども・子育て支援事業について

市町村は、地域の実情に応じて、市町村の子ども・子育て支援事業計画に基づき、別紙（P. 67）のとおり「地域子ども・子育て支援事業」を実施します。

11 教育・保育情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報の公表

特定教育・保育施設の設置者、特定地域型保育事業者、特定乳児等通園支援事業者の透明性を高め、教育・保育の質の向上を促すとともに、保護者や保育士等の意思決定の支援を図るため、県は、教育・保育等に関する情報の公表を求め、その内容について公表します。

なお、公表する主な内容については、次のとおりです。

分類		主な事項	
教育・保育情報	基本情報	法人	・名称、所在地等
		施設	・施設の類型(幼稚園、保育所、認定こども園等) ・名称、所在地等 ・施設整備の状況(居室面積、定員、園舎面積、園庭等の状況) ・職員の状況(職員数等) ・職員一人当たりのこども数 ・利用定員、学級数、在籍こども数 ・開所時間等 など
	運営情報		・施設・事業の運営方針 ・教育・保育の内容・特徴 ・選考基準 ・給食の実施状況 ・相談・苦情等の対応のための取組状況 ・自己評価等の結果 ・事故発生時の対応 など
経営情報	経営情報※		・モデル給与 ・人件費比率 ・職員配置状況 など

※ 経営情報の公表は、特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者が対象となります。

別紙

事業名		概要
①	利用者支援事業	子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行う事業です。
②	延長保育事業	保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日・利用時間以外の日・時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。
③	実費徴収に係る 補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入費用や行事への参加費用等を助成する事業です。
④	多様な事業者の 参入促進・能力活用事業	新規参入施設等への巡回支援や、認定こども園での特別な支援が必要なこどもの受け入れ支援に必要な費用の一部を補助するほか、多様な集団活動を利用する際の利用料の一部を給付する事業です。
⑤	放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象に、授業終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。
⑥	子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭における養育が一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において必要な養育・保護を行う事業です。
⑦	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、育児に関する不安や悩みの相談を行う事業です。
⑧	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談・指導・助言その他必要な支援を行う事業です。
	子どもを守る地域 ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員の専門性強化及びネットワーク関係機関の連携強化を図る取組を実施する事業です。
	子育て世帯訪問支援事業	訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。
	児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える児童等に対して、居場所となる場を開設し、学習支援や食事の提供、関係機関へのつなぎ等を行う事業です。
	親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱える保護者に対して、講義、グループワーク等を内容としたペアレント・トレーニングを実施するなど、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業です。

事業名		概要
⑨	地域子育て支援拠点事業	公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。
⑩	一時預かり事業	一時的に家庭での保育が困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、保育所等で乳幼児を一時的に預かる事業です。
⑪	病児保育事業	こどもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育する事業です。
⑫	ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。
⑬	妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。
⑭	産後ケア事業	出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業です。
⑮	乳児等通園支援事業 ※ (こども誰でも通園制度)	0歳6か月～満3歳未満の未就園児を対象に、保護者の就労の有無にかかわらず、月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位で柔軟に幼稚園や保育所等を利用できる事業です。

※ 乳児等通園支援事業は、2025(令和7)年度に限り地域子ども・子育て支援事業で実施し、2026(令和8)年度からは「乳児等のための支援給付」として実施されます。

(別表1)

教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」

用語解説等

【認定区分について】（再掲）

子ども・子育て支援新制度では、3つの区分の設定に応じて、施設など（幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業）の利用先が決まります。

- 1号認定：教育標準時間認定

満3歳以上の小学校就学前のこどもで、2号認定以外の場合

利用先 幼稚園、認定こども園

- 2号認定：満3歳以上・保育認定

満3歳以上の小学校就学前のこどもで、家庭において必要な保育を受けることが困難な場合

利用先 保育所、認定こども園

- 3号認定：満3歳未満・保育認定

満3歳未満の小学校就学前のこどもで、家庭において必要な保育を受けることが困難な場合

利用先 保育所、認定こども園、地域型保育事業

【表の見方】

- ①量の見込み（需要量）：保育所等の需要量を子どもの数で表示
- ②確保方策（供給量）：提供可能な供給量（保育所等の受け皿）を定員数で表示
- 過不足（②-①）：需要量と供給量の差を表示（▲は不足量を示す）

※ 市町村からの報告に基づき作成（令和7年2月末時点の数値）

(1) 県全域

(単位:人)

年度	2025(R7)年度					2026(R8)年度					
	認定区分	1号	2号	3号			1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み（需要量）		16,035	36,094	5,665	9,560	10,995	15,230	35,081	5,661	9,734	10,865
②確保方策（供給量）		27,383	39,489	6,312	10,554	12,085	27,063	39,576	6,366	10,691	12,167
過不足（②-①）		11,348	3,395	647	994	1,090	11,833	4,495	705	957	1,302

年度	2027(R9)年度					2028(R10)年度					
	認定区分	1号	2号	3号			1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み（需要量）		14,587	34,165	5,639	9,721	10,986	14,023	33,497	5,605	9,694	10,932
②確保方策（供給量）		26,752	39,542	6,392	10,739	12,252	26,650	39,332	6,403	10,792	12,334
過不足（②-①）		12,165	5,377	753	1,018	1,266	12,627	5,835	798	1,098	1,402

年度	2029(R11)年度					
	認定区分	1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳
①量の見込み（需要量）		13,710	33,226	5,550	9,645	10,890
②確保方策（供給量）		26,597	39,265	6,409	10,802	12,342
過不足（②-①）		12,887	6,039	859	1,157	1,452

(2) 各区域(各市町村)別

(単位:人)

		2025(R7)年度						2026(R8)年度						2027(R9)年度						2028(R10)年度						2029(R11)年度					
				3号				1号		3号				1号		3号				1号		3号				1号		3号			
				0歳	1歳	2歳	0歳			1歳	2歳	0歳	1歳			2歳	0歳	1歳	2歳												
水戸市	①量の見込み	1,672	3,770	631	1,019	1,193	1,585	3,676	665	1,013	1,183	1,510	3,603	690	1,066	1,173	1,448	3,554	706	1,108	1,235	1,424	3,596	725	1,135	1,284					
	②確保方策	2,778	3,922	742	1,101	1,214	2,708	3,922	742	1,101	1,214	2,708	3,922	742	1,101	1,214	2,708	3,817	742	1,136	1,284	2,708	3,817	742	1,136	1,284					
	過不足(②-①)	1,106	152	111	82	21	1,123	246	77	88	31	1,198	319	52	35	41	1,260	263	36	28	49	1,284	221	17	1	0					
日立市	①量の見込み	833	1,650	264	412	496	740	1,662	257	424	463	636	1,589	251	413	475	555	1,539	244	401	459	477	1,455	238	389	439					
	②確保方策	1,578	1,611	267	420	448	1,528	1,638	269	430	463	1,478	1,638	271	440	476	1,428	1,638	273	450	489	1,378	1,638	275	450	489					
	過不足(②-①)	745	▲ 39	3	8	▲ 48	788	▲ 24	12	6	0	842	49	20	27	1	873	99	29	49	30	901	183	37	61	50					
土浦市	①量の見込み	603	1,622	240	409	501	587	1,583	239	423	498	582	1,551	240	417	500	575	1,529	238	415	495	573	1,510	236	414	494					
	②確保方策	1,564	1,692	258	462	532	1,564	1,692	258	462	532	1,564	1,692	258	462	532	1,564	1,692	258	462	532	1,564	1,692	258	462	532					
	過不足(②-①)	961	70	18	53	31	977	109	19	39	34	982	141	18	45	32	989	163	20	47	37	991	182	22	48	38					
古河市	①量の見込み	1,003	1,569	295	441	507	937	1,496	294	441	507	921	1,503	293	436	508	905	1,510	292	434	498	882	1,503	291	432	495					
	②確保方策	1,392	1,647	310	464	533	1,392	1,647	310	464	533	1,392	1,647	310	464	533	1,392	1,647	310	464	533	1,392	1,647	310	464	533					
	過不足(②-①)	389	78	15	23	26	455	151	16	23	26	471	144	17	28	25	487	137	18	30	35	510	144	19	32	38					
石岡市	①量の見込み	258	840	98	183	241	238	780	103	193	220	225	740	107	201	232	220	728	111	207	241	216	718	115	213	248					
	②確保方策	380	985	142	236	298	350	915	149	248	272	331	868	155	259	287	324	854	161	266	298	318	842	167	274	307					
	過不足(②-①)	122	145	44	53	57	112	135	46	55	52	106	128	48	58	55	104	126	50	59	57	102	124	52	61	59					
結城市	①量の見込み	250	576	95	159	166	236	553	93	178	149	218	521	91	181	161	210	512	90	183	157	203	506	87	187	155					
	②確保方策	320	710	96	191	201	320	710	96	191	201	320	710	96	191	201	320	710	96	191	201	320	710	96	191	201					
	過不足(②-①)	70	134	1	32	35	84	157	3	13	52	102	189	5	10	40	110	198	6	8	44	117	204	9	4	46					
龍ヶ崎市	①量の見込み	382	727	103	192	229	348	663	102	191	227	338	643	101	191	226	324	617	101	191	225	319	608	99	191	225					
	②確保方策	499	912	104	233	277	506	905	104	233	277	508	903	104	233	277	511	900	104	233	277	512	899	104	233	277					
	過不足(②-①)	117	185	1	41	48	158	242	2	42	50	170	260	3	42	51	187	283	3	42	52	193	291	5	42	52					
下妻市	①量の見込み	260	481	68	140	158	240	444	68	138	171	234	434	68	137	169	225	416	67	136	167	228	423	66	136	166					
	②確保方策	275	527	69	140	171	275	527	69	140	171	275	527	69	140	171	275	527	69	140	171	275	527	69	140	171					
	過不足(②-①)	15	46	1	0	13	35	83	1	2	0	41	93	1	3	2	50	111	2	4	4	47	104	3	4	5					
常総市	①量の見込み	300	585	53	136	144	292	570	53	141	140	273	533	53	141	144	268	523	54	142	144	268	524	54	144	145					
	②確保方策	594	653	80	160	200	561	617	80	154	194	477	571	80	146	182	477	571	80	146	182	477	571	80	152	182					
	過不足(②-①)	294	68	27	24	56	269	47	27	13	54	204	38	27	5	38	209	48	26	4	38	209	47	26	8	37					

		2025(R7)年度						2026(R8)年度						2027(R9)年度						2028(R10)年度						2029(R11)年度					
		1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号							
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳					
常陸太田市	①量の見込み	126	484	74	106	143	121	464	71	118	118	116	445	69	114	132	110	421	68	110	128	106	405	65	108	124					
	②確保方策	445	579	78	146	167	445	579	78	146	167	445	579	78	146	167	445	579	78	146	167	445	579	78	146	167					
	過不足(②-①)	319	95	4	40	24	324	115	7	28	49	329	134	9	32	35	335	158	10	36	39	339	174	13	38	43					
高萩市	①量の見込み	72	247	25	72	74	67	243	25	67	59	62	205	25	62	70	60	197	25	60	67	58	190	25	58	66					
	②確保方策	80	259	48	74	84	80	259	48	74	84	80	259	48	74	84	80	259	48	74	84	80	259	48	74	84					
	過不足(②-①)	8	12	23	2	10	13	16	23	7	25	18	54	23	12	14	20	62	23	14	17	22	69	23	16	18					
北茨城市	①量の見込み	267	366	71	107	119	251	348	71	107	124	242	339	71	106	124	228	323	72	106	125	225	322	72	105	124					
	②確保方策	365	437	71	113	135	365	437	71	113	135	365	437	71	113	135	365	437	72	113	135	365	437	72	113	135					
	過不足(②-①)	98	71	0	6	16	114	89	0	6	11	123	98	0	7	11	137	114	0	7	10	140	115	0	8	11					
笠間市	①量の見込み	393	875	121	171	225	372	825	120	185	212	346	769	118	182	221	319	710	115	179	220	317	704	114	175	219					
	②確保方策	453	912	123	220	236	425	869	123	223	222	395	812	123	226	239	347	763	121	226	236	346	763	121	226	232					
	過不足(②-①)	60	37	2	49	11	53	44	3	38	10	49	43	5	44	18	28	53	6	47	16	29	59	7	51	13					
取手市	①量の見込み	550	1,128	139	302	314	549	1,161	153	310	357	553	1,186	162	313	359	566	1,215	166	309	361	581	1,210	171	306	356					
	②確保方策	695	1,183	174	306	349	695	1,219	177	316	360	695	1,224	177	317	365	695	1,224	177	317	365	695	1,224	177	317	365					
	過不足(②-①)	145	55	35	4	35	146	58	24	6	3	142	38	15	4	6	129	9	11	8	4	114	14	6	11	9					
牛久市	①量の見込み	444	873	154	289	270	390	767	149	282	263	374	736	146	275	257	350	690	143	268	250	342	672	140	263	244					
	②確保方策	583	1,102	205	291	345	583	1,102	205	291	345	583	1,102	205	291	345	583	1,101	199	281	335	583	1,101	199	281	335					
	過不足(②-①)	139	229	51	2	75	193	335	56	9	82	209	366	59	16	88	233	411	56	13	85	241	429	59	18	91					
つくば市	①量の見込み	2,202	5,284	893	1,542	1,743	2,196	5,412	891	1,573	1,735	2,148	5,432	879	1,593	1,734	2,089	5,430	860	1,603	1,729	2,036	5,413	831	1,587	1,720					
	②確保方策	3,093	5,474	1,030	1,581	1,726	3,093	5,532	1,054	1,649	1,789	3,093	5,640	1,069	1,687	1,827	3,093	5,640	1,069	1,687	1,827	3,093	5,640	1,069	1,687	1,827					
	過不足(②-①)	891	190	137	39	▲ 17	897	120	163	76	54	945	208	190	94	93	1,004	210	209	84	98	1,057	227	238	100	107					
ひたちなか市	①量の見込み	1,329	1,701	190	445	527	1,247	1,706	181	443	497	1,124	1,647	171	439	491	996	1,574	163	433	485	896	1,524	155	427	476					
	②確保方策	2,240	1,789	193	491	586	2,240	1,768	190	482	579	2,240	1,768	190	482	579	2,240	1,768	190	482	579	2,240	1,768	190	482	579					
	過不足(②-①)	911	88	3	46	59	993	62	9	39	82	1,116	121	19	43	88	1,244	194	27	49	94	1,344	244	35	55	103					
鹿嶋市	①量の見込み	323	898	117	209	278	301	845	114	220	264	270	763	114	220	264	258	730	114	216	254	249	708	113	212	249					
	②確保方策	625	1,038	133	234	330	637	1,038	133	234	330	637	977	130	222	316	637	977	130	222	316	637	977	130	222	316					
	過不足(②-①)	302	140	16	25	52	336	193	19	14	66	367	214	16	2	52	379	247	16	6	62	388	269	17	10	67					

		2025(R7)年度						2026(R8)年度						2027(R9)年度						2028(R10)年度						2029(R11)年度					
		1号		2号		3号		1号		2号		3号		1号		2号		3号		1号		2号		3号		1号		2号		3号	
						0歳	1歳					0歳	1歳	2歳																	
潮来市	①量の見込み	36	383	56	100	104	35	372	58	98	105	33	360	60	97	106	32	349	63	95	107	31	336	65	95	108					
	②確保方策	104	425	61	104	121	104	425	61	104	121	104	425	61	104	121	104	425	65	104	121	104	425	65	104	121					
	過不足(②-①)	68	42	5	4	17	69	53	3	6	16	71	65	1	7	15	72	76	2	9	14	73	89	0	9	13					
守谷市	①量の見込み	670	1,167	276	324	366	646	1,128	272	317	371	639	1,119	264	311	363	635	1,110	260	304	355	628	1,097	255	297	348					
	②確保方策	1,315	1,195	257	364	401	1,297	1,222	257	370	407	1,297	1,222	257	370	407	1,297	1,219	257	370	407	1,297	1,219	257	370	407					
	過不足(②-①)	645	28	▲ 19	40	35	651	94	▲ 15	53	36	658	103	▲ 7	59	44	662	109	▲ 3	66	52	669	122	2	73	59					
常陸大宮市	①量の見込み	89	420	59	93	113	87	409	55	94	108	84	396	54	89	110	80	375	51	86	104	78	366	50	83	101					
	②確保方策	147	512	99	145	170	147	522	99	145	170	147	528	99	145	170	147	528	99	145	170	147	528	99	145	170					
	過不足(②-①)	58	92	40	52	57	60	113	44	51	62	63	132	45	56	60	67	153	48	59	66	69	162	49	62	69					
那珂市	①量の見込み	290	708	98	167	219	278	698	99	186	200	268	673	100	186	223	258	649	101	186	223	255	639	101	186	223					
	②確保方策	340	708	104	186	226	340	698	104	186	226	340	692	104	186	226	340	692	104	186	226	340	692	104	186	226					
	過不足(②-①)	50	0	6	19	7	62	0	5	0	26	72	19	4	0	3	82	43	3	0	3	85	53	3	0	3					
筑西市	①量の見込み	426	1,293	183	324	372	416	1,263	181	323	358	396	1,194	179	322	356	374	1,135	177	318	353	359	1,090	175	313	350					
	②確保方策	686	1,589	205	400	400	686	1,589	205	400	400	686	1,589	205	400	400	686	1,589	205	400	400	686	1,589	205	400	400					
	過不足(②-①)	260	296	22	76	28	270	326	24	77	42	290	395	26	78	44	312	454	28	82	47	327	499	30	87	50					
坂東市	①量の見込み	280	542	83	144	164	265	514	82	142	160	250	484	80	139	156	233	452	80	136	153	228	442	79	135	150					
	②確保方策	438	601	83	149	188	438	601	83	149	188	438	601	83	149	188	438	601	83	149	188	438	601	83	149	188					
	過不足(②-①)	158	59	0	5	24	173	87	1	7	28	188	117	3	10	32	205	149	3	13	35	210	159	4	14	38					
稻敷市	①量の見込み	109	339	48	84	98	95	298	46	85	101	90	281	45	82	102	88	276	43	79	98	88	276	42	76	96					
	②確保方策	305	411	53	107	118	305	411	53	107	118	305	411	53	107	118	305	411	53	107	118	305	411	53	107	118					
	過不足(②-①)	196	72	5	23	20	210	113	7	22	17	215	130	8	25	16	217	135	10	28	20	217	135	11	31	22					
かすみがうら市	①量の見込み	103	419	84	111	123	101	408	84	110	125	98	397	84	110	126	95	387	84	109	127	93	376	84	111	127					
	②確保方策	195	619	84	137	173	195	619	84	137	173	195	619	84	137	173	195	619	84	137	173	195	619	84	137	173					
	過不足(②-①)	92	200	0	26	50	94	211	0	27	48	97	222	0	27	47	100	232	0	28	46	102	243	0	26	46					
桜川市	①量の見込み	109	401	36	71	101	101	373	33	71	91	92	339	31	66	91	83	307	30	61	85	79	291	28	59	79					
	②確保方策	194	446	31	83	108	194	446	31	83	108	194	446	31	83	108	194	446	31	83	108	194	446	31	83	108					
	過不足(②-①)	85	45	▲ 5	12	7	93	73	▲ 2	12	17	102	107	0	17	17	111	139	1	22	23	115	155	3	24	29					

		2025(R7)年度						2026(R8)年度						2027(R9)年度						2028(R10)年度						2029(R11)年度					
		1号		2号		3号			1号		2号		3号			1号		2号		3号			1号		2号		3号				
						0歳	1歳	2歳					0歳	1歳	2歳					0歳	1歳	2歳									
神栖市	①量の見込み	421	1,402	265	413	426	398	1,326	261	407	426	383	1,276	259	401	420	381	1,271	255	397	414	377	1,258	252	392	410					
	②確保方策	1,021	1,518	275	432	470	1,021	1,518	275	432	470	1,021	1,499	274	432	470	1,021	1,455	274	437	469	1,021	1,455	274	437	469					
	過不足(②-①)	600	116	10	19	44	623	192	14	25	44	638	223	15	31	50	640	184	19	40	55	644	197	22	45	59					
行方市	①量の見込み	104	324	48	66	88	91	279	46	62	91	84	257	43	60	87	80	246	41	57	83	78	241	39	53	79					
	②確保方策	410	381	42	82	112	410	381	42	82	112	410	381	42	82	112	410	381	42	82	112	410	381	42	82	112					
	過不足(②-①)	306	57	▲ 6	16	24	319	102	▲ 4	20	21	326	124	▲ 1	22	25	330	135	1	25	29	332	140	3	29	33					
鉢田市	①量の見込み	88	547	83	104	143	85	532	81	115	126	79	499	79	112	138	72	483	78	110	136	70	477	77	108	133					
	②確保方策	307	642	89	142	177	307	642	89	142	177	307	642	89	142	177	307	642	89	142	177	307	588	83	134	165					
	過不足(②-①)	219	95	6	38	34	222	110	8	27	51	228	143	10	30	39	235	159	11	32	41	237	111	6	26	32					
つくばみらい市	①量の見込み	502	798	145	285	227	471	747	143	288	307	489	777	142	283	310	514	816	140	282	309	560	889	137	281	306					
	②確保方策	935	966	181	295	308	935	966	181	295	314	935	966	181	295	314	935	966	181	295	314	935	966	181	295	314					
	過不足(②-①)	433	168	36	10	81	464	219	38	7	7	446	189	39	12	4	421	150	41	13	5	375	77	44	14	8					
小美玉市	①量の見込み	182	645	99	169	193	156	617	102	191	211	141	619	105	187	226	129	632	107	191	222	124	672	110	196	237					
	②確保方策	405	708	109	192	215	405	708	109	192	215	405	708	109	192	226	405	708	109	192	222	405	708	110	196	237					
	過不足(②-①)	223	63	10	23	22	249	91	7	1	4	264	89	4	5	0	276	76	2	1	0	281	36	0	0	0					
茨城町	①量の見込み	98	370	22	75	105	94	357	21	82	93	87	336	21	79	102	84	325	20	76	99	82	319	19	73	94					
	②確保方策	450	442	68	92	128	450	442	68	92	128	450	442	68	92	128	450	442	68	92	128	450	442	68	92	128					
	過不足(②-①)	352	72	46	17	23	356	85	47	10	35	363	106	47	13	26	366	117	48	16	29	368	123	49	19	34					
大洗町	①量の見込み	29	164	23	45	41	27	158	23	40	53	26	156	23	40	48	26	158	23	40	47	27	165	23	40	47					
	②確保方策	45	208	28	47	62	45	208	28	47	62	45	208	28	47	62	45	208	28	47	62	45	208	28	47	62					
	過不足(②-①)	16	44	5	2	21	18	50	5	7	9	19	52	5	7	14	19	50	5	7	15	18	43	5	7	15					
城里町	①量の見込み	45	194	45	47	48	41	176	45	53	50	36	154	42	51	54	32	135	42	50	53	32	139	39	48	52					
	②確保方策	65	182	22	43	53	65	182	22	43	53	55	164	20	40	46	55	164	20	40	46	55	164	20	40	46					
	過不足(②-①)	20	▲ 12	▲ 23	▲ 4	5	24	6	▲ 23	▲ 10	3	19	10	▲ 22	▲ 11	▲ 8	23	29	▲ 22	▲ 10	▲ 7	23	25	▲ 19	▲ 8	▲ 6					
東海村	①量の見込み	309	522	115	183	208	305	513	112	178	200	310	522	109	173	195	304	512	106	168	190	291	491	103	164	185					
	②確保方策	600	548	106	158	175	490	542	106	158	175	370	645	115	166	184	370	654	121	172	190	370	654	121	172	190					
	過不足(②-①)	291	26	▲ 9	▲ 25	▲ 33	185	29	▲ 6	▲ 20	▲ 25	60	123	6	▲ 7	▲ 11	66	142	15	4	0	79	163	18	8	5					

		2025(R7)年度						2026(R8)年度						2027(R9)年度						2028(R10)年度						2029(R11)年度					
		1号		2号		3号			1号		2号		3号			1号		2号		3号			1号		2号		3号				
						0歳	1歳	2歳					0歳	1歳	2歳					0歳	1歳	2歳									
大子町	①量の見込み	20	94	9	14	32	20	93	9	19	17	17	79	9	19	23	16	75	9	18	23	14	66	9	18	22					
	②確保方策	105	145	9	41	50	105	145	9	41	50	105	145	9	41	50	105	145	9	41	50	105	145	9	41	50					
	過不足(②-①)	85	51	0	27	18	85	52	0	22	33	88	66	0	22	27	89	70	0	23	27	91	79	0	23	28					
美浦村	①量の見込み	80	116	21	23	29	71	103	20	27	28	64	94	20	26	32	60	87	19	25	30	61	88	18	24	29					
	②確保方策	200	105	20	37	38	200	105	20	37	38	200	105	20	37	38	200	105	20	37	38	200	105	20	37	38					
	過不足(②-①)	120	▲ 11	▲ 1	14	9	129	2	0	10	10	136	11	0	11	6	140	18	1	12	8	139	17	2	13	9					
阿見町	①量の見込み	417	769	138	202	224	411	758	141	208	243	430	794	144	212	250	436	804	149	217	255	455	839	151	224	260					
	②確保方策	452	727	128	194	233	452	849	149	227	267	452	849	149	227	267	452	849	149	227	267	455	849	152	227	267					
	過不足(②-①)	35	▲ 42	▲ 10	▲ 8	9	41	91	8	19	24	22	55	5	15	17	16	45	0	10	12	0	10	1	3	7					
河内町	①量の見込み	12	77	6	15	28	13	84	6	16	19	12	78	5	15	21	12	79	5	14	19	11	70	5	13	19					
	②確保方策	15	90	10	20	30	15	90	10	20	30	15	90	10	20	30	15	90	10	20	30	15	90	10	20	30					
	過不足(②-①)	3	13	4	5	2	2	6	4	4	11	3	12	5	5	9	3	11	5	6	11	4	20	5	7	11					
八千代町	①量の見込み	132	211	23	38	66	122	195	23	40	57	108	173	23	39	61	103	164	23	39	61	99	158	22	39	61					
	②確保方策	302	291	49	85	120	302	291	49	85	120	302	291	49	85	120	302	291	49	85	120	302	291	49	85	120					
	過不足(②-①)	170	80	26	47	54	180	96	26	45	63	194	118	26	46	59	199	127	26	46	59	203	133	27	46	59					
五霞町	①量の見込み	27	55	6	12	12	24	49	6	11	11	22	44	6	10	10	19	40	6	10	9	18	36	6	9	8					
	②確保方策	158	90	11	26	23	158	90	11	26	23	158	90	11	26	23	158	90	11	26	23	158	90	11	26	23					
	過不足(②-①)	131	35	5	14	11	134	41	5	15	12	136	46	5	16	13	139	50	5	16	14	140	54	5	17	15					
境町	①量の見込み	154	363	45	86	104	145	341	45	98	99	143	336	45	98	112	140	330	45	98	112	144	338	45	98	112					
	②確保方策	160	380	45	90	110	160	380	45	100	110	160	380	45	100	120	160	380	45	100	120	160	380	45	100	120					
	過不足(②-①)	6	17	0	4	6	15	39	0	2	11	17	44	0	2	8	20	50	0	2	8	16	42	0	2	8					
利根町	①量の見込み	36	95	18	31	33	35	92	18	26	28	34	89	18	27	24	31	82	19	27	25	28	76	19	28	25					
	②確保方策	70	128	20	40	44	70	128	20	40	44	70	128	20	40	44	70	128	20	40	44	70	128	20	40	44					
	過不足(②-①)	34	33	2	9	11	35	36	2	14	16	36	39	2	13	20	39	46	1	13	19	42	52	1	12	19					

(別表2)

認定こども園 区域ごとの目標設置数

区分	現在の設置数 A				新たな設置数 B				目標設置数 A+B			
	幼稚園型	保育所型	幼保連携型	計	幼稚園型	保育所型	幼保連携型	計	幼稚園型	保育所型	幼保連携型	計
茨 城 県 計	64	23	173	260	2	3	11	16	66	26	184	276
1 水 戸 市	14	0	6	20	▲ 1	0	1	0	13	0	7	20
2 日 立 市	1	0	13	14	1	0	1	2	2	0	14	16
3 土 浦 市	8	0	5	13	0	0	1	1	8	0	6	14
4 古 河 市	4	1	12	17	0	0	0	0	4	1	12	17
5 石 岡 市	5	0	2	7	0	0	0	0	5	0	2	7
6 結 城 市	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1
7 龍 ケ 崎 市	0	0	6	6	0	0	1	1	0	0	7	7
8 下 妻 市	2	0	0	2	1	2	0	3	3	2	0	5
9 常 総 市	0	0	4	4	0	0	0	0	0	0	4	4
10 常 陸 太 田 市	0	0	5	5	0	0	0	0	0	0	5	5
11 高 萩 市	0	1	2	3	0	0	0	0	0	1	2	3
12 北 茨 城 市	4	3	0	7	0	0	0	0	4	3	0	7
13 笠 間 市	4	0	5	9	0	0	0	0	4	0	5	9
14 取 手 市	3	0	7	10	0	0	0	0	3	0	7	10
15 牛 久 市	1	0	2	3	0	0	0	0	1	0	2	3
16 つ く ば 市	2	1	6	9	0	0	0	0	2	1	6	9
17 ひ た ち な か 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18 鹿 嶋 市	0	0	7	7	0	0	2	2	0	0	9	9
19 潮 来 市	0	0	9	9	0	0	0	0	0	0	9	9
20 守 谷 市	1	0	1	2	0	0	1	1	1	0	2	3
21 常 陸 大 宮 市	0	3	5	8	0	0	0	0	0	3	5	8
22 那 珂 市	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	2	2
23 筑 西 市	2	0	21	23	0	0	1	1	2	0	22	24
24 坂 東 市	0	3	6	9	0	0	0	0	0	3	6	9
25 稲 敷 市	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0	3	3
26 か す み が う ら 市	1	0	2	3	0	0	1	1	1	0	3	4
27 桜 川 市	0	4	2	6	0	0	0	0	0	4	2	6
28 神 栖 市	0	0	6	6	0	0	0	0	0	0	6	6
29 行 方 市	0	0	4	4	0	0	0	0	0	0	4	4
30 錐 田 市	0	0	2	2	0	0	1	1	0	0	3	3
31 つくばみらい市	0	0	4	4	0	1	0	1	0	1	4	5
32 小 美 玉 市	1	0	4	5	0	0	0	0	1	0	4	5
33 茨 城 町	3	0	4	7	0	0	0	0	3	0	4	7
34 大 洗 町	0	3	0	3	0	0	0	0	0	3	0	3
35 城 里 町	0	2	2	4	0	0	0	0	0	2	2	4
36 東 海 村	0	0	3	3	1	0	0	1	1	0	3	4
37 大 子 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
38 美 浦 村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
39 阿 見 町	1	0	2	3	0	0	0	0	1	0	2	3
40 河 内 町	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1
41 八 千 代 町	3	1	1	5	0	0	1	1	3	1	2	6
42 五 霞 町	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	2	2
43 境 町	2	0	3	5	0	0	0	0	2	0	3	5
44 利 根 町	2	1	1	4	0	0	0	0	2	1	1	4

※現在の設置数は令和7年3月31日時点の見込み数

【別掲2】

茨城県子どもを虐待から守る基本計画

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

次代の社会を担う子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与するため、子どもを虐待から守ること（以下「虐待防止」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進について定める計画を策定します。

2 計画の位置づけ

この計画は、「茨城県子どもを虐待から守る条例」第10条第1項に基づく基本計画であり、虐待防止に関する施策についての基本の方針及び虐待防止に関する目標のほか、虐待防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めます。

3 計画の期間

計画期間は、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間とします。

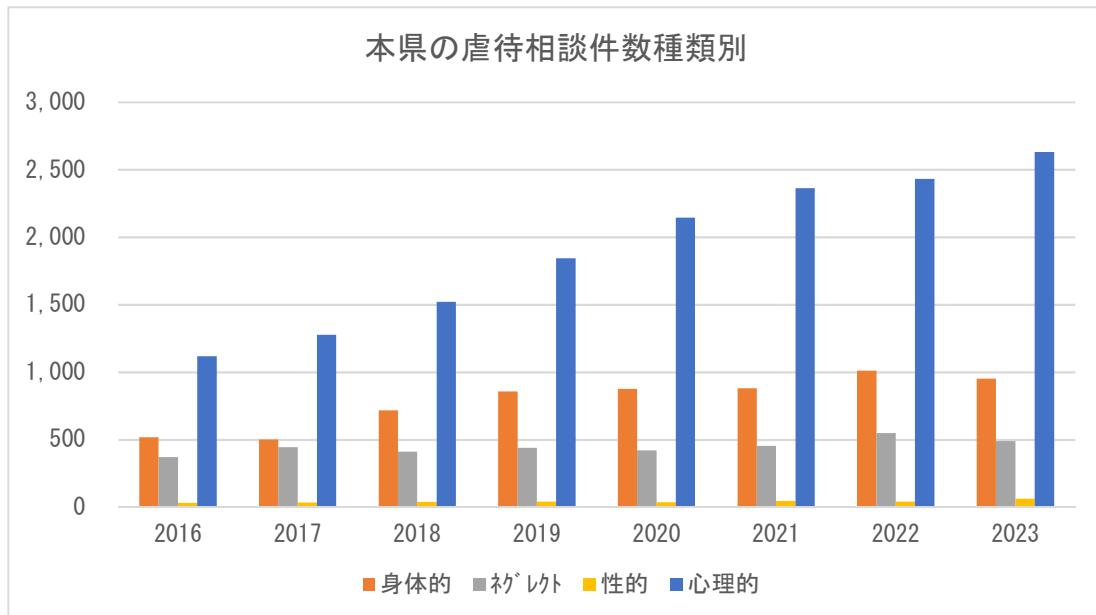
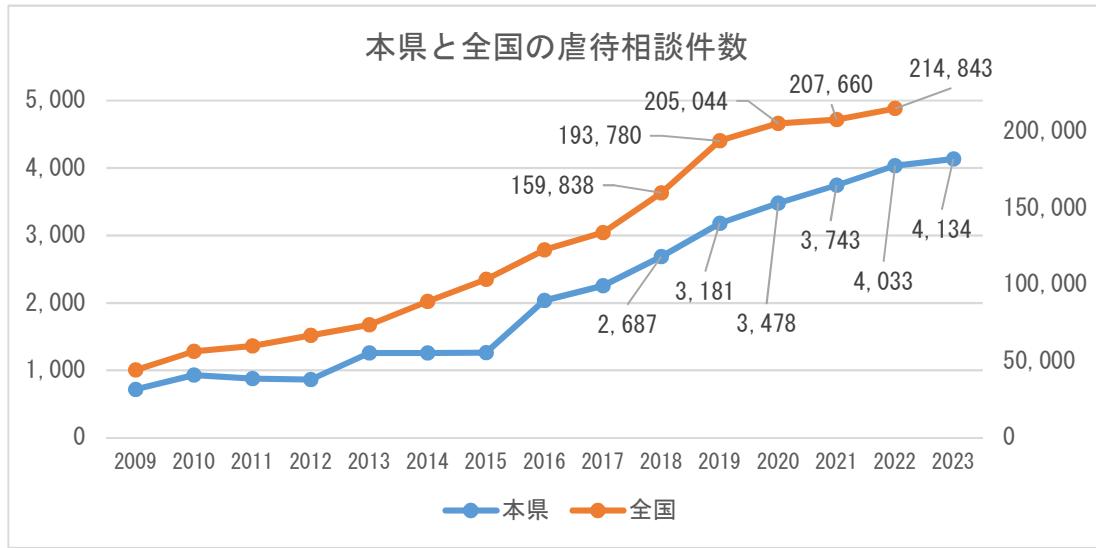
なお、計画の期間中においても、関係法令の改正等を踏まえて必要に応じた見直しを行います。

4 他の計画との関係

この計画は、「茨城県こども計画」の一部に位置づけ、「茨城県総合計画」との整合を図ります。

第2章 児童虐待の現状と課題

- 全国の児童相談所における児童虐待の相談対応件数は年々増加し、2022（令和4）年度については214,843件と増加が続いています。
- 本県におきましても、2023（令和5）年度は4,134件となり、対前年比で約2.5%増倍と過去最多となっています。
- その増加要因としては、県警本部との全件情報提供（共有）や、DV事案における心理的虐待の通告の増加等があると考えられます。
- また、児童虐待事案は、年々、複雑化、困難化しており、子育てに困難を抱える世帯が顕在化しています。



- 児童虐待事案への迅速かつ的確な対応を始め、家庭養育の推進、児童福祉司等の増員や資質向上を含めた児童相談所の体制強化を図ることが重要です。

- 市町村においても、児童虐待防止等のための調査、相談対応及び継続的支援を包括的に行う「こども家庭センター」を設置し、職員の資質向上を含めた体制整備が必要です。

第3章 児童虐待防止に向けた基本方針と取組

1 発生予防、早期発見及び早期対応

【現状と課題】

児童相談所における児童虐待の相談対応件数は、2022（令和4）年度は4,033件、2023（令和5）年度は4,134件となっており、対前年比で約2.5%増と過去最多となっています。

その内訳は、3歳未満の児童が704件で17.0%、3歳から就学前児童が982件で23.8%となり、合わせて約4割を占めています。

さらに、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について【第20次報告】（こども家庭庁）においては、心中以外の虐待件数のうち、「0歳」の死亡数が全体の44.6%（25人）を占め、その0歳のうち月齢0か月児が60%（15人）を占めています。

これらの背景には、核家族化の進展等により地域のつながりが希薄化した社会において、孤立した環境の中で予期せぬ妊娠に悩む若年女性や、子育てに負担を抱える家庭等が増えていることが推測されます。

このため、妊娠期から子育て期までの支援を、市町村等の関係機関と連携して切れ目なく提供することが必要です。

【施策展開の方向性】

○ 妊産婦の支援及び産後ケアの充実

全ての妊婦を対象に健康管理手帳を配布し、産後うつや乳幼児についての理解と対応の周知を図ります。

また、産後うつの予防や新生児への虐待予防を図る観点から、妊産婦健康診査、乳児健康診査、産後ケア事業等を推進し、育児等の負担が大きく孤立しやすい多胎妊産婦など支援を要する妊産婦等の把握と産前や産後における日常の育児に関する介助等に取り組む市町村を支援します。

さらに、予期せぬ妊娠を含む妊娠・子育てに関する相談窓口を設置するとともに、産後間もない産婦に対して訪問による相談事業を実施します。

○ 市町村の包括的な相談支援体制の強化及び家庭支援事業の整備への支援

市町村における母子保健部門と、児童福祉部門を一体化し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ包括的に相談支援を行うこども家庭センターを、2029（令和11）年度末までに全ての全市町村に設置できるよう支援するとともに、児童相談所との円滑な連

携・協働の体制を推進します。

また、こども家庭センターを中心とした、虐待等に至る前の予防的支援や、親子関係再構築に向けた支援メニューの充実を図る市町村の取組を支援します。

○ 児童虐待の早期発見・早期対応

児童相談所が閉庁している夜間、休日等を含めて、「いばらき虐待ホットライン」により虐待相談等に24時間対応し、緊急の対応が必要な事案に対しても迅速な対応を図ります。同時に、児童相談所全国共通ダイヤル「189（イチハヤク）」の県民へ周知を図ることにより、早期発見、早期対応を推進します。

また、テキストメッセージだけで相談できる「親子のための相談LINE」を設けるなど、相談しやすい体制を推進します。

○ 児童虐待防止に向けた広報啓発

毎年11月にこども家庭庁が実施する「オレンジリボン・児童虐待防止キャンペーン」に併せて、「オレンジリボンたすきリレー」の実施を支援するとともに、県庁舎等をオレンジ色にライトアップするなど、児童虐待防止と社会的養護への理解や普及啓発を図り、県民の意識醸成を図ります。

○ 児童相談所と警察との連携の充実

児童相談所が受け付けた全ての虐待事案に係る情報提供及び共有を継続するとともに、子どもの安全の確認及び確保を徹底し、より円滑かつ効果的な取組ができるよう連携を進めます。

○ 学校、保育所、認定こども園及び医療機関との連携の充実

学校、保育所、認定こども園及び医療機関については、児童虐待の早期発見が可能であることから、通告を含む早期対応がなされるよう連携の充実を図ります。

【施策（取組）】

事業・施策	内 容
妊娠等相談支援事業	・「すこやか妊娠ほっとライン」における電話・メールによる相談対応
要支援妊産婦支援体制整備事業	・こども家庭センターにおける要支援妊産婦の早期把握・早期支援の実施 ・乳幼児健康診査を受けていない家庭等への支援 ・育児不安等を抱える保護者への支援 等
児童相談所全国共通ダイヤル	・最寄りの児童相談所につなげることにより、児童虐待の相談等に24時間対応

いばらき児童虐待ホットライン	・夜間、休日等を含めた、児童虐待の相談等に24時間対応
親子のための相談LINE	・テキストメッセージアプリによる児童虐待の相談等
県民への広報・啓発	・「オレンジリボンたすきリレー」の開催支援 ・県庁舎等のオレンジ色のライトアップ ・児童相談所全国共通ダイヤル「189」の広報

2 こどもや保護者に対する援助・支援

【現状と課題】

こどもに対しては、こどもが虐待から守られ、安心できる家庭的環境で生活できるよう、年齢や心身の状況に応じて、必要な援助を行うことが重要です。

また、虐待に至った親にも自らの被虐待経験や、貧困、疾病、障害等の様々な困難な背景にある場合が多く、市町村や関係機関と連携し、孤立させることのないよう包括的な支援を行うことが大切です。

このため、市町村では、身近な相談機関としてこどもや保護者に対する在宅支援を行うことや、また、児童相談所では、専門的な知識や技術を用いた援助や市町村に対する助言や支援を行うことなど、それぞれの役割に応じた取組を進めすることが求められます。

近年、児童虐待事案は増加傾向が続くとともに複雑化、困難化しており、市町村や児童相談所においては、職員の増員や専門的知識の習得など組織体制の一層の充実が求められています。

【施策展開の方向性】

○ 市町村の包括的な相談支援体制の強化及び家庭支援事業の整備への支援（再掲）

市町村における母子保健部門と、児童福祉部門を一体化し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ包括的に相談支援を行うこども家庭センターを、2029（令和11）年度末までに全ての全市町村に設置できるよう支援するとともに、児童相談所との円滑な連携・協働の体制を推進します。

また、こども家庭センターを中心とした、虐待等に至る前の予防的支援や、親子関係再構築に向けた支援メニューの充実を図る市町村の取組を支援します。

○ 児童相談所の相談体制強化

こどもや保護者への援助や支援を充実するため、児童福祉司や児童心理司等については、国の基準以上の配置に努めるとともに、指導的役割を担う児童福祉司（スーパーバイザー）の育成・配置を進めます。また、専門性を高める研修を実施するほか、こども家庭ソーシャルワーカー資格の取得促進を図るなど職員の資質の向上を図ります。

さらに、一時保護については、緊急の一時保護の受入先を確保するため、民間団体等による一時保護専用施設の拡充を図ります。

○ 児童家庭支援センターによる指導委託等の促進

児童相談所からの指導委託の他に、市町村の要保護児童対策地域協議会においても、児童家庭支援センターが主たる支援機関とされた場合の支援を行い、地域における相談・支援体制の促進を図ります。

【施策（取組）】

事業・施策	内 容
市町村における総合的な支援体制の充実	・こども家庭センターの設置に対する支援
児童相談所における専門性の確保及び体制の充実	・児童福祉司スーパーバイザーの配置 ・こども家庭ソーシャルワーカー養成研修への参画
一時保護の体制充実	・児童養護施設等における一時保護専用施設の指定
児童家庭支援センターによる支援等の充実	・児童家庭支援センターの適切な整備

3 社会的養護の充実

【現状と課題】

児童虐待等の様々な事情により、家庭での養育が困難となったこどもについては、心身ともに健やかに成長できるよう、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底する必要があります。

具体的には、市町村によるこども家庭センター等による家庭維持のための予防的支援を充実するとともに、代替養育を必要とするこどもに対しては、まずは里親等の中から、こども自身の意向や状況等を踏まえ最良の養育先とする観点から代替養育先を検討します。

一方、児童福祉施設においては、里親等が代替養育先として適当でないケアニーズの高いこどもに対応できるよう高機能化を図るとともに、家庭養育優先原則に基づき、できる限り良好な家庭的環境である小規模かつ地域分散化を推進します。

さらに、令和4年改正児童福祉法において、子どもの権利擁護に関して、里親等委託、施設入所、在宅指導の措置や一時保護の決定時等の意見聴取等措置の義務化、意見表明等支援事業の創設が行われるとともに、子どもの権利擁護に係る環境整備が都道府県の業務として位置づけられました。

【施策展開の方向性】

○ 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメント体制の充実

子どもの家庭での養育が困難又は適当でない場合、児童相談所においては、市町村のこども家庭センターとの連携の下、養育環境の改善、親子関係再構築や家庭復帰の支援、親族等による養育への支援を優先的に検討します。

○ 里親制度の推進

里親のリクルート、研修・トレーニング、こどもと里親のマッチング、委託後のフォローアップ等の里親支援業務（フォースタリング業務）について、専門的知識や技術を有する民間団体等に包括的に委託し、里親登録者数の増加や里親の資質向上を図り、要保護児童の受け皿となる里親を確保します。

○ 施設の小規模化・地域分散化及び高機能化の推進

乳児院や児童養護施設については、家庭養育優先原則を踏まえ、「できる限り良好な家庭的環境」となるよう、小規模化・地域分散化を推進します。

さらに、専門的ケアを必要とする子どもの養育や、一時保護専用施設の運営、里親を含む在宅家庭への支援など、高機能化及び多機能化等を進め、より一層専門的な役割を担う取組を支援します。

○ 子どもの意見聴取など権利擁護の推進

児童相談所においては、子どもの意見聴取や説明を丁寧に実施するとともに、意見表明等支援事業などを通じ、聴き取った子どもの意見・意向は、子どもの最善の利益を考慮して支援の方法や内容等を検討します。

【施策目標】

事業・施策	2023（令和5）年度	2029（令和11）年度
里親等委託率	21.6%	70.0%
小規模かつ地域分散化した施設数	20施設	50施設
茨城県こどもアドボケイトの認定数	—	30人

4 市町村及び関係機関との連携及び支援

【現状と課題】

こどもや家庭をめぐる問題は複雑・多様化し、こどもや家庭に対するきめ細かな支援が重要となっていることから、児童相談所や市町村はもとより、学校や警察等の関係機関と十分に連携の上、対応することが求められています。

また、児童虐待防止には、こどもの所在を的確に把握し支援すること必要であり、市町村及び関係機関との情報共有を図っています。

さらに、本県では、2018（平成30）年1月から児童相談所が受け付けた全ての児童虐待事案について、警察との情報提供と共有、活用が行われています。

【施策展開の方向性】

○ 児童相談所と警察との連携の充実（再掲）

児童相談所が受け付けた全ての虐待事案に係る情報提供及び共有を継続するとともに、より円滑かつ効果的な取組ができるよう連携を進めます。

○ 市町村における要保護児童対策地域協議会の充実

県内全ての市町村で設置されている要保護児童対策地域協議会において、関係機関が円滑な連携・協力をできるよう、構成機関の職員を対象に、業務上必要な法律や制度の知識習得のための研修を実施します。

○ 地域ネットワーク会議の充実

児童相談所ごとに設置する「地域ネットワーク会議」においては、各担当地域における要保護児童等への適切な支援や国及び県の施策の動向等の情報共有を行い、関係者間の連携強化を図ります。

【施策（取組）】

事業・施策	内 容
児童相談所と警察との情報提供及び共有	<ul style="list-style-type: none">・重篤又は緊急事案の個別の情報提供の実施・全ての虐待事案の定期的な情報提供の実施
市町村要保護児童対策地域協議会への支援	<ul style="list-style-type: none">・代表者・実務者・個別ケース検討会議への出席・調整機関に係る職員への研修の実施
地域ネットワーク会議の開催	<ul style="list-style-type: none">・児童相談所において、管内市町村対象の会議を開催

5 自立支援の充実

【現状と課題】

児童養護施設等を退所し又は里親等の委託を解除されたこども達が、社会において自立して生活ができる能力を形成していくことは、社会的養育の重要な目的の一つです。

しかしながら、こどもが施設等から自立する際、保護者等から精神的、経済的な支援を受けられない場合が多いことから、社会で生活するための知識や技術を十分に身に着けられず、また、対人関係の形成に困難を抱えてしまう傾向があることが課題になっています。

このため、施設等を退所したこどもに対し、引き続き、住居の確保や進学、就職を支援していくことが求められています。

【施策展開の方向性】

○ 児童養護施設退所者等の相談支援

児童養護施設等を退所することの社会的自立に向け、入所中及び退所後の相談体制の充実を図る取組などを支援します。

○ 共同生活等による生活援助の充実

児童養護施設等の退所後においても支援が必要なこども等に対しては、共同生活等を通じて、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導や就業の支援を行います。

【施策（取組）】

事業・施策	内 容
社会的養護自立支援拠点事業	・児童養護施設退所者等の社会的自立に向け、就労・進学相談体制の充実（社会福祉法人等に委託）
児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業	・児童養護施設退所者等に対し、生活費や家賃資格取得等の費用の貸付を実施（県社会福祉協議会に委託）
児童自立生活援助事業	・自立援助ホーム等の住居において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を実施
児童養護施設退所者等社会復帰支援事業	・自立援助ホームに心理担当職員を配置し、心理面からの自立支援を実施

6 児童相談所の体制強化と人材育成

【現状と課題】

国の「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」では、引き続き児童相談所における職員体制や、専門性強化等の対策を講じることとされており、また、本県でも、「茨城県子どもを虐待から守る条例」において、児童福祉司等の専門職員の国基準を超える人数を配置することや人材の専門性向上を図ることとされています。

また、本県の児童相談所における相談対応件数は、2013（平成25）年度以降増加傾向にあり、2023（令和5）年度は全相談が7,775件となり対前年比で約0.6%の減少となつたが、そのうち虐待相談が4,134件と全体の約53%を占めています。

特に虐待相談については、複雑化、困難化した事案が増加し、一時保護や法的対応等が必要となる事案も増えており、それらの事案に迅速かつ適切な対応を図るために、引き続き、児童福祉司等の増員等を含めた児童相談所の体制強化が必要です。

加えて、本県では2012（平成22）年度から福祉職等の専門職の採用を継続的に進めていますが、経験年数の少ない職員が多くを占める状況となっていることから、職員資質向上が課題となっています。

【施策展開の方向性】

○ 児童相談所の相談体制強化（再掲）

こどもや保護者への援助や支援を充実するため、児童福祉司や児童心理司については、国の基準以上の配置に努めるとともに、指導的役割を担う児童福祉司（スーパーバイザー）の育成・配置を進めます。また、専門性を高める研修を実施するほか、こども家庭ソーシャルワーカー資格の取得促進を図るなど職員の資質の向上を図ります。

○ 児童相談所の機能強化

里親委託の推進及び市町村の相談支援体制の強化等を目的とした児童福祉司の配置や、法的助言等を行うための弁護士の活用など、専門職の配置の充実に努めます。

○ 職員の資質向上

児童相談所における法定研修や職層別研修等を含めた研修体系を策定し、職員の専門性及び資質向上を図ります。

また、市町村の児童福祉担当職員の資質向上を支援するため、担当職員向け研修を実施します。

○ 業務の平準化、負担軽減

業務マニュアルを整備し、実務や研修における活用により、事務処理能力の向上と効率化を図ります。

また、AIを活用した相談支援記録・判断ツールの導入など、児童相談所業務のDX（デジタルトランスフォーメーション）を進め、業務効率化により児童相談所職員の負担軽減を図り、より良い支援に向けたことのためのケースワークに集中できる環境整備に取り組みます。

【施策（取組）】

事業・施策	内 容
研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の研修体系の構築 ・法定研修・職層別研修の実施 ・児童相談所人材育成指針の策定 ・市町村対象の研修の実施
業務の適正化・効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所事務取扱要領の見直し ・業務マニュアルの作成
AI活用による業務負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・判定ツール、相談記録支援システムの導入

【施策目標】

事業・施策	2023（令和5）年度	2029（令和11）年度
児童福祉司スーパーバイザーの配置数	22人	30人
こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修等の受講者数	—	5人

7 調査研究

【現状と課題】

児童相談所においては、児童虐待を含めた児童相談等の状況について統計を作成し、児童虐待の動向等について検討を行っています。

しかしながら、近年の児童虐待事案の要因が複雑化、困難化していることなどを踏まえ、児童虐待の発生要因、児童虐待が児童に及ぼす影響等を様々な側面から分析し、効果的な施策につなげていくことが課題となっています。

【施策展開の方向性】

- 児童相談所における児童相談等の統計データを分析し、虐待事案の発生の要因等を的確に把握し、効果的な施策を進めます。
- 調査研究の結果を各児童相談所等で共有し、児童虐待対策等に活用します。

【施策（取組）】

事業・施策	内 容
児童虐待等に係る調査研究	<ul style="list-style-type: none">・児童虐待等相談データの集計、分析・死亡事例検証結果等を活用した研究・特定テーマに関する調査、分析

第4章 計画の推進

1 計画の進行管理及び評価

【現状と課題】

次代の社会を担う子どもが健やかに成長することができる社会を実現していくためには、本計画に基づく虐待防止に係る施策を総合的かつ計画的に推進することが必要です。

本県では、計画の進行管理や評価を行うとともに、計画目標等の進捗状況について、毎年度本県の公式ウェブサイトで公表します。

【施策展開の方向性】

県は、計画に定める虐待防止に関する施策の実施状況について進行管理を行うとともに、茨城県要保護児童対策地域協議会等において実施状況を報告、評価を行います。

さらに、その評価結果に基づいて、P D C Aサイクルによる施策への反映に努めます。

2 計画の実施状況の公表

本計画における施策について、取組状況等を公表することにより県民の児童虐待防止等に対する注意喚起と意識醸成を図ります。

【施策（取組）】

事業・施策	内 容
報告及び評価の実施	<ul style="list-style-type: none">・茨城県要保護児童対策地域協議会における報告・茨城県少子化対策審議会における報告、評価
実施（取組）状況の公表	<ul style="list-style-type: none">・毎年度、茨城県公式ウェブサイトにおいて公表

【別掲3】

茨城県社会的養育推進計画

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

令和4年の児童福祉法等の一部を改正する法律（以下「令和4年改正児童福祉法」という。）においては、子どもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、子どもの権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するための所要の措置を講ずる内容の改正が行われました。

また、これに先立つ「令和3年度社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会」報告書（令和4年2月）においては、都道府県社会的養育推進計画について、資源の計画的な整備方針のための計画とすべきことや、整備された資源による効果や課題について、適切な指標を設けて都道府県に対して実態把握・分析を促していく必要性等が指摘されたところです。

こうした状況や、これまでの本県の社会的養育に係る取組の成果を踏まえ、本県では、2020（令和2）年3月に策定した既存の計画を全面的に見直し、新たに計画を策定することとなりました。

本県における実情を踏まえつつ、子どもの権利や子どもの最善の利益の実現に向けて、社会的養育の現状と課題を整理し、本県における社会的養育の充実に必要な取組を進めています。

2 計画の期間

本計画の期間は、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年とします。

3 計画の進行管理

本計画を実効性のあるものにするため、それぞれの施策や取組について数値目標等を設定し、P D C Aサイクルにより、定期的に点検・評価を行います。

また、計画に基づく取組の実施状況や社会的養育を取り巻く環境の変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

4 他の計画との関係

本計画は、「茨城県こども計画」に位置づけ、本文に概要を掲載するとともに、「茨城県総合計画」との整合性を図ります。

第2章 社会的養護の現状と将来推計

1 社会的養護に係る本県の現状

(1) 児童人口の推移と将来推計

本県の児童人口（0～19歳）は、全国的な少子化の流れと同様、減少傾向にあります。

また、都道府県別将来推計人口を基に推計したところ、本県の児童人口は、今後さらに減少していくことが見込まれます。

【表1】茨城県の児童人口（0～19歳）の推移

2015（平成27）年	2019（令和元）年	2023（令和5）年
504,708	477,759	439,752

資料：茨城県「茨城県の年齢別人口（茨城県常住人口調査結果）」より作成

【表2】茨城県の児童人口の将来推計

項目	2025年 (令和7)	2026年 (令和8)	2027年 (令和9)	2028年 (令和10)	2029年 (令和11)
3歳未満	46,487	46,128	45,769	45,410	45,052
3歳以上就学前	73,683	72,139	70,596	69,053	67,510
学齢期以降	299,330	292,431	285,532	278,633	271,734
計	419,500	410,698	401,897	393,096	384,296

(算出方法等)

- ・ 国立社会保障・人口問題研究所「都道府県・市区町村別の男女・年齢（5歳）階級別将来推計人口」から本県の各年齢の割合を算出し、年齢区分別の人口推計を算出します。(端数については、四捨五入)
- ・ 児童福祉法において、児童の対象は18歳未満ですが、継続して支援を必要とする場合は20歳まで代替養育の措置の対象とすることができますため、20歳未満人口を参考値としています。

(2) 社会的養護に関する児童福祉施設等の現状

本計画では、主に乳児院、児童養護施設、里親及びファミリーホームに関するこを取り上げています。

2024（令和6）年4月1日現在、茨城県内には、乳児院が3か所、児童養護施設が19か所（うち1か所は、東京都入所定員の児童養護施設）、里親登録が443組、ファミリーホームが9か所あります。

（3）社会的養護の現状

2024（令和6）年3月31日現在、本県では、乳児院63人、児童養護施設497人、里親118人、ファミリーホーム36人の計714人が施設入所又は里親等に委託されています。里親118人とファミリーホーム36人を合わせると計154人となり、里親等委託率は21.6%となっています。

（4）茨城県社会的養育推進計画の達成状況

本県では、2020（令和2）年3月に「茨城県社会的養育推進計画」を策定し、前期計画期間を2024（令和6）年まで、後期計画期間を2029（令和11）年までとして、里親等委託の推進や一時保護専用施設の設置等の取組を進めてきました。

【茨城県社会的養育推進計画（2020～2029）の前期目標と達成状況】

目標指標		策定時 2019（令和元）年度末	現状値 2023（令和5）年度末	前期目標値 2024（令和6）年度末
里親 委託率	3歳未満	16.2%	11.9%	70.0%
	3歳以上就学前		31.1%	54.0%
	学齢期以上		20.4%	26.5%
	合計		21.6%	35.4%
民間フォースターリング機関 の設置数		0か所	2か所	5か所
養育里親の登録数		117組	337組	405組
児童家庭支援センターの 設置数		2か所	4か所	3か所
子ども家庭総合支援拠点		4市町村	35市町村	44市町村 (2022年度)
小規模グループケア数		42か所	63か所	61か所
地域小規模児童養護 施設数		10か所	16か所	21か所
一時保護専用施設		0か所	4か所 (2024年10月)	5か所

2 代替養育を必要とするこども数の見込み

本計画の取組を検討するに当たり、将来の推計人口をもとに代替養育を必要とするこどもの数を年齢区分別に算出しました。

本県の代替養育を必要とするこども数は、児童人口の減少に伴って、今後減少していくことが見込まれます。

【表3】現に入所措置又は里親等委託されているこども数の児童人口に占める割合

(R6.3.31現在)

3歳未満	3歳以上就学前	学齢期以降	計
0.1319% (66/50,039)	0.1723% (133/77,187)	0.1648% (515/312,526)	0.1624% (714/439,752)

※ 端数は四捨五入しています。

【表4】代替養育を必要とするこども数

	2025年 (令和7)	2026年 (令和8)	2027年 (令和9)	2028年 (令和10)	2029年 (令和11)
3歳未満	61	61	60	60	59
3歳以上就学前	127	124	122	119	116
学齢期以降	493	482	471	459	448
計	681	667	653	638	623

(算出方法等)

- ・ 【表2】茨城県の児童人口の将来推計に、上記【表3】の年齢区分別の割合を乗じて算出します。(端数は四捨五入)

第3章 社会的養育推進に向けた基本の方針と施策

1 当事者である子どもの権利擁護の取組

令和4年改正児童福祉法において、子どもの権利擁護に関して、里親等委託、施設入所、在宅指導の措置や一時保護の決定時等の意見聴取等措置の義務化、意見表明等支援事業の創設が行われるとともに、子どもの権利擁護に係る環境整備が都道府県の業務として位置づけられました。

本県においても、児童相談所による意見聴取等措置を適切に実施するとともに、本県の実情を踏まえた意見表明等支援事業を実施するなど、子どもの権利擁護の取組を推進します。

【現状と課題】

- ・ 施設に入所している、又は里親に委託されている子どもに対しては、児童相談所から「子どものための権利ノート」により、権利擁護や意見表明について年齢に応じた説明を行っています。
- ・ 児童相談所では、施設に入所している子どもを対象に、適時、訪問調査を実施し、施設生活、学校生活、家族交流の様子を聞き取り、権利擁護や今後の処遇方針の見通しについて説明を行っています。
- ・ 被措置児童等の虐待の防止を図るため、各施設の基幹的職員を対象に、職員の援助技術向上や組織的な運営体制を整備するための研修を実施しています。また、児童福祉施設の団体が実施する研修に講師を派遣するなど、被措置児童等虐待防止の取組を支援しています。
- ・ 被措置児童等への虐待の疑いについて把握した場合、県青少年家庭課と児童相談所は協力して子どもの安全確認を行い、事実を的確に把握するための調査を実施しています。また、事実確認や必要な措置を講じた場合には、茨城県社会福祉審議会へ報告し、意見を聴取した上で、必要に応じて、施設等に対して改善指導を行っています。
- ・ 児童福祉審議会における子どもの申立てによる審議、調査の仕組みの構築など、子どもの権利擁護に係る環境整備を行っています。

【施策展開の方向性】

- 児童相談所は、今後も引き続き、子どもの意見聴取や説明を丁寧に実施するとともに、聴取した意見・意向は、児童相談所の援助方針会議等の場で共有し、十分勘案した上で子どもの最善の利益を考慮して支援の方法や内容等を検討します。

- 意見表明等支援事業については、関係団体と連携し、多様な属性・強みを持つ意見表明等支援員（アドボケイト）の確保及び派遣先の充実に努めます。
- 被措置児童等虐待の防止については、施設職員や里親向けの各種研修を実施するとともに、虐待事案を確認した場合は、子どもの安全確保を迅速に行い、再発防止のための改善指導を徹底します。

【整備目標】

項目	現状値 2023（令和5）年	目標値 2029（令和11）年
茨城県こどもアドボケイトの認定数	—	30人

2 市町村のこども家庭支援体制の構築に向けた取組

（1）市町村の相談支援体制の整備に向けた支援・取組

令和4年改正児童福祉法においては、こども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有するこども家庭センターの設置について、市町村の努力義務とされました。

市町村においては、こども家庭センターによる相談支援を通じて、子育て家庭等に対して家庭支援事業など必要な支援メニューを提供することにより、虐待等に至る前の予防的支援や、親子関係再構築に向けた支援を効果的に実施することが求められています。

【現状と課題】

- ・ 前回の社会的養育推進計画（計画期間2020～2024の前期計画分。以下「前回計画」という。）における目標指標とその達成状況は以下のとおりです。

目標指標	策定時 (2019)	現状値 (2023)	目標 (2022)
子ども家庭総合支援拠点	4市町村	35市町村	44市町村

- ・ 目標未達成の要因としては、特に規模の小さい市町村において人的・財政的資源の制約等から整備が進まなかったことから、他市町村の拠点の設置・運営に関する優良事例の知見の共有や財政的支援が重要です。
- ・ 今後については、前述のとおり「こども家庭センター」制度へ移行したことから、市町村における同センターの設置等について支援します。

- ・ 2024（令和6）年5月現在、44市町村のうち、28市町村においてこども家庭センターが設置されています。
- ・ 児童相談所では、子育て家庭やこどもへの相談支援体制を担う市町村職員を対象に、専門的な人材育成のための研修を実施しています。

【施策展開の方向性】

- 2029（令和11）年度末までに、こども家庭センターを全ての市町村で設置されるよう支援します。
- こども家庭センターを中心とし、児童相談所、医療機関、学校、保育所、警察等の関係機関と十分に連携して、要保護児童対策地域協議会などの地域ネットワークを活用して、支援が必要な家庭やこどもを一体的、継続的に支援し、児童虐待の予防の取組を強化します。
- 児童相談所は、市町村の専門的な人材育成のための研修を引き続き行うとともに、市町村の役割と機能を理解・尊重した上で、情報共有等を適切に行うなど、市町村との連携体制を強化します。

【整備目標】

項目	現状値	目標値
	2023（令和5）年	2029（令和11）年
こども家庭センターの設置数	－	44市町村

（2）市町村の家庭支援事業等の整備に向けた支援・取組

令和4年改正児童福祉法においては、新たに子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業が市町村の事業として創設され、既存事業（子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業）とともに、利用勧奨と措置の仕組みを備えた家庭支援事業として法律上位置付けられました。

【現状と課題】

- ・ 虐待等に至る前の予防的支援や、親子関係再構築に向けた支援の充実を図るため、支援を必要とする家庭等に対しては、まず、市町村の家庭支援事業等を活用した予防的支援により家庭維持のための最大限の努力が行われるよう体制を構築する必要があります。

【施策展開の方向性】

- 市町村において在宅支援等の支援メニューが充実できるよう、児童福祉施設と連携し、施設の多機能化や機能転換を踏まえた提案を行います。
- 市町村から里親やファミリーホームに対する子育て短期支援事業（ショートステイ）の委託を推進します。

（3）児童家庭支援センターの機能強化に向けた取組

児童家庭支援センターは、虐待相談が急増する中で、児童相談所の補完的役割を果たす拠点として制度化され、こどもに関する相談を受けるとともに、児童相談所や市町村からの委託により、支援を必要とする家庭やこどもに対する指導などの業務（以下「指導委託」という。）を行うことができます。

【現状と課題】

- ・ 「前回計画」における目標指標とその達成状況は以下のとおりです。

目標指標	策定時 (2019)	現状値 (2023)	目標 (2024)
児童家庭支援センターの設置数	2か所	4か所	3か所

- ・ 2023（令和5）年において、目標を上回る4か所の設置を達成しており、地域における相談・支援体制の充実を図っています。
- ・ 2023（令和5）年度の児童相談所からの指導委託の実績は22件であり、児童相談所の児童虐待相談件数が増加している中、更なる指導委託の実施や、児童相談所や市町村との連携強化が求められています。

【施策展開の方向性】

- 児童家庭支援センターと児童相談所及び市町村との密接な連携を図り、更なる指導委託の実施を推進します。
- 児童家庭支援センターの整備については、今後の虐待相談対応件数の推移、既存のセンターの事業実施状況、地域の実情等を踏まえ検討します。

【整備目標】

項目	現状値 2023（令和5）年	目標値 2029（令和11）年
児童相談所からの在宅指導措置委託件数	22件	40件

3 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

こども家庭庁「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第20次報告）」によると、令和4年度に発生した児童虐待による死亡事例（心中以外）のうち、約半数（44.6%）を0歳児が占め、さらにその多く（60.0%）を月齢0か月児が占めています。こうした現実を踏まえ、孤立した環境の中で予期せぬ妊娠に悩む若年女性等に対する支援の取組を推進します。

【現状と課題】

- ・ 県では、全ての妊婦を対象とする健康管理手帳を作成し、市町村を通じて配布することで、産後うつや乳幼児についての理解と対応について周知しています。
- ・ 県では、予期せぬ妊娠を含む妊娠・子育てに関する相談窓口を設置するとともに、「助産師なんでも出張相談事業」において、産後間もない産婦に対する相談事業を実施しています。
- ・ 産後うつの予防や新生児への虐待を予防する観点から、妊産婦健康診査、乳児健康診査、産後ケア事業等を推進し、支援を要する妊産婦等の把握と日常の育児に関する支援等に取り組む市町村を支援しています。
- ・ 児童虐待の予防や早期発見のため、若年妊婦や特定妊婦の把握及び支援、妊産婦健康診査の未受診者への受診の勧奨等を推進する市町村を支援するため、支援を要する妊産婦等の情報共有や支援の方向性を検討するための関係機関との連絡会議の開催や、市町村や保健所の保健師等を対象とした相談対応技術等の技術向上を図る研修を実施しています。

【施策展開の方向性】

- 産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的、かつ、包括的な支援を提供できる体制を構築するため、児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行うこども家庭センターの設置に向けた市町村の取組を促進します。
- 令和4年改正児童福祉法において、生活に困難を抱える特定妊婦等に一時的な支援を行う妊産婦等生活援助事業が法律上位置付けられたことを踏まえ、本県における支援ニーズ等の把握に努めます。
- 特定妊婦等に対する支援は、支援対象者の把握や地域生活を支援する観点から、市町村をはじめとした関係機関との連携が不可欠であり、今後も、関係者との連絡会議や研修の実施等を通じて、連携を図ります。

4 一時保護機能の充実強化

(1) 一時保護の体制整備

児童福祉法第33条の規定に基づき、児童相談所長又は都道府県知事が必要と認める場合には、子どもの安全確保、適切な保護を行い、子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するため、本県が設置する一時保護所に保護し、又は児童福祉施設や里親等に一時保護を委託することができます。

【現状と課題】

- 「前回計画」における目標指標とその達成状況は以下のとおりです。

目標指標	策定時 (2019)	現状値 (2024. 10)	目標 (2024)
一時保護専用施設	0 か所	4 か所	5 か所

- 目標未達成の要因としては、児童養護施設等において、一時保護専用施設を運営するための職員の確保に課題を抱え、予定どおりに開設できない事例がありました。
- 中央児童相談所に併設されている一時保護所は、男子学齢児(12名) 及び女子学齢児・幼児(12名、 6名) の2つのユニット構造になっています。
- 児童虐待事案を主とする緊急一時保護の増加と一時保護期間の長期化に伴い、児童養護施設等への一時保護委託が大幅に増加しています。2023（令和5）年度の一時保護件数は、児童福祉施設等での一時保護委託が423件となっており、一時保護所で保護した215件を大きく上回っています。

【施策展開の方向性】

- 一時保護が必要な子どもの行き場がなくなるないように、十分な受け皿の確保に努めます。
- 虐待を受けた子どもや不適応行動があった子どもを保護し、行動観察や短期入所指導を効果的に行うために、一時保護所の人員配置の見直しや環境整備等を行い、一時保護所の機能強化を図ります。
- 安定した一時保護の受入れ体制を整備するため、地域の実情を踏まえ、一時保護専用施設の設置を推進します。
- 家庭養育優先原則を踏まえるとともに、子どもの様々な事情に応じた個別ケアを推進する観点から、一時保護委託が可能な里親・ファミリーホームの確保に努めます。

【整備目標】

項目	現状値	目標値
	2023（令和5）年	2029（令和11）年
一時保護施設の定員数（一時保護専用施設含む）	44人 (県一時保護所30人・ 一時保護専用施設14人)	65人

（2）一時保護における子どもの最善の利益

【現状と課題】

- 児童相談所では、一時保護された子どもに対し、子どもの権利及び制限される内容、権利が侵害された時の解決方法について子どもの年齢や理解に応じた説明を行っています。
- 一時保護所では、第三者評価を実施し、外部評価を踏まえ、子どもからの意見をくみ取る仕組みをマニュアル化し運用しています。
- 一時保護中の子どもは、学校へ通学できないことが多いなど、学習権の保障の問題が指摘されています。
- 一時保護期間は、2019（令和元）年度の27.9日に対して、2023（令和5）年度が33.0日と約5日伸びており、一時保護期間の長期化が課題となっています。

【施策展開の方向性】

- 一時保護された子どもの立場に立った保護や質の高い支援を行うため、今後も定期的に第三者評価を実施し、子どもの最善の利益を優先した養育や支援に努めます。
- 意見表明等支援員（アドボケイト）を確保し、一時保護所や一時保護専用施設等に派遣する意見表明等支援事業を実施し、子どもの意見が適切に表明される仕組みを構築します。
- 一時保護中の子どもでも、個々のケースに応じて、学校への通学が適切であると判断できる場合は、市町村等の関係機関と連携し対応します。
- 児童相談所は、一時保護の期間ができるだけ短くなるよう、個々のケースに応じて、迅速かつ丁寧なアセスメントを実施します。

5 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組

(1) 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築

家庭における養育環境と同様の家庭環境で、特定の大人との愛着関係の下で養育されることが、子どもの心身の成長や発達には重要であることから、支援を必要とする家庭等に対しては、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底することが必要です。

具体的には、市町村の子ども家庭センター等による家庭維持のための予防的支援を充実するとともに、代替養育を必要とする子どもに対しては、児童相談所において、まずは親族里親、養子縁組里親、養育里親若しくは専門里親又はファミリーホームの中から、子どもの意向や状況等を踏まえつつ、子どもにとって最良の養育先とする観点から代替養育先を検討します。

さらに、これらのいずれも代替養育先として適当でない困難な課題のある子どもについては、小規模かつ地域分散化された施設等への入所の措置を行います。

【現状と課題】

- ・ 各児童相談所に里親養育支援児童福祉司を配置し、家庭養育優先原則に基づくケースマネジメントを実施しています。
- ・ 社会的養護経験者インタビュー調査では、施設入所措置が長期間であった社会的養護経験者から「施設に長くいる子は、ずっと大人数で見守られながら生活してきている。急に少人数になるのは難しいと思う」「里親には行きたくなかった」との意見がありました。
- ・ 乳児院から入所が続くなど、施設への入所措置期間の長期化が見込まれる子どもについては、子どもの継続的な育ちの場を保障するため、特に里親への委託を優先したケースワークが必要です。

【施策展開の方向性】

- 家庭復帰が難しい場合には、親族等による養育や特別養子縁組の検討など、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行い、長期間の措置を防ぐとともに、代替養育を必要とする子どもに対しては、里親への委託を優先したケースマネジメントに努めます。
- パーマネンシー保障に必要な判断・支援が行えるよう、研修の実施等により児童相談所職員の資質向上を図ります。

(2) 親子関係再構築に向けた取組

【現状と課題】

- ・ 里親や施設で生活する子どもの家庭復帰等を目的に、要保護児童対策地域協議会等を通じて市町村や関係機関との情報共有と連携を密にし、家族の状況や課題等に応じた多様な形での関係修復や再構築のための支援を行っています。
- ・ 児童相談所では、市町村で保護者支援プログラム（ペアレントトレーニング）が実施できるよう、市町村職員に対し養成研修を実施し、2019（令和元）年度の14市町村から、現在は県内全44市町村で保護者支援プログラムが実施されています。

【施策展開の方向性】

- 親子関係再構築のための支援には、多くの資源等の調整役である市町村の役割が重要であることから、今後も、切れ目のない支援に向け、児童相談所から親子ニーズ等について市町村に適切に情報提供し、市町村が策定するサポートプランに反映するなど、関係機関との役割分担のもと、連携体制を強化します。

(3) 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた支援

【現状と課題】

- ・ 保護者が不在で、かつ他に養育できる親族等がない場合や、家族再統合が極めて困難であるなど場合など、長期的に実親の養育が望めない子どもには、特別養子縁組等を検討しています。
- ・ 2024（令和6）年4月1日現在、全国で22か所の事業所が許可を受けて、養子縁組あっせん事業を実施しています。本県には、1か所の民間あっせん機関（2018（平成30）年10月1日許可）があります。
- ・ 民間あっせん機関から養子縁組のあっせんを受けた方が支払う手数料を一部補助し、養親希望者の負担を軽減することで、民間あっせん機関の取組を支援しています。

【施策展開の方向性】

- 長期的に実親の養育が望めない場合について、積極的に特別養子縁組等の検討を行います。
- 今後も、民間あっせん機関と連携し取組を支援することで、特別養子縁組等の普及促進を図ります。

6 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

(1) 里親等委託が必要なこども数の見込み

虐待など様々な事情により、家庭での養育が困難となったこどもについては、心身共に健やかに成長できるよう、家庭養育優先原則に基づき、家庭における養育環境と同様の養育環境である里親等委託を推進していくことが求められています。

本県は、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づく支援に取り組み、2029（令和11）年の里親委託率の目標を70%と設定し、里親委託等が必要なこども数を見込んでいます。

なお、「里親等委託が必要なこども数」及び「里親等委託率」の数値目標の設定は、こどもが健やかに養育される権利を保障する環境を整えるために、必要な取組を計画的に進めるものです。個々のこどもに対しては、児童相談所において家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念を十分に踏まえたアセスメントを実施し、その結果やこどもの意見・意向等を勘案した上で、こどもの最善の利益の観点から具体的な措置を行います。

【表1】現に里親等委託されているこども数及び里親等委託率の2023（令和5）年度末実績

3歳未満	3歳以上就学前	学齢期以降	計
8 (11.9%)	41 (31.1%)	105 (20.4%)	154 (21.6%)

【表2】里親等委託が必要なこども数及び里親等委託率の目標

項目	2025年 (令和7)	2026年 (令和8)	2027年 (令和9)	2028年 (令和10)	2029年 (令和11)
3歳未満	19 (31.1%)	25 (40.2%)	30 (50.0%)	36 (59.2%)	41 (69.7%)
3歳以上就学前	54 (42.7%)	61 (49.1%)	68 (55.7%)	74 (62.6%)	81 (69.9%)
学齢期以降	175 (35.5%)	210 (43.5%)	244 (51.9%)	279 (60.8%)	314 (70.1%)
計	248 (36.4%)	296 (44.4%)	342 (52.4%)	389 (61.0%)	436 (70.0%)

(算出方法等)

- ・ 2029（令和11）年の里親等委託率を70%とし、「代替養育を必要とするこども数」に、70%を乗じて2029（令和11）年の里親等委託が必要なこども数を算出します。
- ・ 2023（令和5）年度末実績と、2029（令和11）年の里親等委託が必要なこども数を基に、各年（2025～2028年）の里親等委託が必要なこども数を算出します。（端数は四捨五入）

【現状と課題】

- ・ 「前回計画」における目標指標とその達成状況は以下のとおりです。

目標指標	策定時 (2019)	現状値 (2023)	目標 (2024)
里親委託率	3歳未満	16.2%	11.9%
	3歳以上就学前		31.1%
	学齢期以上		20.4%
	合計		21.6%
			35.4%

- ・ 目標未達成の要因としては、実親の里親制度に対する理解が十分浸透していないことや、里親とこども双方の希望がかみ合わないミスマッチなどが挙げられます。

（2）里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

【現状と課題】

- ・ 「前回計画」における目標指標とその達成状況は以下のとおりです。

目標指標	策定時 (2019)	現状値 (2023)	目標 (2024)
民間フォースターリング機関の設置数	0か所	2か所	5か所

- ・ 目標未達成の要因としては、事業区域を児童相談所の管轄ごとに「中央、日立、鉾田地区」と「土浦、筑西地区」2つの区域に分け、それぞれにフォースターリング機関を設置して委託したことによるもので、県内全域のフォースターリング業務は円滑に執行できています。
- ・ 各児童相談所に里親養育支援児童福祉司を配置し、家庭養育優先原則に基づくケースマネジメントを実施しています。
- ・ 乳児院から入所が続くなど、施設への入所措置期間の長期化が見込まれるこどもについては、こどもの継続的な育ちの場を保障するため、特に里親への委託を優先した

ケースワークが必要です。

- ・ 2022（令和4）年から、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育支援、里親委託解除後における支援に至るまでの一連の包括的な里親支援（フォースタリング）業務を民間団体に委託しています。
- ・ フォースタリング業務を行う民間フォースタリング機関は、各児童相談所に加え、里親支援専門相談員が配置されている乳児院・児童養護施設と緊密に連携し、一体となって里親委託を推進しています。
- ・ これらの取組を通じて、2020（令和2）年度には17.4%であった里親等委託率が、2023（令和5）年度には4.2%ポイント増の21.6%となるなど、本県の里親等委託率は増加傾向にあるものの、全国平均（25.2%）と比べて低い状況にあります。

【施策展開の方向性】

- 児童相談所において、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念を踏まえ、里親委託を優先したケースマネジメントを徹底します。
- 里親委託の成功事例を集約し、その事例を児童相談所と民間フォースタリング機関で共有することで、里親委託の推進を図ります。
- 民間フォースタリング機関の取組状況や課題を検証し、里親支援センター制度を活用している自治体の取組等も参考に、本県の実情を踏まえた里親支援業務の実施体制を検討します。

（3）必要な里親・ファミリーホーム数の確保

【現状と課題】

- ・ 「前回計画」における目標指標とその達成状況は以下のとおりです。

目標指標	策定時 (2019)	現状値 (2023)	目標 (2024)
養育里親の登録数	117組	337組	405組

- ・ 目標未達成の要因としては、里親候補者は戸籍上の親子関係を築く「養子縁組」を希望する者が多く、里子と実親の親子再統合を目指した一定期間だけ養育する「養育里親」に対する理解が十分に浸透していないことが推測されます。社会的養護を担う公器としての養育里親に対する理解促進・啓発が重要です。
- ・ 2024（令和6）年3月31日現在、本県には、養育里親337組、専門里親12組、養子縁組117組の登録があります。

組里親224組（うち148組は養育里親と重複）、親族里親18組が登録されており、里親登録数の合計は443組となっています。

- ・ また、実際に児童が委託されている養育里親（ファミリーホームを含む。）の数は2024（令和6）年10月現在81組であり、登録されている里親の数に占める割合は24.0%となっており、里親の意向等（養子縁組希望、性別や年齢の希望など）から実際の里親委託に結びついていない現状にあります。
- ・ 今後、里親等委託を推進するためには、代替養育を必要とすることもを幅広く受け入れができる養育里親、ファミリーホームを中心として、社会的養護の受け皿となる里親等を確保する必要があります。
- ・ 本県では、各児童相談所に里親養育支援児童福祉司を配置するとともに、「里親支援専門相談員」を配置する県内20か所の乳児院及び児童養護施設、児童家庭支援センター並びに茨城県里親連合会を「里親支援機関」に指定し、協働してセミナーの開催等による里親制度の普及啓発活動を実施しています。

【施策展開の方向性】

- 児童の養育に係る専門性や経験を有する乳児院及び児童養護施設、茨城県里親連合会などの関係団体と連携を図りながら、里親制度の普及活動やリクルート活動を実施し、代替養育を必要とすることもを幅広く受け入れができる養育里親、ファミリーホームを中心として、社会的養護の受け皿となる里親等を確保します。
- 里親登録に必要な研修では、養育里親に必要な専門的なスキルや心構えを習得できるよう研修内容を充実するとともに、未委託里親向けの研修では、養育のためのスキルアップを図り、委託につながるよう研修方法や内容について必要な検討を行います。

【整備目標】

項目	現状値 2023（令和5）年	目標値 2029（令和11）年
養育里親、専門里親、養子縁組里親、 親族里親の里親登録数	443組	700組
ファミリーホーム数	9か所	15か所

7 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

(1) 施設で養育が必要なこども数の見込

2024（令和6）年3月31日現在、施設入所しているこども数は560人です。今後人口減少に伴う代替養育を必要とするこども数の減少や、家庭養育優先原則に基づく里親等委託の増加により、施設入所こども数は減少していくことが見込まれます。

【表1】施設で養育が必要なこども数の見込

項目	2025年 (令和7)	2026年 (令和8)	2027年 (令和9)	2028年 (令和10)	2029年 (令和11)
3歳未満	42	36	30	24	18
3歳以上就学前	73	63	54	45	35
学齢期以降	318	272	227	180	134
計	433	371	311	249	187

(算出方法等)

- 各年の「代替養育を必要とするこども数」から「里親等委託が必要なこども数」を減じて得た数により算出しています。

(2) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

今後、家庭養育優先原則に基づく里親等委託の増加等により、施設に入所する子どもの数は減少していく見込みですが、ケニアーズの高いこどもに対して、より短期間のうちに集中的に専門的なケアを提供する施設の重要性は今後も増大することが見込まれます。

社会的養護経験者インタビュー調査では、「自分が反抗期のときに、相当大変だったと思うけど、自分の意見や思いをぶつけられた」「真摯に受けとめてくれた」「担当の職員がいなかつたら、自分がどうなっていたか分からない」との意見がありました。

本県では、施設の役割・機能を縮小させるのではなく、施設がこれまで培ってきた養育のノウハウや専門人材を活かし、地域の社会的養育を支える拠点として、これまで以上に専門的な役割を担ってもらうための取組を支援します。

【現状と課題】

- 「前回計画」における目標指標とその達成状況は以下のとおりです。

目標指標	策定時 (2019)	現状値 (2023)	目標 (2024)
小規模グループケア数	42か所	63か所	61か所
地域小規模児童養護施設数	10か所	16か所	21か所

- 目標未達成の要因としては、地域小規模児童養護施設を設置するための土地購入・建物工事等の費用、配置職員の確保等の問題があったと考えられます。施設整備の補助事業の実施を継続するとともに、賃貸物件の活用を促進していくことが重要です。
- 「できる限り良好な家庭的環境」、すなわち小規模かつ地域分散化された施設である地域小規模児童養護施設又は分園型小規模グループケアは、2024年（令和6）年3月31日現在、児童養護施設10施設20か所設置されています。
- 近年の児童相談所における児童虐待相談対応件数の増加等に伴い、一時保護の件数が増加し、児童養護施設等への一時保護委託数は、2019（令和元）年の333件に対して、2023（令和5）年は423件と約1.3倍に増加しています。
- 本県では、一時保護の増加に伴い、施設に対する一時保護委託数が増加していることから、児童養護施設での一時保護専用施設の設置を推進しており、2024年（令和6）年10月1日現在、児童養護施設4施設で一時保護専用施設を運用しています。
- 里親委託を推進するため、里親支援業務を包括的に実施する民間フォースターリング機関を県内の乳児院や児童養護施設等が協働で受託し、各施設が培ってきた経験や専門性を活かした里親支援業務を実施しています。
- 各施設では、施設機能を活かし、地域の市町村と連携し、地域のニーズに応じて子育て短期支援事業（ショートステイ）等の家庭支援事業を市町村から委託を受けて実施しています。

【施策展開の方向性】

- 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念の下、代替養育を必要とするこども数に対して十分な里親・ファミリーホーム数を確保するとともに、保護が必要なこどもの行き場がなくなることのないよう、施設を含めた社会的養護の受け皿を確保します。
- 特に、施設での養育を必要とするこどもに対しては、できる限り家庭的で高機能化された養育環境の下に、専門的なケアが求められていることから、乳児院及び児童養

護施設の小規模かつ地域分散化を推進します。

- 各施設における小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換の取組が進むよう、制度変更等の国の動向、市町村の家庭支援事業の実施状況等の情報を共有するとともに、各施設の計画の検討状況・課題等について随時ヒアリングを行い、個々の実情を把握し、適切な助言・支援を行います。
- 一時保護が必要なこどもに対して適切な支援が行えるよう、一時保護件数の推移を見極めつつ、児童養護施設における一時保護専用施設の設置促進を図ります。
- 民間フォースターリング機関の取組状況や課題を検証し、里親支援センターの設置等、本県の実情を踏まえた里親委託推進体制を検討します。
- 施設の基幹的職員に対する研修を実施し、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化等に必要な職員の資質向上を図ります。

【整備目標】

項目	現状値 2023（令和5）年	目標値 2029（令和11）年
小規模かつ地域分散化した施設数	20か所	50か所

8 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

（1）自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み

義務教育を終了し、児童養護施設等を退所し又は里親等の委託を解除された児童等（退所等理由が家庭復帰や措置変更を除く。以下、「退所者等」という。）は、2023（令和5）年度実績は53人であり、2019（令和元）年度から2023（令和5）年度までの5年間の平均は約56人です。

また、こどもを入所させ、共同生活による生活指導や就業支援などの相談援助を行う児童自立生活援助事業の支援を受けている者は、2024年（令和6）年10月1日時点で40人です。

本県における自立支援を必要とする社会的養護経験者等の人数については、退所者等と児童自立生活援助事業の支援を受けている者を合わせた数とし、毎年138人程度で推移していくものと見込んでいます。

【表1】自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み（単位：人）

項目		2025年 (令和7)	2026年 (令和8)	2027年 (令和9)	2028年 (令和10)	2029年 (令和11)
退所者等	退所後1年目	56	56	56	56	56
	同2年目	28	28	28	28	28
	同3年目	14	14	14	14	14
児童自立生活援助事業 対象者		40	40	40	40	40
計		138	138	138	138	138

(算出方法等)

- ・ 退所者等は、今後も56人程度で推移していくと見込んでいます。
- ・ 56人の退所者等は、退所後概ね3年間支援を継続し、1年目は全員が自立支援を必要とし、1年経過するごとに半減すると仮定して積算しています。
- ・ 児童自立生活援助事業の支援を受けている者の数は、今後も40人程度で推移していくと見込んでいます。

（2）社会的養護経験者等の自立に向けた取組

社会的養護の下で育ったこどもは、児童養護施設等を退所し又は里親等の委託を解除された後、家庭に頼ることも難しく、精神的又は経済的に不安定な状況に置かれ、社会の中で自立して生活していくに当たって困難を抱える場合があります。

社会的養護経験者インタビュー調査でも、「どうとう施設を出るときが来たのかと不安だった。これから先どうなるのだろうと思った」「これから食事をどうしようとか不安だった」「金銭感覚がわからなくて不安だった」との意見がありました。

支援を必要とする社会的養護経験者等の個別の状況を踏まえ、必要な情報の提供、相談・助言、関係機関との連絡調整等の支援を行う体制の充実が求められています。

【現状と課題】

- ・ 里親等への委託や児童養護施設等への入所の措置は、原則18歳までですが、進学や就労したもののが不安定で継続的な支援が必要であると考えられる場合は、本人の意向等を確認し、必要に応じて措置を延長しています。
- ・ 児童養護施設等に入所中のこどもに対する就職に必要な資格取得費用や、児童養護

施設等を退所して就職又は大学等に進学した者（保護者等からの経済的な支援が見込まれない者に限る。）に対する家賃、生活費の貸付けを行っています。

- ・ 児童養護施設等に入所しているこどもに対して、就業促進のための運転免許取得費用の一部助成を行っています。
- ・ 一方、社会的養護経験者インタビュー調査では、「大学に入る費用を考えたら、大学に行くのは現実的ではないと思った」との意見がありました。
- ・ 児童養護施設を運営する社会福祉法人に、社会的養護自立支援拠点事業（以下「拠点事業」という。）を委託し、児童養護施設退所者等の社会的自立に向け、就労・進学継続に向けた入所中の相談体制及び退所後のアフターケアの充実を図っています。
- ・ 社会的養護経験者インタビュー調査でも、「施設退所前に、拠点事業職員を紹介されて、退所後は、3か月に1回くらい状況確認に来てくれて相談できた。すごく安心することができた」との意見がありました。
- ・ 2024（令和6）年10月1日現在、児童自立生活援助事業を行う自立援助ホームは、県内に7か所あります。

【施策展開の方向性】

- 令和4年改正児童福祉法により、自立援助ホーム以外の場所でも児童自立生活援助事業が実施できるようになったことを踏まえ、措置解除後も自立支援が必要な者に対し、住み慣れた、安心して過ごせる場所における継続した自立支援を推進します。
- 児童養護施設等を退所するこどもの社会的自立に向け、入所中の相談体制及び退所後のアフターケアの充実を図るなどの支援に取り組みます。
- 社会的養護自立支援拠点事業を委託している社会福祉法人と連携し、自立支援を必要とする社会的養護経験者等の実情を把握するとともに、施設退所者等に対する自立支援施策について、当事者であるこどもたちに広く周知する仕組み等について、必要な検討を行います。
- 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の推移を見極めつつ、自立援助ホームの運営や整備等に対して支援を行います。

【整備目標】

項目	現状値 2023（令和5）年	目標値 2029（令和11）年
児童自立生活援助事業の入所定員	36人	65人

9 児童相談所の強化等に向けた取組

【現状と課題】

- ・ 国では、2022（令和4）年12月に「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を策定し、児童福祉司等の増員や弁護士の配置等による法的対応体制の強化、児童相談所職員に対する研修の実施等による専門性の向上のほか、こども家庭ソーシャルワーカー資格の取得促進を図ることとしています。
- ・ 本県においても、「茨城県子どもを虐待から守る条例」において、児童福祉司等の専門職員について、国の定める基準を超える人数の配置等の体制強化に努めることとしています。
- ・ また、本県の児童相談所における相談対応件数は、2013（平成25）年度以降増加傾向にあり、2023（令和5）年度は全相談件数が7,775件となり、その内虐待相談が4,134件と全体の約半数を占めています。
- ・ 特に虐待相談については、複雑化、困難化した事案が増加し、一時保護や法的対応等が必要となる事案も増えており、それらの事案に迅速かつ適切な対応を図るため、児童福祉司等の増員や職員の資質向上等の児童相談所の体制強化が必要です。

【施策展開の方向性】

- 児童相談所において、児童虐待発生時の迅速・的確な対応を確保するとともに、里親等委託の推進や、市町村の相談支援の強化等を図るため、職員の確保を進めていくとともに、特に、新たに確保した児童福祉司等については経験が浅いことから、研修の機会を設けることで成長の機会を確保していくとともに、指導的役割を担う中堅職員（スーパーバイザー）を育成するなど、職員の資質向上に積極的に取り組み、組織体制の充実を図ります。
- A I を活用した相談支援記録・判断ツールの導入など、児童相談所業務のDX（デジタルトランスフォーメーション）を進めることで、業務効率化により児童相談所職員の負担軽減を図り、より良い支援に向けたこどものためのケースワークに集中できる環境整備に取り組みます。

【整備目標】

項目	現状値	目標値
	2023（令和5）年	2029（令和11）年
児童福祉司スーパーバイザーの配置数	22人	30人
こども家庭ソーシャルワーカーの養成 に係る研修の受講者数	—	5人

10 障害児入所施設における支援

障害児入所施設は、被虐待児童が入所することもあり、社会的養護を担う重要な施設です。障害児入所施設においても、障害に対する正確な理解と障害特性に応じた環境の提供に加え、できる限り良好な家庭的環境の下で支援を行う必要があります。

【現状と課題】

- ・ 2024（令和6）年10月現在、福祉型障害児入所施設は県内に7か所あり、このうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」を整備している施設はありません。

【施策展開の方向性】

- 障害児入所施設においては、「良好な家庭的環境」において養育されるよう、国の動向や制度変更等の情報を共有するとともに、個々の実情を把握し、ユニット化等によりケア単位の小規模化を推進します。

別掲2、及び別掲3に係る用語解説

用語	解説
児童虐待	<p>児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条の規定においては、保護者がその監護する児童について行う次に掲げる行為をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体的虐待 ・性的虐待 ・ネグレクト（養育の怠慢・拒否） ・心理的虐待
身体的虐待	<p>「児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。」</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・打撲傷、アザ、骨折、頭部外傷、タバコによる火傷を負わせる。 ・首を絞める、殴る、蹴る、叩く。 ・乳幼児を激しく揺さぶる。 ・戸外に締め出す。 ・意図的にこどもを病氣にする。等
性的虐待	<p>「児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。」</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こどもと性交や性的な行為をする。 ・こどもに性器や性交を見せる。 ・こどもの身体に触ったり、身体を触らせたりする。 ・わいせつな写真などの被写体になる事を強要する。等
ネグレクト（養育の怠慢・拒否）	「児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる

用語	解説
	<p>行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。」</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事が不十分、衣服・住居が著しく汚いなど、子供の健康を損なう状況に置く。 ・重大な病気でも病院に連れて行かない。 ・子どもの意思に反して登校させない。 ・乳幼児を車や自宅に放置する。 ・保護者以外の同居人による虐待を放置する。等
心理的虐待	<p>「児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の提出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。」</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「死んでしまえ」、「お前なんか生まれてこなければよかつた」などの暴言を吐く。 ・他のきょうだいと著しく差別する。 ・配偶者への暴力（DV）を子どもの目の前で行う。 ・他のきょうだいに虐待を行う。等
社会的養護	保護者のない子どもや、保護者に監護させることが適当でない子どもを、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。
社会的養育	社会が子どもの養育に対して、保護者とともに責任を持つという考え方に基づき、全ての子どもを対象として支援を行う考

用語	解説
	え方を表したものであり、「社会的養護」だけでなく、市区町村が行う地域における子育て支援施策全般も含まれます。
代替養育	社会的養護のうち、こどもを保護者と分離し、里親や施設による養育を行うことです。
パーマネンシ—保障	<p>社会的養護を受けるこどもに対して、「永続的な家族」、すなわち「継続的な養育を行い、生涯にわたって変わらない居場所と、情緒的な結びつきを保つ家族」を実現しようとする理念です。</p> <p>この理念に基づくケースマネジメントは以下のとおりです。</p> <p>①まずは、親子分離をしないための予防的支援による家庭維持、又は迅速な家庭復帰に最大限の努力を行い、それが困難と判断された場合に、</p> <p>②親族による養育（親族里親）、さらには特別養子縁組を検討し、これらがこどもにとって適当でないと判断された場合に、</p> <p>③里親・ファミリーホームへの委託や、児童福祉施設等への措置を検討します。</p> <p>④また、一度代替養育を開始しても、その時点から家庭に対する支援を最大限行い、家庭復帰を目指す、又は親族等による養育や特別養子縁組の検討を継続します。</p>
家庭養育優先原則	<p>こどもが家庭において心身ともに健やかに養育されることを原則とし、家庭での養育が困難な場合、すなわち代替養育が必要となつた場合は、「家庭における養育環境と同様の養育環境」となるよう必要な措置を講じ、それも適当でない場合は、「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう必要な措置を講じる、という養育環境を決定する際の考え方です。</p> <p>家庭養育優先原則に基づくケースマネジメントは以下のとおりです。</p> <p>① まずは、こどもが家庭において健やかに養育されるよう、保護者</p>

用語	解説
	<p>を支援します。</p> <p>② 家庭における養育が適当でない場合、こどもが養子縁組・里親・ファミリーホーム（「家庭における養育環境と同様の養育環境」）において継続的に養育されるよう、必要な措置を講じます。</p> <p>③ ②の措置が適当でない場合、こどもが施設において地域小規模児童養護施設・分園型小規模グループケア（「できる限り良好な家庭的環境」）で養育されるよう、必要な措置を講じます。</p> <p>（児童福祉法第3条の2）</p>
里親	<p>代替養育先の一つ。保護者のいないこどもや、虐待などの理由により保護者が養育することが適当でないこどもを、自分の家庭に迎え入れて養育する人を指します。</p> <p>里親の種類は、養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親があります。</p>
養育里親	<p>保護者がこどもを引き取れるようになるまで、又はこどもが自立するまでの一定期間養育する里親です。所定の研修を受けるなど一定の要件を満たす必要があります。</p>
専門里親	<p>養育里親のうち、虐待や非行、障害などの理由により、専門的な援助を必要とするこどもを養育する里親です。</p> <p>養育里親の要件に加え、養育里親として3年以上の委託児童の養育を経験し、専門里親研修を修了する必要があります。</p>
養子縁組里親	<p>養子縁組によって、こどもの養親になることを希望する里親です。</p>
親族里親	<p>親や監護する者が死亡、行方不明、拘禁、入院などにより、こどもを養育できない場合に、祖父母などの親族が里親としてそのこどもを養育する場合の里親です。</p>
ファミリーホーム	<p>養育里親である養育者の住居（ファミリーホーム）において、</p>

用語	解説
	こども5～6人の養育を行うもので、養育里親を大きくした里親型グループホームです。 小規模住居型児童養育事業ともいいます。
児童養護施設	代替養育先の一つ。保護者のいないこどもや、虐待などの理由により保護者が養育することが適当でないこどもを入所させて養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設です。
乳児院	代替養育先の一つ。家庭での養育が困難である乳児を入所させて養育し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設です。
福祉型障害児入所施設	代替養育先の一つ。障害のあるこどもを入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設です。なお、これらの福祉サービスと併せて治療を行う施設を「医療型障害児入所施設」といいます。
意見聴取等措置	児童福祉法33条の3において、都道府県知事又は児童相談所長は、里親委託、施設入所等の措置や、一時保護を行う場合等は、こどもの最善の利益を考慮するとともに、こどもの意見又は意向を勘案して措置等を行うために、あらかじめ、年齢、発達の状況その他のこどもの事情に応じ意見聴取その他の措置（意見聴取等措置）をとらなければならないと規定されています。
意見表明等支援事業	上記の児童相談所等の意見聴取等の対象となっているこども等を対象に、こどもの福祉に関し知識又は経験を有する者（意見表明等支援員）が、意見聴取等によりこどもの意見又は意向を把握するとともに、それを勘案して児童相談所、都道府県その他関係機関との連絡調整等の支援を行う事業です。

用語	解説
子どものための権利ノート	子どもの権利について、子どもが理解できるよう平易な文章で説明した冊子です。子どもを里親への委託したときや、施設に入所したときに子どもに配付し説明しています。
被措置児童等虐待	<p>施設職員等が被措置児童等に行う虐待行為をいいます。</p> <p>「施設職員等」とは、ファミリーホームに従事する者や里親とその同居人、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関、一時保護所の職員等をいいます。</p> <p>「被措置児童等」とは、ファミリーホーム及び里親に委託され、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関、一時保護所に入所している子どもをいいます。</p>
こども家庭センター	<p>市町村の母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行うことにより、全ての妊娠婦、子育て世帯、子どもに対し、出産前から子育て期にかかる切れ目のない支援を実施するとともに、虐待への予防的な対応を始めとする相談支援体制の強化を図ることを目的として、市町村が設置に努めることとされた機関です。</p> <p>家庭支援事業をはじめとする具体的な支援を届けていくための中核的機能を有します。</p>
家庭支援事業	<p>子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うため、令和4年改正児童福祉法において、以下の6つをまとめて「家庭支援事業」と総称することとなりました。</p> <p>①子育て世帯訪問支援事業、②児童育成支援拠点事業、③親子関係形成支援事業、④子育て短期支援事業、⑤養育支援訪問事業、⑥一時預かり事業</p> <p>また、市町村は、家庭支援事業の利用が必要と認められた者に</p>

用語	解説
	ついて、その利用を勧奨しなければならず、また勧奨しても利用することが著しく困難な場合は利用の措置を行い、事業による支援を提供することができます。
子育て世帯訪問支援事業	訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。
児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える児童等に対して、居場所となる場を開設し、学習支援や食事の提供、関係機関へのつなぎ等を行う事業です。
親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱える保護者に対して、講義、グループワーク等を内容としたペアレント・トレーニングを実施するなど、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業です。
子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭における養育が一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において必要な養育・保護を行う事業です。
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談・指導・助言その他必要な支援を行う事業です。
一時預かり事業	一時的に家庭での保育が困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、保育所等で乳幼児を一時的に預かる事業です。
児童家庭支援センター	地域の児童の福祉に関する様々な問題について、こどもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必

用語	解説
	要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、保護を要するこども又はその保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行う機関です。
特定妊婦	出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦をいいます。
妊娠婦等生活援助事業	家庭生活に支障が生じている特定妊婦や出産後の母子等について、生活すべき住居に入居又は当該事業に係る事業所その他の場所に通いによる食事の提供、その他日常生活を営むために必要な便宜の供与、その者の監護すべき子どもの養育に係る相談及び助言、母子生活支援施設やその他関係機関との連絡調整、特別養子縁組に係る情報の提供やその他の必要な支援を行う事業です。
一時保護専用施設	児童養護施設等において、本体施設の定員とは別に小規模なグループケアによる一時保護を実施する施設です。
特別養子縁組等	特別養子縁組と普通養子縁組のこと。 ・ 特別養子縁組 実親（生みの親）との法的な親子関係を解消し、養親（育ての親）と新たな親子関係を結ぶものです。 ・ 普通養子縁組 実親との法的な親子関係を終了しないままの養育になります。
フォースタリング業務 (里親支援業務)	里親支援業務のことを指します。里親制度の普及啓発、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、こどもと里親家庭のマッチング、こどもの里親委託中における里親養育支援、里親委託措置解除後における

用語	解説
	る支援に至るまでの一連の里親支援業務です。原則は都道府県の業務として位置づけられています（児童福祉法第11条第1項第2号ト）が、都道府県以外の団体に委託することができます。
フォースタリング機関	一連のフォースタリング業務を包括的に実施する機関です。
民間フォースタリング機関	都道府県知事から一連のフォースタリング業務の包括的な委託を受けた民間機関です。
里親支援機関	里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く児童養護施設や乳児院、公益法人やNPOなど、里親支援事業の一部又は全部を行う主体として都道府県知事から指定された機関です（都道府県からの委託の有無は問わない）。それぞれの特色に応じて、分担・連携し、里親制度の普及促進、里親委託推進、里親支援事業を行います。
里親支援センター	一連のフォースタリング業務を包括的に行う「フォースタリング機関」であり、また、里親及び里親に養育されるこども並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行うことを目的とした児童福祉施設で、令和4年改正児童福祉法により新たに規定されました。
小規模かつ地域分散化された施設	地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアを指し、最大でも6人以下のこどもとケアワーカーが生活単位を構成します。
社会的養護自立支援拠点事業	社会的養護経験者等の孤立を防ぎ、必要な支援に適切につなぐため、設備を整え、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談・助言、これらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整等を行う事業です。
児童自立生活援助事業	義務教育を終了（中学校を卒業）したこどもなどを対象に、こ

用語	解説
	<p>これらの者が共同生活を営むべき住居において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援等を行う事業です。</p> <p>事業の実施場所により、以下の類型があります。</p> <p>(1) 児童自立生活援助事業所Ⅰ型 共同生活を営む住居（自立援助ホーム）</p> <p>(2) 児童自立生活援助事業所Ⅱ型 児童養護施設等</p> <p>(3) 児童自立生活援助事業所Ⅲ型 ファミリーホーム又は里親の居宅</p>
児童福祉司	児童福祉法に基づき児童相談所に配置される専門職員で、子どもの福祉に関する相談の対応や専門的技術に基づく指導等を行います。
児童心理司	児童相談所に配置される心理の専門職員で、子どもの相談に応じ、診断面接、心理検査、観察などによって、心理診断などを行います。また、各種心理療法を行い、課題の解決を支援します。
こども家庭ソーシャルワーカー	こども家庭福祉分野における人材の専門性の向上を図る観点から創設された資格であり、虐待を受けた子どもの保護等の専門的な対応について十分な知識・技術を有し、一定の実務経験のある有資格者や現任者が国の基準を満たす研修や試験を経て取得できます。

（こども家庭庁ウェブサイト等から作成）

目標指標一覧

施策	指標名	現状値 (2023 年度)	目標値 (2029 年度)
施策 1	将来の夢や希望を持っている児童生徒の割合 (文部科学省「全国学力・学習状況調査（児童、生徒質問調査）」)	15 位	10 位
施策 2	里親委託率 (厚生労働省「福祉行政報告例」)	21. 6%	70. 0%
	高等職業訓練促進給付金の受給者数 (こども家庭庁「母子家庭の母等の就業実績等調査」)	240 件	300 件
	小規模かつ地域分散化した施設数 (茨城県調査)	20 箇所	50 箇所
	県内のこども食堂の数 (認定 NPO 法人 全国こども食堂支援センター・むすびえ調査)	183 箇所	546 箇所
	こども家庭センターを設置する市町村数 (こども家庭庁調査)	—	44 市町村
施策 3	妊娠・出産について満足している者の割合 (こども家庭庁「乳幼児健康診査問診回答状況」)	87. 3% (2022 年度)	92. 3%
	待機児童数（各年 4. 1 現在） (こども家庭庁「保育所等利用待機児童数調査」)	5 人	0 人 (2025 年度)
施策 4	課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいる生徒の割合 (文部科学省「全国学力・学習状況調査（生徒質問調査）」)	15 位	10 位
	小中義務教育学校における不登校児童生徒が、学校内外の機関等での相談・指導等を受けている割合 (文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」)	62. 0%	100%
施策 5	県の結婚支援事業による成婚数（経年累計） (茨城県調査)	2, 790 組	3, 690 組
施策 6	県内企業の 1 か月当たり所定外労働時間数 (厚生労働省「毎月勤労統計調査（地方調査）」)	10. 1 時間	7. 1 時間
	6 歳未満のこどもを持つ世帯の夫の家事・育児時間 (1 日当たり) (総務省「社会生活基本調査」)	85 分 (2021 年度)	114 分 (2026 年度)
	放課後児童クラブの実施箇所数 (茨城県調査)	1, 167 箇所	1, 237 箇所

※太字は主要指標

こども・若者に関する主な相談窓口

◇子どもホットライン

<https://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/kodomo/index.html>

電話 029-221-8181

◇いばらき子どもＳＮＳ相談

<https://pref-ibaraki.coco-chaport.jp/>

◇いじめ・体罰解消サポートセンター

<https://www.edu.pref.ibaraki.jp/ijimekaisho/index.html>

◇いばらき虐待ホットライン

電話 0293-22-0293

<https://www.pref.ibaraki.jp/bugai/josei/seishonen/sodan2/pc/ppage631100000.html>

◇児童相談所虐待対応ダイヤル

電話 189（いちはやく）

※ 地域の児童相談所へ繋ぎます。

◇親子のための相談ＬＩＮＥ

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/seisyonen/jido/oyakosoudanline.html>

◇ヤングケアラーの相談窓口一覧

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/fukushi/chiiki/carer/c-yc/soudan.html>

◇青少年と保護者のための相談窓口一覧

<https://www.pref.ibaraki.jp/bugai/josei/seishonen/sodan2/pc/pichiran.html>

◇いばらき妊娠・子育てほっとライン

https://www.kids.pref.ibaraki.jp/kids/birth02_03/

◇いばらき妊活・不妊オンライン相談

https://www.kids.pref.ibaraki.jp/kids/birth01_4/

◇不妊専門相談センター

https://www.kids.pref.ibaraki.jp/kids/birth01_01_05/xs=MAw1EmH76wHX/

◇流産・死産を経験された方の相談窓口

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/syousika/guri-hukea.html>

◇相談窓口（茨城県記載箇所）

<https://www.cfa.go.jp/children-inquiries/ibaraki>

※県及び国のホームページURLを掲載しています。

令和 7 年第 1 回定例会

保健福祉医療委員会資料

- 令和 6 年度補正予算・条例
- 令和 7 年度当初予算・条例

令和 7 年 3 月 13 日

福 祉 部

目 次

令和6年度補正予算・条例等

【補正予算】

- ・第45号議案 令和6年度茨城県一般会計補正予算（第8号） 3
- ・第52号議案 令和6年度茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号） 4

【条例等】

- ・第66号議案 茨城県健やかこども基金条例の一部を改正する条例 11
- ・第76号議案 権利の放棄について（母子・父子・寡婦福祉資金貸付金） 12

令和7年度当初予算・条例

【当初予算】

- ・第1号議案 令和7年度茨城県一般会計予算 13
- ・第8号議案 令和7年度茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計予算 13

【条例】

- ・第34号議案 栄養士法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例 25
- ・第35号議案 児童福祉法に基づき一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 26
- ・条例改正議案 新旧対照表 36

令和6年度補正予算・報告

第45号議案

令和6年度 茨城県一般会計補正予算（第8号）

○ 一般会計補正予算（福祉部分）

[歳 出]

(単位:千円)

	6年度当初	補正前の額	今回補正額	最終予算額
福祉部予算額	94,008,990	94,431,500	9,608,101	104,039,601
7款) 福祉費※	92,717,148	93,139,375	9,909,949	103,049,324
15款) 教育費 (私学振興費等)	1,291,842	1,292,125	△301,848	990,277

※保健医療部分を除く。

[繰越明許費補正]

(単位:千円)

	補正前の額	補正額	計
福祉部合計	—	5,848,728	5,848,728
7款) 福祉費	—	5,848,728	5,848,728
1項) 福祉政策費	—	201,199	201,199
2項) 生活保護費	—	136,516	136,516
3項) 障害福祉費	—	2,118,341	2,118,341
4項) 長寿福祉費	—	3,078,934	3,078,934
5項) 児童福祉費	—	313,738	313,738

[地方債補正]

(単位:千円)

起債の目的	補正前限度額	補正額	補正後の限度額
放課後児童クラブ整備事業	114,100	△84,400	29,700
保護施設整備事業	35,600	△700	34,900
児童福祉施設整備事業	210,800	3,200	214,000
老人福祉施設整備事業	473,400	△240,900	232,500
障害福祉施設整備事業	6,370,000	△6,123,700	246,300
総合福祉社会館整備事業	136,000	—	136,000
(合計)	7,339,900	△6,446,500	893,400

第52号議案

令和6年度 茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）

[歳入歳出予算の補正]

(単位:千円)

	補正前の額	補正額	計
歳 入	360,264	700	360,964
歳 出	360,264	700	360,964

○福祉部の主な事業

【令和6年度補正予算】

- ・ 福祉施設等物価高騰対策支援関連事業、
私立学校等物価高騰対策支援関連事業 6

- ・ 処遇改善関連事業 9

主要事業等の概要（案）

福祉部 福祉人材・指導課、長寿福祉課、障害福祉課、子ども未来課、青少年家庭課

事業名又は議案の 名 称	福祉施設等物価高騰対策支援関連事業 私立学校等物価高騰対策支援関連事業 事業名：保護施設物価高騰対策支援事業（福祉人材・指導課） 介護施設等物価高騰対策支援事業（長寿福祉課） 障害者施設物価高騰対策支援事業（障害福祉課） 幼児教育・保育施設物価高騰対策支援事業（子ども未来課） 児童養護施設等物価高騰対策支援事業（青少年家庭課）
1 予算額	1, 197, 939千円 各事業の予算額 保護施設物価高騰対策支援事業： 5, 341 千円 介護施設等物価高騰対策支援事業： 863, 695 千円 障害者施設物価高騰対策支援事業： 135, 470 千円 幼児教育・保育施設物価高騰対策支援事業： 181, 097 千円 児童養護施設等物価高騰対策支援事業： 12, 336 千円
2 現況・課題	福祉施設等においては、エネルギー価格や食材料費の高騰により、光熱水費等の負担が増大している。
3 必要性・ねらい	上記のような環境下において、健全な施設運営を図るため、光熱水費等の負担が増大している福祉施設事業者等に対して支援を行う。
4 事業の内容	<p>(1) 事業概要 光熱水費及び食材料費の高騰による負担を軽減するための支援金の支給</p> <p>(2) 対象経費 福祉施設等の光熱水費及び食材料費の高騰分</p> <p>(3) 施設数及び支給額</p> <p>① 施設数</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 高齢者施設 4, 172 施設 イ 障害者施設 3, 687 施設 ウ 児童養護施設等 40 施設、里親 150 組 エ 保護施設(救護施設) 5 施設 オ 私立幼稚園・保育所等 1, 047 施設 <p>※食材料費については、上記施設のうち、食事の提供が必要な入所系福祉施設及び保育施設等が対象。</p> <p>② 支給額</p> <p>ア 光熱水費</p> <p style="margin-left: 2em;">支給額=R 5 光熱水費 × 4.1% (物価上昇率) $\times 1/2$ (補助率)</p> <p>※訪問介護等の訪問系サービス事業所に対しては、車両燃料費の高騰分を別途支給。</p> <p>イ 食材料費</p> <p style="margin-left: 2em;">支給額=施設種別毎の 1 人当たり食材料費単価 \times利用者数</p> <p>※食材料費単価は、1 人当たり平均食材料費の物価上昇率を考慮して設定。</p>
5 参考事項	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用



福祉施設等物価高騰対策支援関連事業

【R6最終補正予算額 1,017百万円】

福祉部福祉人材・指導課保護G	(029-301-3164)
長寿福祉課介護保険指導・監査G	(029-301-3343)
障害福祉課自立支援G	(029-301-3363)
青少年家庭課児童育成G	(029-301-3258)

エネルギー価格や食材料費の高騰により増大する福祉施設の負担を軽減し、健全な施設運営を図るため、福祉施設事業者等に対して光熱水費等の支援を行います。

光熱水費

【事業概要】光熱水費の高騰による負担を軽減するため支援金を支給

【対象経費】福祉施設等の光熱水費の高騰分

1 高齢者施設 (490百万円)

支給先：高齢者施設等
対象数：4,172施設



3 児童養護施設等 (4百万円)

支給先：児童養護施設・里親等
対象数：40施設、里親150組



2 障害者施設 (111百万円)

支給先：障害者施設等
対象数：3,687施設



4 保護施設（救護施設） (2百万円)

支給先：保護施設（救護施設）
対象数：5施設



※訪問介護等の訪問系サービス事業所については、車両燃料費の高騰分を含む

食材料費

【事業概要】食材料費の高騰による負担を軽減するため支援金を支給

【対象経費】食事の提供が必要な入所系福祉施設の食材料費の高騰分
【対象数】1,499施設 (410百万円)



私立学校等物価高騰対策支援関連事業

【R6最終補正予算額 202百万円】

福祉部子ども政策局子ども未来課企画・幼稚園G
(029-301-3252)
教育庁総務企画部私学振興室
(029-301-2249)
保健医療部医療局医療人材課人材育成G
(029-301-3151)

エネルギー価格の高騰により増大する私立学校等の負担を軽減し、健全な学校経営の維持を図るため、光熱水費等の負担が増大している私立学校等に対して支援を行います。

【事業概要】光熱水費等の高騰による私立学校等の負担を軽減するため支援金を支給

【対象経費】各学校・養成所・幼稚園等の光熱水費等の高騰分

1 私立幼稚園・保育所等 (181百万円)

支給先：私立幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育施設、認可外保育施設を設置する法人及び個人

対象数：687法人1,047施設



2 私立高等学校等 (20百万円)

支給先：私立小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、専修学校、各種学校を設置する学校法人

対象数：56法人89校



3 医療関係職種養成所 (1百万円)

支給先：看護師等養成所・その他医療関係職種養成所※を設置する法人

※理学療法士課程、言語聴覚士課程、歯科衛生士課程、歯科技工士課程

対象数：16法人16校



主要事業等の概要（案）

福祉部 長寿福祉課、障害福祉課

事業名又は議案の 名 称	待遇改善関連事業【新規】														
1 予 算 額	2, 241, 082千円														
2 現況・課題	国の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）において、介護・障害福祉職員の賃金が、他の職種と比べ低い水準であること踏まえ、必要な人材を確保するため、更なる待遇改善に必要な財政措置が示されたところ。														
3 必要性・ねらい	介護・障害福祉施設職員の待遇を改善するため、賃金の引上げ及び職場環境改善のための取組を行うことを前提として、介護・障害福祉施設に必要な費用を補助する。														
4 事業の内容 (事業フロー、 年次別・全体計 画等)	<p>[事業概要]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">事業名（予算額）</th> <th style="width: 20%;">補助率</th> <th style="width: 30%;">内 容</th> <th style="width: 20%;">補助対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護人材確保・職場 環境改善等事業 (1, 586, 712千円)</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">国10/10</td> <td rowspan="2">介護・障害福 祉施設職員の 賃上げ及び職 場環境改善に 対する補助 (※)</td> <td rowspan="2">介護・障害 福祉施設</td> </tr> <tr> <td>障害福祉人材確保・ 職場環境改善等事業 (654, 370千円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各事業所における1か月分の介護報酬等に、サービス種別毎に職員数（常勤換算）に応じて国が設定した交付率を乗じた額を交付</p>			事業名（予算額）	補助率	内 容	補助対象	介護人材確保・職場 環境改善等事業 (1, 586, 712千円)	国10/10	介護・障害福 祉施設職員の 賃上げ及び職 場環境改善に 対する補助 (※)	介護・障害 福祉施設	障害福祉人材確保・ 職場環境改善等事業 (654, 370千円)			
事業名（予算額）	補助率	内 容	補助対象												
介護人材確保・職場 環境改善等事業 (1, 586, 712千円)	国10/10	介護・障害福 祉施設職員の 賃上げ及び職 場環境改善に 対する補助 (※)	介護・障害 福祉施設												
障害福祉人材確保・ 職場環境改善等事業 (654, 370千円)															
5 参考事項 (過去の実績、 他県の状況、 関連データ等)	<p>介護職員の賃金の推移（賞与込み月額給与）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">R3</th> <th style="text-align: center;">R4</th> <th style="text-align: center;">R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全産業平均</td> <td style="text-align: center;">35.5万円</td> <td style="text-align: center;">36.1万円</td> <td style="text-align: center;">36.9万円</td> </tr> <tr> <td>介護職員</td> <td style="text-align: center;">28.5万円</td> <td style="text-align: center;">29.3万円</td> <td style="text-align: center;">30.0万円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より</p>				R3	R4	R5	全産業平均	35.5万円	36.1万円	36.9万円	介護職員	28.5万円	29.3万円	30.0万円
	R3	R4	R5												
全産業平均	35.5万円	36.1万円	36.9万円												
介護職員	28.5万円	29.3万円	30.0万円												



処遇改善関連事業

【R7当初予算額 1,566百万円】

【R6最終補正予算額 2,241百万円】

福祉部子ども政策局子ども未来課企画・幼稚園G (029-301-3252)
長寿福祉課介護保険指導・監査G (029-301-3343)
障害福祉課自立支援G (029-301-3363)

保育士等や介護・障害福祉施設職員の処遇を改善するため、保育施設等が行う処遇改善等に対する負担金を拡充するとともに、介護・障害福祉施設に対し、賃上げ及び職場環境改善に取り組むことを前提として、処遇改善に必要な経費を補助します。

【保育施設等への負担金 (R7当初予算)】

事業名	主な補助率	内 容	補助対象
施設型給付費負担金 【1,566百万円（拡充分）】	国1/2 県1/4 市町村1/4	保育士等の処遇改善などに対する負担金 ※人件費の引上げ率 +10.7%相当	幼稚園 保育所 認定こども園

【介護・障害福祉施設への補助 (R6最終補正予算)】

事業名	補助率	内 容	補助対象
介護人材確保・職場環境改善等事業 【1,587百万円】	国10/10	介護・障害福祉施設職員の賃上げ及び職場環境改善に対する補助 ※各事業所の介護報酬/1か月 ×サービス種別毎の交付率	介護・障害 福祉施設
障害福祉人材確保・職場環境改善等事業 【654百万円】			

条 例 （案） の 概 要

福祉部 子ども政策局 子ども未来課、青少年家庭課

条例の名称	茨城県健やかこども基金条例の一部を改正する条例【一部改正】
1 制定（改正）の理由・根拠	安心して子育てができる環境の整備を図るため、国の「安心こども基金管理運営要領」（以下、「国要領」）の対象事業の実施期間が令和 11 年度末まで延長されたことに伴い、所要の改正を行う。
2 制定（改正）の目的	基金条例の有効期限を 5 年延長することで、安心して子育てができる環境の整備等が図られる。
3 背景・必要性	国要領において、要保護児童の権利擁護環境整備や、社会的養護経験者の自立支援などが、国の安心こども基金の対象事業として延長されたため、引き続き社会的養護の充実に向けて取り組む必要がある。
4 内容	条例の有効期限を延長する。 現 行 令和 7 年 3 月 31 日まで 改正案 令和 12 年 3 月 31 日まで
5 効果・影響	社会的養護に関する事業を継続することにより、安心して子育てができる環境整備が図られる。
6 施行日	公布の日
7 参考事項	

第 76 号議案 権利の放棄について（母子・父子・寡婦福祉資金貸付金）

1 議案の内容

時効期間を経過した債権（私債権）に係る権利の放棄の基準に該当する債権について、
権利の放棄を行う。

区分	年度又は期別	金額	債務者住所氏名	権利放棄の理由
母子・父子・寡婦 福祉資金貸付金	平成10年度	693,000円 及びこれに 係る違約金	水戸市堀町1159番地の2 市営堀町住宅3棟2-5号 林 美恵子 水戸市堀町1159番地の2 市営堀町住宅3棟2-5号 林 建太	回収不能のため、権利を放棄す るもの。 ※権利の放棄の基準（1）に該当

(参考)上記議案のほか、地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分については、以下のとおり。

区分	件数	金額	権利放棄の理由
母子・父子・寡婦 福祉資金貸付金	2件	339,788円及びこれに係る違約金	回収不能のため、権利を放棄するもの。

※1件あたり50万円以下の債権について知事の専決処分により放棄

2 収入未済額の推移

(単位:千円)

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
収入済額	116,524	107,183	110,257	109,241	103,559
不納欠損額	662	5,133	3,758	2,744	923
収入未済額	98,837	86,340	75,446	42,980	38,157
対前年度比	△8,331	△12,497	△10,894	△32,466*	△4,823

※権限移譲により、水戸市へ債権(22,442千円)を譲渡

3 主な未収債権対策

- ・借受人や保証人に対する十分な説明及び口座自動振替の推進による滞納の未然防止。
- ・文書、電話、訪問等による継続的な納付催告。
- ・生活困窮者への生活状況（所得、課税状況）の調査及び個々の状況に応じた対応。
- ・悪質な債務者への法的措置の実施。
- ・弁護士法人への債権回収業務委託による効率的な回収。

4 参考 「県の債権（私債権）に係る権利の放棄の基準」（抜粋）

債務者について、その状況が次のいずれかに該当するもの。

- (1) 当該債権につき時効が完成し、かつ債務者がその援用をする見込があること

令和7年度当初予算・条例

第1号議案

令和7年度 茨城県一般会計予算

○ 一般会計予算（福祉部分）

[歳出]

(単位:千円)

	7年度当初予算	6年度当初予算	増減	前年度当初比
福祉部予算額	92,544,739	94,008,990	△1,464,251	1.56%減
7款) 福祉費	91,443,529	92,717,148	△1,273,619	1.37%減
15款) 教育費 (私学振興費等)	1,101,210	1,291,842	△190,632	14.76%減

[地方債]

起債の目的	限度額(千円)	起債の方法	利率	償還の方法
放課後児童クラブ整備事業	67,200			
保護施設整備事業	34,900			
児童福祉施設整備事業	99,900	債券発行	年利5.0%	
老人福祉施設整備事業	466,100	又は 普通貸借	以内	30年以内
障害福祉施設整備事業	242,200			
総合福祉会館整備事業	153,600			
青少年会館整備事業	1,400			
(合計)	1,065,300			

第8号議案

令和7年度 茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計予算

[歳出]

(単位:千円)

	7年度当初予算	6年度当初予算	増減	前年度当初比
予算額	322,365	360,264	△37,899	10.52%減

○福祉部の主な事業

【令和7年度当初予算】

- ・外国人介護人材確保関連事業…………… 15
- ・パラアーティスト・パラアスリート育成関連事業…………… 17
- ・不妊治療費助成事業…………… 19
- ・新生児マス・スクリーニング実証事業…………… 21
- ・処遇改善関連事業…………… 23

主要事業等の概要（案）

福祉部 福祉人材・指導課

事業名又は議案の 名 称	外国人介護人材確保関連事業
1 予 算 額	66,179千円
2 現況・課題	人口減少や超高齢社会が進展する中、介護人材を安定的に確保し、県内定着を図るためには、外国人介護人材の確保が不可欠な状況であるため、外国人材の受入促進や定着に向けた取組を強化する必要がある。
3 必要性・ねらい	インド人材の確保を中心に据え、外国人介護人材の受入れから育成、定着を支援することにより、将来にわたって本県の介護現場で活躍できる人材の確保を図る。
4 事業の内容 (事業フロー、 年次別・全体計 画等)	<p>1. 外国人介護人材確保事業 (44,029千円)</p> <p>(1) 特定技能インド人材等受入促進事業【新規】</p> <p>◆インド人材獲得に向けた機運醸成・理解促進の取組の実施（介護事業者向け海外現地視察ツアー、セミナー開催、PR動画制作）</p> <p>(2) 外国人介護人材獲得強化事業【新規】</p> <p>◆介護事業者がインド等外国人材を獲得するための採用活動を支援</p> <p>(3) 介護福祉士養成校外国人留学生受入支援事業</p> <p>◆介護福祉士養成校の留学生の就職先マッチングを支援</p> <p>(4) 外国人留学生奨学金等給付支援事業</p> <p>◆介護事業者が留学生に給付する奨学金の一部を支援</p> <p>2. 外国人介護人材受入環境整備事業 (22,150千円)</p> <p>(1) 介護職種技能実習生国家試験対策支援事業【新規】・外国人介護人材受入環境整備事業</p> <p>◆外国人介護人材が介護福祉士として長期間活躍できるよう日本語や国家試験対策等を支援</p> <p>(2) 外国人介護人材受入れ・定着サポート事業【新規】</p> <p>◆外国人介護人材の受入支援のため、外国人材支援センターに介護専門アドバイザーを配置</p>
5 参考事項 (過去の実績、 他県の状況、 関連データ等)	<p>【インド人介護人材確保に向けた取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セミナー開催 (R6年1月、9月、12月) ・インド人材受入施設見学会 (R5年10月、R6年10月) ・現地視察 (現地調査: 11月、介護事業者向け: R7年2月) ・インド政府系人材育成機関との意見交換 (R6年8月ほか)



外国人介護人材確保関連事業

【R7当初予算額 66百万円】

(R6当初予算額 39百万円)

福祉部福祉人材・指導課人材確保G (029-301-3197)

インド人材の確保を中心に据え、外国人介護人材の受入れから育成、定着を支援することにより、将来にわたって本県の介護現場で活躍できる人材の確保を図ります。

1. 外国人介護人材確保事業 (44百万円)

(1) 特定技能インド人材等受入促進事業【新規】

インド人材獲得に向けた介護事業者向け海外現地視察ツアーや
セミナー開催、PR動画制作を実施



(2) 外国人介護人材獲得強化事業【新規】

介護事業者がインド等外国人材を獲得するための採用活動を支援



(3) 介護福祉士養成校外国人留学生受入支援事業

介護福祉士養成校留学生の就職先マッチングを支援



(4) 外国人留学生奨学金等給付支援事業

介護事業者が留学生に給付する奨学金の一部を支援

2. 外国人介護人材受入環境整備事業 (22百万円)

(1) 介護職種技能実習生等国家試験対策支援事業【新規】・外国人介護人材受入環境整備事業

外国人介護人材が介護福祉士として長期間活躍できるよう日本語や国家試験対策等を支援

(2) 外国人介護人材受入れ・定着サポート事業【新規】

外国人介護人材の受入支援のため、外国人材支援センターに介護専門アドバイザーを配置

主要事業等の概要（案）

福祉部 障害福祉課

事業名又は議案の 名 称	パラアーティスト・パラアスリート育成関連事業【新規】														
1 予 算 額	8, 300千円														
2 現況・課題	障害者が文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことは、障害者の生活の質を高めるとともに、自立や社会参加を促進するうえで大きな意義があるため、「文化芸術活動の充実」、「スポーツ・レクリエーション活動の充実」に取り組んでいく必要がある。														
3 必要性・ねらい	パラアーティストを発掘・育成し、作品が認知され、経済的な対価を得るといった生きがいを創出するとともに、障害のある人がアスリートとしてパラスポーツに取り組むことができるよう支援する。														
4 事業の内容 (事業フロー、 年次別・全体計 画等)	<p>1. パラアーティスト発掘・育成事業 (5, 000千円)</p> <p>(1) 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アートの専門家と連携し、創作活動を行う障害者との定期的なワークショップを開催 ・ワークショップ参加者が創作した作品を展示する個展を美術館などで開催 ・商品化に向けた企業との勉強会やデザイナーなどの派遣を実施 <p>2. パラアスリートアシスト事業 (3, 300千円)</p> <p>(1) 補助対象</p> <p>パラアスリートを支援する団体に対し、スポンサー企業獲得のための営業活動に係る経費を補助</p> <p>(2) スポンサー企業に求める役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・練習場所や障害者の移動などを援助するサポーター、指導者確保のための資金提供 ・サポーター有給休暇制度の創設などによるサポーターの確保 ・体験会イベントブースへの出展 <p>(3) 補助上限額</p> <p>3, 300千円</p>														
5 参考資料	<p>○県障害者スポーツ大会参加選手数（個人競技・団体競技）</p> <table border="1" style="margin-bottom: 10px; width: 100%;"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>R 5</th> <th>R 6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>選手数</td> <td>769 人</td> <td>913 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ナイスハートふれあいフェスティバル出展作品数(絵画・書道・写真・陶芸工芸)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>R 4</th> <th>R 5</th> <th>R 6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>作品数</td> <td>310 点</td> <td>374 点</td> <td>460 点</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	R 5	R 6	選手数	769 人	913 人	年 度	R 4	R 5	R 6	作品数	310 点	374 点	460 点
年 度	R 5	R 6													
選手数	769 人	913 人													
年 度	R 4	R 5	R 6												
作品数	310 点	374 点	460 点												



パラアーティスト・パラアスリート育成関連事業（新規）



【R7当初予算額 8百万円】

福祉部障害福祉課企画G (029-301-3357)

パラアーティストを発掘・育成し、作品が認知され、経済的な対価を得るといった生きがいを創出するとともに、障害のある人がアスリートとしてパラスポーツに取り組むことができるよう支援します。

パラアーティスト発掘・育成事業 【5百万円】

令和5年度ナイスハート美術展
最優秀賞受賞作品



- 1 アーティストの育成
アートの専門家と連携し、創作活動を行う障害者との定期的なワークショップを開催
- 2 作品展示機会の拡大
ワークショップ参加者が創作した作品を展示する個展を美術館などで開催
- 3 企業との連携促進
商品化に向けた企業との勉強会やデザイナーなどの派遣を実施

パラアスリートアシスト事業 【3百万円】

- 1 補助対象
パラアスリートを支援する団体に対し、スポンサー企業獲得のための営業活動に係る経費を補助
- 2 スポンサー企業に求める役割
 - ・練習場所や障害者の移動などを援助するサポートー、指導者確保のための資金提供
 - ・サポートー有給休暇制度の創設などによるサポートーの確保
 - ・体験会イベントブースへの出展
- 3 補助上限額 3百万円



主要事業等の概要（案）

福祉部 子ども政策局 少子化対策課

事業名又は議案の 名 称	不妊治療費助成事業 【新規】
1 予 算 額	18, 000千円
2 現況・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・出生数が年々減少する中、不妊治療により出生する子どもの数は年々増加傾向にあり、令和4年時点では約10人に1人となっている。 ・令和4年4月より、一般不妊治療や生殖補助医療が保険適用となったものの、先進医療の費用は全額自己負担となっており、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図る必要がある。
3 必要性・ねらい	高額な医療費がかかる不妊治療のうち、保険適用外となる先進医療に対する費用の一部を助成することで、妊娠を望み不妊治療に取り組む方への経済的負担の軽減を図る。
4 事業の内容 (事業フロー、 年次別・全体計 画等)	<p>不妊治療を受けている方に対する助成事業を行う市町村に対して補助を行う。</p> <p>1 実施主体 市町村（県1／2・市町村1／2）</p> <p>2 助成内容 保険適用された治療と併用して自費で実施する「先進医療」に係る費用の一部を助成。</p> <p>3 助成額 1件あたり上限4万円</p>
5 参考事項 (過去の実績、 他県の状況、 関連データ等)	<p>○先進医療とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠に対する安全性や有効性において一定の評価を得ており、将来的な保険導入が検討されている治療。 ・厚生労働省が告示している先進医療は13技術 (令和6年10月1日時点) <p>○他県の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・36都道府県が独自助成事業を実施。 ・うち、先進医療に対する助成は29都道府県。



不妊治療費助成事業（新規）

【R7当初予算額 18百万円】

福祉部子ども政策局少子化対策課母子保健G (029-301-3257)

高額な医療費がかかる不妊治療のうち、保険適用外となる先進医療に対する費用の一部を助成することで、妊娠を望み不妊治療に取り組む方の経済的負担軽減を図ります。

1 実施主体 市町村

2 助成額 1件あたり上限4万円（県1/2、市町村1/2）

3 助成内容

保険適用された治療と併用して自費で実施する
「先進医療（※）」に係る費用の一部を助成

保険適用	保険適用外
一般不妊治療 (タイミング法等)	生殖補助医療 (体外受精・顕微授精等) 先進医療



※先進医療

妊娠に対する安全性や有効性において一定の評価を得ており、
将来的な保険導入が検討されている先進治療（R6.10.1時点で厚生労働省が告示している先進医療は13技術）

主要事業等の概要（案）

福祉部 子ども政策局 少子化対策課

事業名又は議案の 名 称	新生児マス・スクリーニング実証事業 【新規】												
1 予 算 額	90,294千円												
2 現況・課題	近年、治療薬の開発等により、重症複合免疫不全症（SCID）と脊髄性筋萎縮症（SMA）等の先天性代謝異常等検査の必要性が指摘されている。本県においては、県内で出生した新生児に対して検査を実施できる体制を整えているが、検査費用は県民負担となっている。												
3 必要性・ねらい	こども家庭庁が実施する「新生児マススクリーニング検査に関する実証事業」に参加することで、重症複合免疫不全症（SCID）と脊髄性筋萎縮症（SMA）の2疾患について、検査費用に係る県民の経済的な負担軽減を図る。また、県内で出生する新生児に対して早期に検査を実施し、疾患の早期発見・治療に繋げることで、全ての子どもが健やかに成長できる環境整備を目指す。												
4 事業の内容 (事業フロー、 年次別・全体計 画等)	<p>2疾患について以下のとおり検査を行うとともに「陽性または要精密」となった児の保護者に対し受診勧奨を行う等のフォローアップを実施する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">機 関</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">役 割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">①分娩取扱医療機関</td> <td style="text-align: left; padding: 5px;">・同意書の取得、採血、結果の連絡 ・検体等を②へ送付</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">②検査機関</td> <td style="text-align: left; padding: 5px;">・検査の実施 ・検査結果を①及び④へ報告</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">③精密医療機関</td> <td style="text-align: left; padding: 5px;">・精密検査や治療を実施 ・検査結果等を④へ報告</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">④県</td> <td style="text-align: left; padding: 5px;">・②へ事業委託 ・⑤へ検査結果等を報告</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">⑤こども家庭庁</td> <td style="text-align: left; padding: 5px;">・実証事業の実施</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	役 割	①分娩取扱医療機関	・同意書の取得、採血、結果の連絡 ・検体等を②へ送付	②検査機関	・検査の実施 ・検査結果を①及び④へ報告	③精密医療機関	・精密検査や治療を実施 ・検査結果等を④へ報告	④県	・②へ事業委託 ・⑤へ検査結果等を報告	⑤こども家庭庁	・実証事業の実施
機 関	役 割												
①分娩取扱医療機関	・同意書の取得、採血、結果の連絡 ・検体等を②へ送付												
②検査機関	・検査の実施 ・検査結果を①及び④へ報告												
③精密医療機関	・精密検査や治療を実施 ・検査結果等を④へ報告												
④県	・②へ事業委託 ・⑤へ検査結果等を報告												
⑤こども家庭庁	・実証事業の実施												
5 参考事項 (過去の実績、 他県の状況、 関連データ等)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度は27都府県、11政令市が実施中。 ・対象疾患 <ul style="list-style-type: none"> ①重症複合免疫不全症 免疫の異常により感染を繰り返す疾患で、ロタワクチン等の生ワクチンの接種により重症化する例もあるが、早期発見・治療により完治が望める。 ②脊髄性筋萎縮症 神経細胞の異常により体幹や呼吸等の筋力低下を引き起こす疾患で、重症化する例もあるが、早期発見・治療により病気の進行を遅らせることが可能。 												



新生児マス・スクリーニング実証事業（新規）



【R7当初予算額 90百万円】

福祉部子ども政策局少子化対策課母子保健G (029-301-3257)

新生児の先天性の疾患である重症複合免疫不全症（SCID）と脊髄性筋萎縮症（SMA）の2疾患について生後早期に検査を実施し、早期治療に繋げることで、すべての子どもが健やかに成長できる環境を整備します。

1 対象者 新生児（生後4～6日）

2 検査方法 定量PCR検査

3 負担割合 国1/2、県1/2

4 検査対象疾患

・重症複合免疫不全症（SCID）

　免疫の異常により感染症を繰り返す疾患

・脊髄性筋萎縮症（SMA）

　神経細胞の異常により体幹や呼吸等の筋力低下を引き起こす疾患

（参考）国の実証事業（2025年度まで）

SCID、SMAを対象にマス・スクリーニング検査の対象疾患の拡充に向けた検討に資するデータを収集し、その結果を踏まえ、全国展開を目指す



主要事業等の概要（案）

福祉部 子ども政策局 子ども未来課

事業名又は議案の 名 称	処遇改善関連事業															
1 予 算 額	1, 566, 450 千円															
2 現況・課題	国の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）において、保育士等の賃金が、他の職種と比べ低い水準であることを踏まえ、必要な人材を確保するため、更なる処遇改善に必要な財政措置が示されたところ。															
3 必要性・ねらい	保育士等の処遇を改善するため、保育施設等が行う処遇改善などに対する負担金を拡充する。															
4 事業の内容 (事業フロー、 年次別・全体計 画等)	<p>[事業概要]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>主な補助率</th> <th>内 容</th> <th>補助対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設型給付費負担金 (拡充分)</td> <td>国1/2 県1/4 市町村1/4</td> <td>保育士等の処 遇改善などに 対する負担金 (※)</td> <td>幼稚園 保育所 認定こども園</td> </tr> </tbody> </table> <p>※人件費の引上げ率 +10.7%相当</p>				事業名	主な補助率	内 容	補助対象	施設型給付費負担金 (拡充分)	国1/2 県1/4 市町村1/4	保育士等の処 遇改善などに 対する負担金 (※)	幼稚園 保育所 認定こども園				
事業名	主な補助率	内 容	補助対象													
施設型給付費負担金 (拡充分)	国1/2 県1/4 市町村1/4	保育士等の処 遇改善などに 対する負担金 (※)	幼稚園 保育所 認定こども園													
5 参考事項 (過去の実績、 他県の状況、 関連データ等)	<p>保育士の賃金月額の推移（賞与込み月額給与）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全産業平均</td> <td>35.5 万円</td> <td>36.1 万円</td> <td>36.9 万円</td> </tr> <tr> <td>保育士</td> <td>31.9 万円</td> <td>32.6 万円</td> <td>33.1 万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より</p>					R3	R4	R5	全産業平均	35.5 万円	36.1 万円	36.9 万円	保育士	31.9 万円	32.6 万円	33.1 万円
	R3	R4	R5													
全産業平均	35.5 万円	36.1 万円	36.9 万円													
保育士	31.9 万円	32.6 万円	33.1 万円													



処遇改善関連事業

【R7当初予算額 1,566百万円】

【R6最終補正予算額 2,241百万円】

福祉部子ども政策局子ども未来課企画・幼稚園G (029-301-3252)
長寿福祉課介護保険指導・監査G (029-301-3343)
障害福祉課自立支援G (029-301-3363)

保育士等や介護・障害福祉施設職員の処遇を改善するため、保育施設等が行う処遇改善等に対する負担金を拡充するとともに、介護・障害福祉施設に対し、賃上げ及び職場環境改善に取り組むことを前提として、処遇改善に必要な経費を補助します。

【保育施設等への負担金 (R7当初予算)】

事業名	主な補助率	内 容	補助対象
施設型給付費負担金 【1,566百万円（拡充分）】	国1/2 県1/4 市町村1/4	保育士等の処遇改善などに対する負担金 ※人件費の引上げ率 +10.7%相当	幼稚園 保育所 認定こども園

【介護・障害福祉施設への補助 (R6最終補正予算)】

事業名	補助率	内 容	補助対象
介護人材確保・職場環境改善等事業 【1,587百万円】	国10/10	介護・障害福祉施設職員の賃上げ及び職場環境改善に対する補助 ※各事業所の介護報酬/1か月 ×サービス種別毎の交付率	介護・障害 福祉施設
障害福祉人材確保・職場環境改善等事業 【654百万円】			

条 例 （案） の 概 要

福祉部 福祉人材・指導課、長寿福祉課、障害福祉課、子ども未来課、青少年家庭課

条例の名称	栄養士法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例 【一部改正】												
1 制定（改正）の理由・根拠	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）」により、栄養士法が改正され、管理栄養士養成施設卒業者については、管理栄養士国家試験の受験資格として、栄養士免許の取得が不要となった。												
2 制定（改正）の目的	各条例中の施設の人員配置基準等において、全ての管理栄養士が栄養士免許を取得していることを前提として、単に栄養士のみを規定しているものについて、栄養士でない管理栄養士もこれらの規定の対象となるよう、所要の改正を行う。												
3 背景・必要性	管理栄養士養成施設卒業者は、管理栄養士国家試験の受験資格を満たすために、栄養士免許を取得する必要があったため、栄養士免許の申請手続及び申請手数料が負担となっていた。 これらの負担軽減のため、栄養士法の一部が改正され、管理栄養士国家試験の受験資格としては、栄養士免許を取得することが不要となった。												
4 内容	1 改正条例 「茨城県幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定要件に関する条例」ほか15条例 2 改正内容 各条例の規定中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」、「栄養士若しくは管理栄養士」に改める。												
5 効果・影響	各条例に規定する人員配置基準等において「栄養士」の配置が必要となる施設は、高齢者福祉など2,128施設ある。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>高齢者福祉</th> <th>障害者福祉</th> <th>児童福祉</th> <th>保育所・認定こども園</th> <th>保護施設・女性自立</th> </tr> <tr> <td>939 施設</td> <td>369 施設</td> <td>363 施設</td> <td>452 施設</td> <td>5 施設</td> </tr> </table>	高齢者福祉	障害者福祉	児童福祉	保育所・認定こども園	保護施設・女性自立	939 施設	369 施設	363 施設	452 施設	5 施設		
高齢者福祉	障害者福祉	児童福祉	保育所・認定こども園	保護施設・女性自立									
939 施設	369 施設	363 施設	452 施設	5 施設									
6 施行日	令和7年4月1日												
7 参考事項	【栄養士と管理栄養士の比較】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>栄養士</th> <th>管理栄養士</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>免許権者</td> <td>都道府県知事</td> <td>厚生労働大臣</td> </tr> <tr> <td>業務内容</td> <td>栄養の指導に従事</td> <td>傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導等</td> </tr> <tr> <td>免許取得方法</td> <td>養成施設において2年以上、栄養士として必要な知識及び技能を取得した者</td> <td> (栄養士法改正後) 管理栄養士国家試験に合格した者 ※受験資格 • 管理栄養士の養成施設の卒業者 • 栄養士として一定年数以上従事した者 </td> </tr> </tbody> </table>		栄養士	管理栄養士	免許権者	都道府県知事	厚生労働大臣	業務内容	栄養の指導に従事	傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導等	免許取得方法	養成施設において2年以上、栄養士として必要な知識及び技能を取得した者	(栄養士法改正後) 管理栄養士国家試験に合格した者 ※受験資格 • 管理栄養士の養成施設の卒業者 • 栄養士として一定年数以上従事した者
	栄養士	管理栄養士											
免許権者	都道府県知事	厚生労働大臣											
業務内容	栄養の指導に従事	傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導等											
免許取得方法	養成施設において2年以上、栄養士として必要な知識及び技能を取得した者	(栄養士法改正後) 管理栄養士国家試験に合格した者 ※受験資格 • 管理栄養士の養成施設の卒業者 • 栄養士として一定年数以上従事した者											

条 例 （案） の 概 要

福祉部子ども政策局青少年家庭課

条例の名称	児童福祉法に基づき一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例【新規】
1 制定（改正）の理由・根拠	児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）により、県が設置する一時保護施設の設備及び運営について基準を定める必要があるため、新たに条例を制定する。
2 制定（改正）の目的	一時保護施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（児童相談所長及び一時保護施設の管理者を含む。）の支援により、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障する。
3 背景・必要性	児童の権利擁護や個別的なケアの推進などを踏まえた、一時保護施設における質の確保が求められている。
4 内容	<p>(1) 児童の権利擁護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一時保護を行う理由等を説明した上で児童の意見又は意向を尊重した支援 ・ 合理的な理由のない権利の制限の禁止 ・ 入所中の児童に対する虐待の禁止 <p>(2) 設備の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 整備すべき設備及び面積 ・ プライバシーの保護等環境の整備 <p>(3) 職員の配置基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配置すべき職員及びその人数 ・ 管理者、指導担当職員の資格等 <p>(4) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一時保護施設における安全に関する計画の策定 ・ 児童の衛生管理、健康状態の把握 等 <p>※ 児童福祉法第12条の4の規定に基づき、「一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号）」に従い、又は参照して定めなければならない。</p>
5 効果・影響	一時保護施設の基準を整備することにより、児童の最善の利益を優先した支援の充実が図られる。
6 施行日	令和7年4月1日
7 参考事項	令和7年2月 パブリックコメントの実施

第 号議案

児童福祉法に基づき一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 (趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第12条の4第2項の規定に基づき、一時保護施設の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号）で使用する用語の例による。

(最低基準の目的等)

第3条 最低基準は、一時保護施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（児童相談所長及び一時保護施設の管理者を含む。以下同じ。）の支援により、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。

2 県は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と一時保護施設)

第4条 一時保護施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならぬ。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている一時保護施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(一時保護施設の一般原則)

第5条 一時保護施設は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 一時保護施設は、児童の保護者及び地域社会に対し、当該一時保護施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

4 一時保護施設には、法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 一時保護施設の構造設備は、採光、換気等入所している児童の保健衛生及びこれらの児童に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(非常災害対策)

第6条 一時保護施設においては、軽便消火器等の消防用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わ

なければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 一時保護施設は、児童の安全の確保を図るため、当該一時保護施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた一時保護施設での生活その他の日常生活における安全に関する教育、職員の研修及び訓練その他一時保護施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 一時保護施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 一時保護施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 一時保護施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

(入所した児童を平等に取り扱う原則)

第9条 一時保護施設においては、入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。

(児童の権利擁護)

第10条 知事又は児童相談所長は、一時保護施設において一時保護を行うに当たっては、児童に対し、児童の権利、児童の権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由その他必要な事項について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じた説明を行わなければならぬ。

- 2 一時保護施設においては、入所した児童に対し、その意見又は意向（意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。）を尊重した支援を行わなければならない。

(児童の権利の制限)

第11条 一時保護施設においては、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない。

- 2 一時保護施設において、前項に規定する正当な理由がある場合に、やむを得ず児童の権利を制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならない。

(児童の行動の制限)

第12条 一時保護施設においては、施錠等により児童の行動を制限してはならない。

(児童の所持品等)

第13条 一時保護施設においては、合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止してはならない。

- 2 一時保護施設において、前項に規定する合理的な理由がある場合に、やむを得ず児童の

所持する物の持込みを禁止するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得た上でこれを行うよう努めなければならない。

- 3 一時保護施設において、児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、毀損等が生じないような設備に保管しなければならない。

(虐待等の禁止)

第 14 条 一時保護施設の職員は、入所中の児童に対し、法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(業務継続計画の策定等)

第 15 条 一時保護施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所している児童に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 一時保護施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。
- 3 一時保護施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(設備の基準)

第 16 条 一時保護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 児童の居室、学習等を行う室、屋内運動場（一時保護施設の付近にある屋内運動場に代わるべき場所を含む。第 7 号及び第 29 条第 2 項において同じ。）又は屋外運動場（一時保護施設の付近にある屋外運動場に代わるべき場所を含む。第 7 号及び第 29 条第 2 項において同じ。）、相談室、食堂（ユニットを整備し、各ユニットにおいて食事を提供する場合を除く。）、調理室、浴室及び便所を設けること。
- (2) 児童ができる限り良好な家庭的環境において安全にかつ安心して暮らすことができるよう、ユニットを整備するよう努めること。
- (3) 児童の居室は、児童が穏やかに過ごすことができ、安心して暮らすことができる環境を整えること。
- (4) 児童の居室の定員及び面積は、規則で定める基準に適合したものでなければならない。
- (5) 少年の居室の定員及び面積は、規則で定める基準に適合するよう努めなければならない。
- (6) 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。
- (7) 学習等を行う室及び屋内運動場又は屋外運動場は、児童の人数に応じた必要な面積を有すること。
- (8) 浴室及び便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

- (9) 居室、浴室及び便所を設けるに当たっては、入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）第2条第1項に規定する性的指向及び同条第2項に規定するジェンダー・アイデンティティ等に配慮すること。
- (10) 児童30人以上を入所させる一時保護施設には、医務室及び静養室を設けること。
- (11) 児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えること。
(一時保護施設における職員の一般的要件)

第17条 一時保護施設に入所している児童の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(一時保護施設の職員の知識及び技能の向上等)

第18条 一時保護施設の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 知事は、一時保護施設の職員に対し、その資質の向上のために、一時保護施設に入所している児童の権利の擁護、児童の意見又は意向を尊重した支援の実施その他必要な事項に関する研修の機会を確保しなければならない。

(職員)

第19条 一時保護施設には、児童指導員、嘱託医、看護師、保育士、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童10人以下を入所させる一時保護施設にあっては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあっては学習指導員を、児童40人以下を入所させる一時保護施設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

2 学習指導員の数は、児童の人数に応じた適切な数を置くよう努めなければならない。

3 第1項に規定する職員のうち、児童指導員、保育士及び心理療法担当職員の数は、規則で定める。

(夜間の職員配置)

第20条 一時保護施設（ユニットを整備していないものに限る。）には、夜間、職員2人以上を置かなければならない。

2 一時保護施設（前項に規定するものを除く。）には、夜間、一のユニットごとに職員1人以上を置かなければならない。ただし、夜間に置かれる職員の総数は、2人を下ることはできない。

3 一時保護施設において児童相談所の開庁時間以外の時間における法第25条第1項の規定による通告に係る対応を行う場合には、一時保護施設には、夜間、前2項に規定する職員とは別に、当該対応のために必要な職員を置くよう努めなければならない。

(一時保護施設の管理者等)

第21条 一時保護施設には、人格が高潔で識見が高く、一時保護施設を適切に運営する能力を有する者を管理者として置かなければならない。

- 2 一時保護施設には、職員の指導及び教育を行う指導教育担当職員を置かなければならぬ。
- 3 指導教育担当職員は、一時保護施設における業務又は児童相談所における児童の福祉に係る相談援助業務に通算しておおむね5年以上従事した経験を有する者でなければならない。
- 4 一時保護施設の管理者及び指導教育担当職員は、2年に1回以上、一時保護施設の運営に関する必要な知識の習得及びその資質の向上のための規則で定める者が行う研修又はこれに準ずる研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(児童指導員の資格)

第22条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 規則で定める児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 精神保健福祉士の資格を有する者
- (4) 学校教育法第1条に規定する大学（短期大学を除く。次号及び次条において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (5) 学校教育法第1条に規定する大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目的単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
- (6) 学校教育法第97条に規定する大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (7) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (8) 学校教育法第1条に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は規則で定める者であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- (9) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の規定による幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であつて、知事が

適當と認めたもの

- (10) 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、知事が適當と認めたもの
(心理療法担当職員の資格)

第 23 条 心理療法担当職員は、学校教育法第 1 条に規定する大学若しくは同法第 97 条に規定する大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(学習指導員の資格)

第 24 条 学習指導員は、教育職員免許法の規定による小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者でなければならない。

- 2 学校教育法第 18 条に規定する学齢児童及び学齢生徒を入所させる一時保護施設であつて学習指導員を 2 人以上置くものにあっては、教育職員免許法の規定による小学校の教諭の免許状を有する学習指導員及び同法の規定による中学校の教諭の免許状を有する学習指導員をそれぞれ 1 人以上置くよう努めなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第 25 条 一時保護施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該一時保護施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。

- 2 前項の規定は、入所している児童の居室及び一時保護施設に特有の設備並びに入所している児童の保護に直接従事する職員については、適用しない。

(衛生管理等)

第 26 条 一時保護施設に入所している児童の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 一時保護施設は、当該一時保護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 一時保護施設においては、入所している児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している児童を入浴させ、又は清拭しなければならない。

4 一時保護施設は、入所している児童に対し清潔な衣服を提供しなければならない。なお、下着は児童の所持する物を使用させ、又は未使用のものを提供しなければならない。

5 一時保護施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第 27 条 一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するときは、当該一時保護施設内で調理する方法（第 25 条の規定により当該一時保護施設の調理室を兼ねている

他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。

- 2 一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している児童の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
- 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。
- 5 一時保護施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(入所した児童及び職員の健康状態の把握等)

- 第28条 児童相談所長は、入所した児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の措置の実施により児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師は、その結果必要な事項を入所した児童の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ一時保護の解除及び医療上の措置等必要な手続をとることを、児童相談所長又は知事に勧告しなければならない。
 - 3 一時保護施設の職員の健康状態の把握に当たっては、特に入所している児童の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(養護)

- 第29条 一時保護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行わなければならない。
- 2 学習等を行う室、屋内運動場、屋外運動場等における活動は、それらの面積及び利用する児童数を勘案して、児童の安全が確保されたものでなければならない。

(生活支援、教育及び親子関係再構築支援等)

- 第30条 一時保護施設における生活支援は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養うことができるように行わなければならない。
- 2 一時保護施設における教育は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。
 - 3 一時保護施設は、学校教育法第1条に規定する学校(幼稚園を除く。)に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - 4 一時保護施設は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必要

な支援等を行わなければならない。

- 5 一時保護施設は、児童が適切な支援を受けられるよう、一時保護の解除後も当該解除を行った児童相談所に必要な協力をするよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第 31 条 児童相談所長は、児童の通学する学校及び必要に応じ警察、医療機関その他の関係機関と密接に連携して児童の支援に当たらなければならない。

(一時保護施設内部の規程)

第 32 条 一時保護施設においては、次に掲げる事項のうち必要なものにつき規程を設ければならない。

- (1) 入所する児童の支援に関する事項
 - (2) その他施設の管理についての重要事項
- (一時保護施設に備える帳簿)

第 33 条 一時保護施設には、入所している児童の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第 34 条 一時保護施設の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 知事は、一時保護施設の職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第 35 条 知事は、一時保護施設に入所している児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 知事は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該一時保護施設の職員以外の者を関与させなければならない。

(電磁的記録)

第 36 条 一時保護施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(設備に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に存する一時保護施設（建築中のものを含み、この条例の施行の後に全面的に改築されたものを除く。）の設備の基準については、第 16 条の規定にかかわらず、児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成

24年茨城県条例第61号。次項において「児童福祉施設基準条例」という。) 第57条に定めるところによる。

(職員及び夜間の職員配置に関する経過措置)

3 一時保護施設の職員の確保の状況その他特別の事由により、一時保護施設の職員の数及び夜間の職員体制につき、この条例に定める基準により難いときは、当該一時保護施設は、令和8年3月31日までの間は、児童福祉施設基準条例第58条及び第65条に定める基準によることができる。

(指導教育担当職員に関する経過措置)

4 令和8年3月31日までの間は、第21条第3項の規定にかかわらず、一時保護施設には、児童福祉司であって、一時保護施設の職員の指導及び教育を行うために必要な知識及び経験を有する者として児童相談所長が適当と認めた者を指導教育担当職員として置くことができる。

令和7年 月 日提出

茨城県知事 大井川 和彦

条例改正議案「新旧対照表」目次

改正条例の名称	頁
1 栄養士法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例	37
1-① 茨城県幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定要件に関する条例	37
1-② 生活保護法等に基づき保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例	37
1-③ 児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	38
1-④ 介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例	40
1-⑤ 介護保険法に基づき指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例	41
1-⑥ 児童福祉法に基づき指定障害児通所支援の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例	43
1-⑦ 児童福祉法に基づき指定障害児入所施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例	43
1-⑧ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例	44
1-⑨ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例	44
1-⑩ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	45
1-⑪ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	45
1-⑫ 社会福祉法に基づき軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	46
1-⑬ 老人福祉法に基づき養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	47
1-⑭ 老人福祉法に基づき特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	47
1-⑮ 介護保険法に基づき指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例	48
1-⑯ 社会福祉法に基づき女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	49
2 茨城県健やかこども基金条例	50

1 栄養士法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

1—① 茨城県幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年条例第64号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(施設設備に関する認定要件)</p> <p>第6条 施設設備に関する認定要件は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 調理室内で子どもに提供する食事を調理すること。ただし、満3歳以上の子どもに対する食事の提供については、次に掲げる要件を満たす場合に限り、他の者に委託することができる。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 当該認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等に配置されている栄養士又は管理栄養士により、栄養等に関する指導が受けられること。</p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>(8)・(9) (略)</p>	<p>(施設設備に関する認定要件)</p> <p>第6条 施設設備に関する認定要件は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 調理室内で子どもに提供する食事を調理すること。ただし、満3歳以上の子どもに対する食事の提供については、次に掲げる要件を満たす場合に限り、他の者に委託することができる。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 当該認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等に配置されている栄養士_____により、栄養等に関する指導が受けられること。</p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>(8)・(9) (略)</p>

1—② 生活保護法等に基づき保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第60号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第14条 救護施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する救護施設にあっては、第7号に掲げる職員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 栄養士又は管理栄養士</p> <p>(7) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第14条 救護施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する救護施設にあっては、第7号に掲げる職員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 栄養士_____</p> <p>(7) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第23条 更生施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する更生施設にあっては、第7号に掲げる職員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 栄養士又は管理栄養士</p> <p>(7) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第23条 更生施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する更生施設にあっては、第7号に掲げる職員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 栄養士_____</p> <p>(7) (略)</p> <p>2 (略)</p>

1—③ 児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第61号）新旧対照表

改正案	現行
(職員) 第28条 乳児院（乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。）には、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。 2～7 略 (保育所の設備の基準の特例) 第46条 次に掲げる要件を満たす保育所は、第15条第1項の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) 略 (2) 当該保育所又は他の施設、保健所等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) 略 (職員) 第58条 児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、	(職員) 第28条 乳児院（乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。）には、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士_____及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。 2～7 略 (保育所の設備の基準の特例) 第46条 次に掲げる要件を満たす保育所は、第15条第1項の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) 略 (2) 当該保育所又は他の施設、保健所等の栄養士_____により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士_____による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) 略 (職員) 第58条 児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、
家庭支援専門相談員、栄養士又は管理栄養士及び調理員並びに乳児が入所している施設にあっては看護師を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。 2～6 略 (職員) 第68条 主として知的障害のある児童（自閉症児を除く。次項において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士又は管理栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。 2 略 3 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、第1項に規定する職員並びに医師及び看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第82条において同じ。）を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。 4～7 略 8 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、第1項に規定する職員及び看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第82条において同じ。）を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士_____を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。	家庭支援専門相談員、栄養士_____及び調理員並びに乳児が入所している施設にあっては看護師を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士_____を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。 2～6 略 (職員) 第68条 主として知的障害のある児童（自閉症児を除く。次項において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士_____、調理員及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士_____を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。 2 略 3 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、第1項に規定する職員並びに医師及び看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第82条において同じ。）を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士_____を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。 4～7 略 8 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、第1項に規定する職員及び看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第82条において同じ。）を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士_____を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

9～11 略

(職員)

第82条 児童発達支援センターには、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士又は管理栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下この項において同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かieriことができる。

(1) 児童40人以下を通わせる施設 栄養士又は管理栄養士

(2)～(5) 略

2～5 略

(職員)

第92条 児童心理治療施設には、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

2～5 略

(職員)

第100条 児童自立支援施設には、児童自立支援専門員、児童生活支援員、

9～11 略

(職員)

第82条 児童発達支援センターには、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士_____、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下この項において同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かieriことができる。

(1) 児童40人以下を通わせる施設 栄養士_____

(2)～(5) 略

2～5 約

(職員)

第92条 児童心理治療施設には、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士_____及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

2～5 略

(職員)

第100条 児童自立支援施設には、児童自立支援専門員、児童生活支援員、

嘱託医及び精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士又は管理栄養士並びに調理員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

2～6 略

嘱託医及び精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士_____並びに調理員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士_____を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

2～6 略

1—④ 介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第66号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(従業者の員数)</p> <p>第146条 指定短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業所ごとに置くべき指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節及び第4節において「短期入所生活介護従業者」という。）は、次に掲げるとおりとする。ただし、利用定員（当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第128条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第127条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第163条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が40人を超えない指定短期入所生活介護事業所にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士<u>又は管理栄養士</u>との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士<u>又は管理栄養士</u>を置かないことができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 栄養士<u>又は管理栄養士</u></p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第146条 指定短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業所ごとに置くべき指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節及び第4節において「短期入所生活介護従業者」という。）は、次に掲げるとおりとする。ただし、利用定員（当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第128条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第127条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第163条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が40人を超えない指定短期入所生活介護事業所にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士_____との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士_____を置かないことができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 栄養士_____</p>

<p>(5)・(6) (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第181条 基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。）は、次に掲げるとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士<u>又は管理栄養士</u>との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の栄養士<u>又は管理栄養士</u>を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 栄養士<u>又は管理栄養士</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第188条 指定短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業所ごとに置くべき短期入所療養介護従業者は、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士<u>又は管理栄養士</u></p> <p>(2) 療養病床を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護</p>	<p>(5)・(6) (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第181条 基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。）は、次に掲げるとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士_____との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の栄養士_____を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 栄養士_____</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第188条 指定短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業所ごとに置くべき短期入所療養介護従業者は、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士_____</p> <p>(2) 療養病床を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護</p>
--	--

<p>事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士又は管理栄養士及び理学療法士又は作業療法士</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士又は管理栄養士</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士_____及び理学療法士又は作業療法士</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士_____</p> <p>2・3 (略)</p>
---	---

1—⑤ 介護保険法に基づき指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第69号）新旧対照表

改正案	現行
<p>（従業者の員数）</p> <p>第128条 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節及び第4節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）は、次に掲げる者とする。ただし、利用定員（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第146条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準条例第145条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第138条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が40人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 栄養士又は管理栄養士</p>	<p>（従業者の員数）</p> <p>第128条 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節及び第4節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）は、次に掲げる者とする。ただし、利用定員（当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第146条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準条例第145条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第138条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が40人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士_____との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士_____を置かないことができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 栄養士_____</p>

<p>(5)・(6) (略) 2～6 (略)</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第165条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）は、次に掲げる者とする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) (略) (3) 栄養士又は管理栄養士 (4)・(5) (略) 2～5 (略)</p>	<p>(5)・(6) (略) 2～6 (略)</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第165条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）は、次に掲げる者とする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士_____との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の栄養士_____を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) (略) (3) 栄養士_____ (4)・(5) (略) 2～5 (略)</p>
<p>第172条 指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに置くべき介護予防短期入所療養介護従業者は、次に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。），介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士又は管理栄養士</p>	<p>第172条 指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに置くべき介護予防短期入所療養介護従業者は、次に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。），介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士_____</p>
<p>(2) 療養病床を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員（医療法（昭和23年法律第205号）に規定する看護補助者をいう。），栄養士又は管理栄養士及び理学療法士又は作業療法士</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士又は管理栄養士</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(2) 療養病床を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員（医療法（昭和23年法律第205号）に規定する看護補助者をいう。），栄養士_____及び理学療法士又は作業療法士</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士_____</p> <p>2・3 (略)</p>

1—⑥ 児童福祉法に基づき指定障害児通所支援の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第71号）新旧対照表

改正案	現行
第7条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）は、次に掲げる従業者を置かなければならぬ。ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあっては第3号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあっては第4号の調理員を置かぬことができる。	第7条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）は、次に掲げる従業者を置かなければならぬ。ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあっては第3号の栄養士_____を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあっては第4号の調理員を置かぬことができる。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 栄養士又は管理栄養士	(3) 栄養士_____
(4)・(5) (略)	(4)・(5) (略)
2～6 (略)	2～6 (略)
7 第1項（第1号を除く。）、第3項及び第5項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士又は管理栄養士及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。	7 第1項（第1号を除く。）、第3項及び第5項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士_____及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。
8～10 (略)	8～10 (略)

1—⑦ 児童福祉法に基づき指定障害児入所施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第72号）新旧対照表

改正案	現行
第5条 指定福祉型障害児入所施設は、次に掲げる従業者を置かなければならぬ。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては第4号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては第5号の調理員を置かぬことができる。	第5条 指定福祉型障害児入所施設は、次に掲げる従業者を置かなければならぬ。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては第4号の栄養士_____を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては第5号の調理員を置かぬことができる。
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(4) 栄養士又は管理栄養士	(4) 栄養士_____
(5)・(6) (略)	(5)・(6) (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
5 第1項各号（第1号を除く。）及び第3項に規定する従業者は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第4号の栄養士又は管理栄養士及び同項第5号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。	5 第1項各号（第1号を除く。）及び第3項に規定する従業者は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第4号の栄養士_____及び同項第5号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

1—⑧ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第73号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(食事)</p> <p>第88条　(略) 2～3　(略)</p> <p>4 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定生活介護事業所に栄養士又は管理栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。</p>	<p>(食事)</p> <p>第88条　(略) 2～3　(略)</p> <p>4 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定生活介護事業所に栄養士_____を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。</p>

1—⑨ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第74号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(食事)</p> <p>第38条　(略) 2～4　(略)</p> <p>5 指定障害者支援施設等は、食事の提供を行う場合において、指定障害者支援施設等に栄養士又は管理栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。</p>	<p>(食事)</p> <p>第38条　(略) 2～4　(略)</p> <p>5 指定障害者支援施設等は、食事の提供を行う場合において、指定障害者支援施設等に栄養士_____を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。</p>

1—⑩ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第75号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(食事)</p> <p>第44条 (略) 2～3 (略)</p> <p>4 生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、生活介護事業所に栄養士又は管理栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。</p>	<p>(食事)</p> <p>第44条 (略) 2～3 (略)</p> <p>4 生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、生活介護事業所に栄養士_____を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。</p>

1—⑪ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第78号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(食事)</p> <p>第30条 (略) 2～4 (略)</p> <p>5 障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、障害者支援施設に栄養士又は管理栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。</p>	<p>(食事)</p> <p>第30条 (略) 2～4 (略)</p> <p>5 障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、障害者支援施設に栄養士_____を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。</p>

1—⑫ 社会福祉法に基づき軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第63号）新旧対照表

改正案	現行
(職員配置の基準)	(職員配置の基準)
第12条 軽費老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。 ただし、入所定員が40人以下又は他の社会福祉施設等の栄養士又は <u>管理栄養士</u> との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホーム（入所者に提供するサービスに支障がない場合に限る。）にあっては第4号の栄養士 <u>又は管理栄養士</u> を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあっては第6号の調理員を置かないことができる。	第12条 軽費老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。 ただし、入所定員が40人以下又は他の社会福祉施設等の栄養士_____との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホーム（入所者に提供するサービスに支障がない場合に限る。）にあっては第4号の栄養士_____を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあっては第6号の調理員を置かないことができる。
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(4) 栄養士 <u>又は管理栄養士</u>	(4) 栄養士_____
(5)・(6) (略)	(5)・(6) (略)
2～8 (略)	2～8 (略)
9 第1項第4号の栄養士 <u>又は管理栄養士</u> 及び同項第5号の事務員のそれぞれのうち1人は、常勤でなければならない。	9 第1項第4号の栄養士_____及び同項第5号の事務員のそれぞれのうち1人は、常勤でなければならない。
10～12 (略)	10～12 (略)
付 則	付 則
1～11 (略)	1～11 (略)
(軽費老人ホームA型の職員配置の基準)	(軽費老人ホームA型の職員配置の基準)
12 軽費老人ホームA型には、次に掲げる職員を置かなければならない。 ただし、併設する特別養護老人ホームの栄養士 <u>若しくは管理栄養士</u> 、事務員、医師又は調理員その他の職員との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホームA型（入所者に提供されるサービスに支障がない場合に限る。）にあっては第5号の栄養士 <u>若しくは管理栄養士</u> 、第6号の事務員、第7号の医師又は第8号の調理員その他の職員を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームA型にあっては第8号の調理員を置かないことができる。	12 軽費老人ホームA型には、次に掲げる職員を置かなければならない。 ただし、併設する特別養護老人ホームの栄養士_____、事務員、医師又は調理員その他の職員との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホームA型（入所者に提供されるサービスに支障がない場合に限る。）にあっては第5号の栄養士_____、第6号の事務員、第7号の医師又は第8号の調理員その他の職員を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームA型にあっては第8号の調理員を置かないことができる。
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
(5) 栄養士 <u>又は管理栄養士</u>	(5) 栄養士_____
(6)～(8) (略)	(6)～(8) (略)
13～17 (略)	13～17 (略)
18 付則第12項第5号の栄養士 <u>又は管理栄養士</u> は、常勤の者でなければならない。	18 付則第12項第5号の栄養士_____は、常勤の者でなければならない。
19～27 (略)	19～27 (略)

1—⑬ 老人福祉法に基づき養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第64号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第13条 養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。 ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員50人未満の養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホームの栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。）にあっては第6号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあっては第7号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 栄養士又は管理栄養士</p> <p>(7) (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 第1項第3号、第6号及び第7号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、規則で定めるところにより、これを置かないことができる。</p>	<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第13条 養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。 ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員50人未満の養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホームの栄養士_____との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。）にあっては第6号の栄養士_____を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあっては第7号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 栄養士_____</p> <p>(7) (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 第1項第3号、第6号及び第7号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士_____又は調理員、事務員その他の職員については、規則で定めるところにより、これを置かないことができる。</p>

1—⑭ 老人福祉法に基づき特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第65号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第12条 特別養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が40人を超えない特別養護老人ホームにあっては、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 栄養士又は管理栄養士</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 特別養護老人ホームに規則で定める事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、規則で定めるところにより、これを置かないことができる。</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第46条 地域密着型特別養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。</p>	<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第12条 特別養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が40人を超えない特別養護老人ホームにあっては、他の社会福祉施設等の栄養士_____との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士_____を置かないことができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 栄養士_____</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 特別養護老人ホームに規則で定める事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士_____、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、規則で定めるところにより、これを置かないことができる。</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第46条 地域密着型特別養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士_____との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士_____を置かないことができる。</p>

(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
(5) 栄養士又は管理栄養士	(5) 栄養士_____
(6)・(7) (略)	(6)・(7) (略)
2～7 (略)	2～7 (略)
8 第1項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、規則で定めるところにより、これを置かないことができる。	8 第1項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士_____、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、規則で定めるところにより、これを置かないことができる。
9・10 (略)	9・10 (略)
11 地域密着型特別養護老人ホームにあっては、規則で定める事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、規則で定めるところにより、これを置かないことができる。	11 地域密着型特別養護老人ホームにあっては、規則で定める事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士_____、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、規則で定めるところにより、これを置かないことができる。
12～14 (略)	12～14 (略)

1—⑯ 介護保険法に基づき指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第67号）新旧対照表

改正案	現行
第5条 (略)	第5条 (略)
2～9 (略)	2～9 (略)
10 指定介護老人福祉施設に規則で定める事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員については、規則で定めるところにより、これを置かないことができる。	10 指定介護老人福祉施設に規則で定める事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士_____又は機能訓練指導員については、規則で定めるところにより、これを置かないことができる。
11 (略)	11 (略)

1—⑯ 社会福祉法に基づき女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和6年条例第32号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(職員配置の基準)</p> <p>第10条 女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、第3号の職員を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 栄養士<u>若しくは管理栄養士</u>又は調理員 1以上</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(職員配置の基準)</p> <p>第10条 女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、第3号の職員を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 栄養士_____又は調理員 1以上</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>

2 茨城県健やかこども基金条例（平成21年条例第3号）新旧対照表

改正案	現行
<p>○茨城県健やかこども基金条例</p> <p style="text-align: right;">平成21年3月17日 茨城県条例第3号</p> <p>付 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例は、<u>令和12年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3 この条例が効力を失う際に基金に属する現金は、一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。</p>	<p>○茨城県健やかこども基金条例</p> <p style="text-align: right;">平成21年3月17日 茨城県条例第3号</p> <p>付 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例は、<u>令和7年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3 この条例が効力を失う際に基金に属する現金は、一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。</p>

令和 7 年第 1 回定例会

保健福祉医療委員会資料

令和 6 年度包括外部監査の結果及び今後の対応について

令和 7 年 3 月 13 日
福 祉 部

保健福祉医療委員会説明資料

福祉部 福祉政策課、長寿福祉課、子ども未来課

項目	令和6年度包括外部監査の結果及び今後の対応について										
1 監査の実施経過											
(1) 監査テーマ 基金等の管理と運用について											
(2) 監査対象機関 基金所管課等40機関 ※38基金 (総務部(4) 政策企画部(3) 県民生活環境部(5) 防災・危機管理部(2) 保健医療部(5) 福祉部(3) 営業戦略部(1) 立地推進部(1) 産業戦略部(2) 農林水産部(4) 土木部(2) 会計事務局(1) 企業局(2) 病院局(1) 教育庁(4))											
(3) 監査の要点 ・基金等の管理及び運用に係る事務が、関係法令・条例・規則等に準拠して適切に行われているか。 ・基金の規模は適正であり、見直し・廃止の検討が適時に行われているか。 ・基金が充当されている事業は、設置目的等に照らして有効かつ効率的に実施されているか。											
(4) 監査実施期間 令和6年7月5日～令和7年2月26日											
(5) 包括外部監査人 小笠原 隆 (公認会計士)											
2 監査結果											
(1) 指摘・意見の件数 3件 (指摘: 2件、意見: 1件) ※全体71件 (指摘33件、意見38件)											
(2) 主な指摘・意見											
<table border="1"><thead><tr><th>所属</th><th>基金名</th><th>指摘・意見の内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>福祉政策課</td><td>茨城県災害ボランティア活動支援基金</td><td>【基金管理（出納）カードの記載について】 ○ 基金管理（出納）カードの銘柄欄が預金とのみ記載されているが、基金事務の適切性の観点からは、預金の種別まで記載することが望ましい。（意見）</td></tr><tr><td>長寿福祉課 ※保健医療部 医療局医療 政策課共管</td><td>茨城県地域医療 介護総合確保基 金</td><td>【資金運用の効率性について】 ○ 複数年度の運用を前提とした安全性の高い債券での運用も運用方法の一つとして検討すべきである。（指摘） 【資金計画の策定について】 ○ 安全性を確保した上でより効率的な運用の検討の前提として資金計画が必要である。（指摘）</td></tr></tbody></table>			所属	基金名	指摘・意見の内容	福祉政策課	茨城県災害ボランティア活動支援基金	【基金管理（出納）カードの記載について】 ○ 基金管理（出納）カードの銘柄欄が預金とのみ記載されているが、基金事務の適切性の観点からは、預金の種別まで記載することが望ましい。（意見）	長寿福祉課 ※保健医療部 医療局医療 政策課共管	茨城県地域医療 介護総合確保基 金	【資金運用の効率性について】 ○ 複数年度の運用を前提とした安全性の高い債券での運用も運用方法の一つとして検討すべきである。（指摘） 【資金計画の策定について】 ○ 安全性を確保した上でより効率的な運用の検討の前提として資金計画が必要である。（指摘）
所属	基金名	指摘・意見の内容									
福祉政策課	茨城県災害ボランティア活動支援基金	【基金管理（出納）カードの記載について】 ○ 基金管理（出納）カードの銘柄欄が預金とのみ記載されているが、基金事務の適切性の観点からは、預金の種別まで記載することが望ましい。（意見）									
長寿福祉課 ※保健医療部 医療局医療 政策課共管	茨城県地域医療 介護総合確保基 金	【資金運用の効率性について】 ○ 複数年度の運用を前提とした安全性の高い債券での運用も運用方法の一つとして検討すべきである。（指摘） 【資金計画の策定について】 ○ 安全性を確保した上でより効率的な運用の検討の前提として資金計画が必要である。（指摘）									
※指摘 …適法性・正当性に問題がある事項及び経済的合理性の観点から問題のある事項で、具体的な改善措置を求めるもの 意見 …包括外部監査人からの提案で、改善の参考とするもの											
3 今後の対応											
<table border="1"><thead><tr><th>時期</th><th>内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>3月～5月</td><td>監査結果報告（指摘・意見）に対する改善措置を検討</td></tr><tr><td>6月中旬</td><td>第2回県議会定例会の関係常任委員会において改善措置を報告</td></tr><tr><td>7月下旬</td><td>監査委員による改善措置の公表</td></tr></tbody></table>			時期	内容	3月～5月	監査結果報告（指摘・意見）に対する改善措置を検討	6月中旬	第2回県議会定例会の関係常任委員会において改善措置を報告	7月下旬	監査委員による改善措置の公表	
時期	内容										
3月～5月	監査結果報告（指摘・意見）に対する改善措置を検討										
6月中旬	第2回県議会定例会の関係常任委員会において改善措置を報告										
7月下旬	監査委員による改善措置の公表										